

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
時事行財政モニターの受信	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	8,442,000	8,442,000	100.0%	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	12	
衛星放送番組CNNjの映像情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)日本ケーブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前1-3-10	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	12	
朝日ニュースターの視聴	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)衛星チャンネル 東京都渋谷区神宮前1-3-12	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	12	
健康管理システムの保守	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	会計法第29条の3第4項	1,817,088	1,817,088	100.0%	—	当該業者がシステムの著作権者人格権を有しており、唯一の相手方であるため。	5	
パーソナルコンピューター(本部、本省、航空局及び気象庁)のソフトウェア保守	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	日立ソフトウェアエンジニアリング(株) 東京都品川区東品川4-12-7	会計法第29条の3第4項	1,071,000	1,071,000	100.0%	—	当該業者がソフトウェアの著作権者人格権を有しており、唯一の相手方であるため。	5	
官報公告等掲載(単価契約)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	—	—	100.0%	—	当該業者一社のみが発行している印刷物であるため。	6	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日刊建設工業新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	3,320,100	3,320,100	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	
日刊建設産業新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項	1,411,200	1,411,200	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	
日刊建設通信新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)日刊建設通信新聞社 東京都千代田区神田錦町3-13-7	会計法第29条の3第4項	2,463,300	2,463,300	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	
上毛新聞 外	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)全販 東京都千代田区一ツ橋2-6-8	会計法第29条の3第4項	1,520,100	1,520,100	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	
朝日新聞外の購入／4月分	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	2,960,683	2,960,683	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	
朝日新聞外の購入／5月分	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年4月27日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	2,960,683	2,960,683	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	
朝日新聞外の購入／6月分	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年5月26日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	2,960,683	2,960,683	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
朝日新聞外の購入／7月分	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都霞ヶ関2-1-3	平成22年6月28日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	2,960,683	2,960,683	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等を行っているため。	10	
営繕積算システムRIBCの賃貸借	藤田伊織 大臣官房官庁営繕部千代田区2-1-2	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所:東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項	970,200	970,200	100.0%	8	本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したもので、システムの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているため、同法人と随意契約を結ぶものである。	19	
平成22年度保全業務支援システム運用業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 藤田伊織 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3千代田区2-1-2	平成22年4月1日	(財)建築保全センター:東京都中央区新川1-24-8	会計法第29条の3第4項	20,410,950	20,370,000	99.8%	4	本業務は、官庁施設の保全の実態把握、施設の現況に応じた保全を効率的かつ計画的に推進するため、各省各庁が所管する官庁営繕の保全に関する情報をインターネットを通じて蓄積・分析するとともに、その情報提供や管理業務等を支援するための「保全業務支援システム」の運用管理を行うものである。 本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の取決めのもとに財団法人建設保全センターに委託し開発したものである。本運用業務についても、同協議会の保全情報システム運用規定第2条第3項に基づき、同法人と随意契約を結ぶものである。	4	
不動産経済FAX-LINE	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 増田 優一 千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1NEOX新宿7F	会計法第29条の3第4項	—	151,200	—	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	12	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 増田 優一 千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	1,782,156	1,782,156	100.0%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	4	
宅建業電子申請システム電算処理等委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 増田 優一 千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	6,641,684	6,641,684	100.0%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	4	
建設業情報管理システムに係る情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 増田 優一 千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11番24号	会計法第29条の3第4項	—	630,000	—	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	北海道知事 北海道 札幌市中央区3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	426,000	426,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	青森県知事 青森県 青森市長島一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	226,000	226,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	岩手県知事 岩手県 盛岡市内丸10番1号	会計法第29条の3第4項	210,000	210,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	宮城県知事 宮城県 仙台市青葉区本町三丁目8の1	会計法第29条の3第4項	158,000	158,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	秋田県知事 秋田県 秋田市山王4丁目1-1	会計法第29条の3第4項	226,000	224,000	99.1%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	山形県知事 山形県 山形市松波二丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	169,000	169,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	福島県知事 福島県 福島市杉妻町2番16号	会計法第29条の3第4項	255,000	255,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	茨城県知事 茨城県 水戸市笠原町978番6	会計法第29条の3第4項	123,000	123,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	栃木県知事 栃木県 宇都宮市縞田1-1-20	会計法第29条の3第4項	116,000	116,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	群馬県知事 群馬県 前橋市大手町1-1-1	会計法第29条の3第4項	163,000	163,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	埼玉県知事 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	会計法第29条の3第4項	314,000	290,000	92.4%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	千葉県知事 千葉県 千葉市中央区市場町1番1号	会計法第29条の3第4項	269,000	269,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	東京都建設局長 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	374,000	374,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	神奈川県知事 神奈川県横浜市中区日本大通1	会計法第29条の3第4項	123,000	123,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	新潟県知事 新潟県新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	290,000	290,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	富山県知事 富山県富山市新総曲輪1-7	会計法第29条の3第4項	146,000	146,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	石川県知事 石川県 金沢市鞍月1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	208,000	208,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	福井県知事 福井県 福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	107,000	107,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	山梨県知事 山梨県 甲府市丸の内1-6-1	会計法第29条の3第4項	90,000	90,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	長野県知事 長野県 長野市大字南長野字 幅下692-2	会計法第29条の3第4項	382,000	382,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	岐阜県知事 岐阜県 岐阜市藪田南2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	207,000	207,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	静岡県知事 静岡県 静岡市葵区追手町9番6号	会計法第29条の3第4項	153,000	124,000	81.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	愛知県知事 愛知県 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	583,000	583,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	三重県知事 三重県 津市広明町13番地	会計法第29条の3第4項	177,000	177,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	滋賀県知事 滋賀県 大津市京町四丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	117,000	117,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	京都府知事 京都府 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	会計法第29条の3第4項	226,000	226,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	大阪府知事 大阪府 大阪市中央区大手町2丁目1番22号	会計法第29条の3第4項	301,000	224,000	74.4%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	兵庫県知事 兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	会計法第29条の3第4項	329,000	329,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	奈良県知事 奈良県 奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項	203,000	203,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	和歌山県知事 和歌山県 和歌山市小松原通一丁目一番地	会計法第29条の3第4項	276,000	276,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	鳥取県知事 鳥取県 鳥取市東町一丁目220番地	会計法第29条の3第4項	134,000	134,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	島根県知事 島根県 松江市殿町一番地	会計法第29条の3第4項	337,000	337,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	岡山県知事 岡山県 岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項	230,000	230,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	広島県知事 広島県 広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項	325,000	325,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	山口県知事 山口県 山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項	385,000	385,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	徳島県知事 徳島県 徳島市万代町一丁目一番地	会計法第29条の3第4項	181,000	181,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	香川県知事 香川県 高松市番町4-1-10	会計法第29条の3第4項	120,000	120,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	愛媛県知事 愛媛県 松山市一番町四丁目4番地2	会計法第29条の3第4項	173,000	173,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	高知県知事 高知県 高知市丸ノ内一丁目2-20	会計法第29条の3第4項	283,000	283,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	福岡県知事 福岡県 福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項	418,000	418,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	佐賀県知事 佐賀県 佐賀市城内一丁目一 番59号	会計法第29条の3第 4項	211,000	146,000	69.2%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	長崎県知事 長崎県 長崎市江戸町2番13 号	会計法第29条の3第 4項	174,000	174,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	熊本県知事 熊本県 熊本市水前寺6丁目1 8番1号	会計法第29条の3第 4項	446,000	446,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	大分県知事 大分県 大分市大手町3丁目1 -1	会計法第29条の3第 4項	221,000	221,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	宮崎県知事 宮崎県 宮崎市橋通東2丁目1 0番一号	会計法第29条の3第 4項	562,000	562,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	鹿児島県知事 鹿児島 県鹿児島市鴨池新 町一〇番一号	会計法第29条の3第 4項	499,000	497,000	99.6%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
平成22年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省河川局長 佐藤直良 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年5月25日	沖縄県知事 沖縄県 那覇市泉崎1-2-2	会計法第29条の3第 4項	200,000	200,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	12	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 道路局長 金井道夫(国 土交通省道路局:東京 都千代田区霞が関2-1 -3)	平成22年4月1日	(財)日本道路交通情 報センター:東京都千 代田区飯田橋1丁目5 番10号	会計法第29条の3第 4項	—	208,474,000	—	—	本法人は、警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し、より正確かつ詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立することを開議報告された団体であり、必要となるシステムや全国ネットワークを有するとともに、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の団体であるため。	1	
新聞(日刊建設工業新聞)購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9 -15	平成22年4月1日	(株)日刊建設工業新 聞社 東北支社 仙台市青葉区上杉1- 5-15	会計法第29条の3第 4項	1,713,600	1,713,600	100.0%	—	当該契約相手方以外には、販売を行っている者がいない。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	—	2,835,000	—	—	他に当該情報を提供できる業者がいないため	12	
iJAMP情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(株)時事通信社仙台支社 仙台市青葉区上杉1-5-15	会計法第29条の3第4項	—	4,410,000	—	—	他に当該情報を提供できる業者がいないため	12	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	—	1,367,523	—	3	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区新川1-4-1	会計法第29条の3第4項	—	1,999,815	—	2	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	
営繕積算システムRIBC賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	—	1,832,250	—	8	当該契約相手方と契約することが最も適当と考えられるため。	19	
公示新聞掲載単価契約(日刊建設産業新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項	公示案件1件につき ¥15,750	公示案件1件につき ¥15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	単価契約
公示新聞掲載単価契約(日刊建設工業新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	公示案件1件につき ¥15,750	公示案件1件につき ¥15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	単価契約

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
公示新聞掲載単価契約(建設通信新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(株)日刊建設通信新聞社 東北支社 仙台市青葉区二日町3-10	会計法第29条の3第4項	公示案件1件につき ¥15,750	公示案件1件につき ¥15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	単価契約
工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年4月1日	(財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項	—	7,560,000	—	6	他に当該情報を提供できる業者がいないため	12	
道路情報提供システム維持管理運営業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青森河川国道事務所長 久保田 一 青森県青森市中央三丁目20番38号	平成22年4月28日	特定非営利活動法人 青森ITSClub 青森市篠田2-3-17	会計法第29条の3第4項	—	3,937,500	—	—	青森県内の道路情報ポータルサイトとして広く利用されている「青森みち情報」を青森県幹線道路協議会の各道路管理者が活用することで、路面状況や通行規制等の道路情報を広範囲に提供することができ、道路利用者にとっても一元的で質の高い情報が得られることから、本システムの稼働当初から青森県の委託を受け、密接な連携の下にシステムの開発・管理・運用を行っている当該法人と契約する必要があるため。	19	
ガソリン外購入単価契約	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台河川国道事務所長 川崎博巳 仙台市太白区郡山5-6-6	平成22年4月1日	宮城県石油商業協同組合 仙台市青葉区二日町12-6	会計法第29条の3第5項	3,468,704	3,388,102	97.7%	—	県内唯一の石油販売業者をもって構成している事業協同組合であるため	5	単価契約
図面用(AO版)電子複写機等の珍な賃借及び保守契約(O711)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台河川国道事務所長 川崎博巳 仙台市太白区郡山5-6-6	平成22年4月1日	富士ゼロックス(株) 仙台営業所 仙台市青葉区五橋1-1-23	会計法第29条の3第4項	月額 357,945	月額 357,945	100.0%	—	継続して使用することが効率的で円滑な業務の遂行できるため	5	
交通流データ収集処理装置賃借	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台河川国道事務所長 川崎博巳 仙台市太白区郡山5-6-6	平成22年4月1日	三菱UFJリース(株)京都支店 京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町10-6	会計法第29条の3第4項	1,185,534	1,185,534	100.0%	—	装置を保有する業者が当該業者以外にないため	5	
サーバー等賃借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台河川国道事務所長 川崎博巳 仙台市太白区郡山5-6-6	平成22年4月1日	テクノ・マインド(株) 仙台市宮城野区榴岡1-6-11	会計法第29条の3第4項	1,234,800	1,234,800	100.0%	—	賃借契約の継続期間であるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガソリン外単価契約	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 山形県西村山郡西川町大字砂子関158	平成22年4月1日	山形県石油協同組合 山形市北町二丁目5-26	会計法第29条の3第4項	2,294,509	2,019,042	88.0%	—	事務所・支所・情報連絡所、寒河江市及び長井市周辺の複数箇所での給油できる者は、山形県石油協同組合以外にない。	14	単価契約
模写電送装置賃貸借及び保守(09-10)	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局 玉川ダム管理所長 千葉和民 仙北市田沢湖玉川字下水無92	平成22年4月1日	(株)渡敬 横手市卸町2-2	会計法第29条の3第4項	非公表	1,226,400	—	—	賃貸借契約の継続期間であるため	19	
災害対策用機械統合管理システム情報通信料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局 東北技術事務所長 林崎 吉克 多賀城市桜木3-6-1	平成22年4月1日	(株)デンソー東北 仙台市宮城野区苦竹2-6-1	会計法第29条の3第4項	—	予定調達総額 3,818,000	—	—	他に該当情報発信のできる業者がいないため	12	
企業情報提供業務	支出負担行為担当 官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	5	本業務は、工事現場における監理技術者の適正な配置及び施工体制の確認を行うために必要な建設者に関する建設業の許可情報、公共工事の発注者が必要とする建設業者に関する審査に関する情報、各建設業者に所属する技術者の情報及び建設業法第26条第3項に定める監理技術者の公共事業への専任状況の情報の提供を受けけるもので、入札参加資格の現(財)建設業技術者センターは、建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」旨の中央建設業審議会の建議を踏まえ、自らの発注機関が必要とする情報として提供する企業情報(発注者支援データベース)を開発、運用、管理している機関である。本業務の発注に当たり指定資格者証交付機関の指定に関し、建設業法施行規則第17条の34にある指定状況に変更がないか国土交通本省へ照会したところ、変更がない旨回答があり、上記法人以外に指定されていないことが確認された。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等委託業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,372,254	1,372,254	100.0%	3	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等委託業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものである。極めて公益性の高い行政事務の一部を行わせるにあたって、免許行政庁の強い監督下におかれる法人に対し作成・管理させることとして、国土交通省と47都道府県との間で設置された宅建業法主管者協議会において定められた「宅地建物取引業免許事務等処理システム及び宅建業電子申請システムに関する取決書」(平成14年6月14日施行)に基づき当該法人を唯一の管理主体として取り決めたものである。以上の理由から、本業務については、財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するものである。【根拠条文】会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	12	
平成22年度 時事行政情報提供業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	241,500	241,500	100.0%	—	国土交通省北陸地方整備局では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。(株)時事通信社の「JAMP」は上記情報の他、過去10年以上遡れるデータベースや行政情報など内容が充実しており、また三役会見の速報や官庁速報など、他のメディアには無い情報を有している。これらの情報をインターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	12	年間予定調達額 ¥2,898,000 円

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7F	会計法第29条の3第4項	1,943,945	1,943,945	100.0%	2	建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、① 建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する② 建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うことを等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、外部の法人等が所有する「上記を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。現時点では、① 財団法人建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外には、本業務に利用可能なシステムが存在しておらず、② また、本業務については、上記の通り、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との間における取り決めにおいて、本業務については上記財団法人が所有するシステムを活用して審査事務と情報管理のOA化を行うこととしていることから、上記財団法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。以上の理由から、本業務については、財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。【根拠条文】会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	12	年間予定調達額 ¥1,943,945 円
営繕積算システムRIBC賃貸借	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	147,008	147,008	100.0%	8	営繕積算システムRIBCは、昭和58年に建設省(国土交通省)、各都道府県及び政令指定都市で構成された「営繕積算システム等開発利用協議会」で共同開発された「営繕積算システム」を基に、処理性能、操作性及び業務の性格上要求されるデータの機密性に十分考慮して、財団法人建築コスト管理システム研究所において開発されたものであり、当該法人が著作権を有している。当該積算システムは、その内容において公共建築工事の特性が十分反映されたものとなっており、公共建築工事の積算及び予定価格算出においてその使用に耐える性能を有する、唯一の積算システムである。財団法人建築コスト管理システム研究所は、公共建築物のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究、開発等を行い、建築物のコスト管理システムの高度化を推進することにより、社会基盤として質の高い建築物の整備及び建築技術の向上に資することを目的に設立された法人であり、当該システムの賃貸借及びサポート業務を実施している唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条第3号に基づき、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。	12	年間予定調達額 ¥1,764,096 円

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	735	735	100.0%	—	本業務は、「政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年11月18日政令第300号)」に基づき、調達する契約の内容等について、官報に公告掲載を依頼するものである。官報は、官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年総理府令・大蔵省令第1号)第1条により、公告等を掲載するものとされており、国立印刷局は、国(官報に関する指揮命令権に有する内閣府)と「官報の編集、印刷及び普及事務の委託に関する契約書」を締結しており、本業務を履行できる唯一の法人である。以上ことから、本業務を上記の者と会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。	6	年間予定調達額 ¥3,601,500円
西川排水機場及び鳥屋野潟排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 日下部 隆昭 新潟市中央区文京町14-13	平成22年4月1日	新潟市 新潟県新潟市中央区 学校町通1番町602番地1	会計法第29条の3第4項	1,483,775	1,483,775	100.0%	—	本業務は、新潟市内の1級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の西川排水機場及び鳥屋野潟排水機場について、洪水時においてゲートの開閉操作及びポンプの運転操作を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする、とされている。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により新潟市長と随意契約を締結するものである。	4	
寛路津水門他操作業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 日下部 隆昭 新潟市中央区文京町14-13	平成22年4月1日	新潟市 新潟県新潟市中央区 学校町通1番町602番地1	会計法第29条の3第4項	1,003,017	1,003,017	100.0%	—	本業務は、新潟市内の1級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の寛路津水門、山田川樋管、子成場雨水排水樋門、小須戸雨水排水樋門、水田第1雨水排水樋門及び水田第2雨水排水樋門について、洪水時においてゲートの開閉操作を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする、とされている。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により新潟市長と随意契約を締結するものである。	4	
柳場第1雨水排水樋門他操作業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 日下部 隆昭 新潟市中央区文京町14-13	平成22年4月1日	三条市 新潟県三条市旭町2-3-1	会計法第29条の3第4項	1,663,816	1,663,816	100.0%	—	本業務は、三条市内の1級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の柳場第1雨水排水樋門、柳場第2雨水排水樋門、三貫地雨水排水樋門、須頃雨水排水樋門、六ノ町雨水排水樋門、大島第1雨水排水樋門、大島第2雨水排水樋門、大島第3雨水排水樋門、粟林雨水排水樋門、石上雨水排水樋門及び中島の島川排水樋門について、信濃川の洪水時においてゲートの開閉作業を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする、とされている。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により三条市長と随意契約を締結するものである。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
胡桃山排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長 東川 敏 新潟県新潟市秋葉区南町14-28	平成22年4月1日	新潟市 新潟県新潟市中央区 学校町通1番町602番地1	会計法第29条の3第4項	1,393,257	1,393,257	100.0%	—	本業務は、新潟市内の一級河川阿賀野川直轄管理区間に存する河川管理施設の胡桃山排水機場について、阿賀野川の洪水時において操作を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする、とされている。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規程により、潟市長と随意契約を行うものである。	4	
平成22年度五千石遺跡発掘調査(長岡市)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 澤野 久弥 長岡市信濃1-5-30	平成22年4月1日	長岡市長 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	58,598,400	58,598,400	100.0%	—	本調査は、老朽化した大河津可動堰の改築のため、堰改築箇所となる大河津分水路内で確認された五千石遺跡について、遺跡内容の記録及び保存を図ることを目的として行うものである。遺跡発掘調査は、文化財保護のひとつの行為であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、文化財の保護は教育委員会の職務権限とされている。また、発掘調査にあたっては、高度な学術上の知識を有するほか、地域・遺跡ごとに発掘調査の精度や保存方法等の扱いに差が生じないようにする必要がある。本発掘調査箇所は、長岡市寺泊地先にあることから長岡市教育委員会がその保存に関する職務権限を有している。また、長岡市教育委員会は発掘調査に関し高度な知識を有する専門職員等調査体制を整備している。よって、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、上記団体と随意契約を結ぶものである。	1	
し尿浄化槽清掃及び維持管理単価契約	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 澤野 久弥 長岡市信濃1-5-30	平成22年4月1日	(有)藤中興業 新潟県西蒲原郡吉田町水道町1-18	会計法第29条の3第4項	1,072,460	1,072,460	100.0%	—	本業務は、大河津出張所外1箇所において浄化槽清掃及び維持管理を行うものである。浄化槽清掃等業務は市町村長の許可を有する業者のみが行えるもので、燕市の旧分水町地域においては上記業者のみがこの許可を有している。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、随意契約を結ぶものである。	1	年間予定調達額 ¥1,072,459円
三条国道出張所建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 長岡国道事務所長 倉重 毅 長岡市中沢4-430-1	平成22年4月1日	川口商事(株) 新潟県三条市東三条一丁目5番1号	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	—	本件は、旧三条国道出張所庁舎が老朽化により大規模改修が必要になったため、平成10年3月より現在の建物を借り上げし、庁舎として使用しているものである。三条国道出張所は国道289号の三条市塩野淵～福島県只見町にいたる通称八十里越え区間(20.8km)の改築工事の施工管理及び関係機関との調整を担当しており、平成22年度も引き続き県境の9号トンネル、8号橋梁等の工事を推進する予定である。現在の三条国道出張所は施工現場にも近いことから、本年度も出張所庁舎として借り上げを行うものである。	5	
古渡路遺跡外発掘資料整理業務委託	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長 平賀 和文 村上市藤沢27-1	平成22年4月1日	新潟県知事 新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	101,049,348	101,049,348	100.0%	—	古渡路遺跡外発掘資料整理業務委託 委託理由書本業務は、平成21年度までに新潟県教育委員会が発掘調査を実施した遺跡である、「古渡路遺跡」、「長割遺跡」について、資料整理・報告書印刷を行うものである。なお、埋蔵文化財関係の事務は、新潟県の自治事務となっていることから、本業務は新潟県知事泉田裕彦に委託するものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高田出張所庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 高田河川国道事務所長 大石 登 上越市南新町3-56	平成22年4月1日	上越市長 新潟県上越市木田1-1-3	会計法第29条の3第4項	2,078,921	2,078,921	100.0%	—	高田出張所の敷地は上越市の所有である。土地の所有者である上越市長と土地賃貸借契約を随意契約で締結するものである。	5	
庁舎敷地賃貸借	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成22年4月1日	砺波市土地開発公社 富山県砺波市岩屋464	会計法第29条の3第4項	8,461,836	8,461,836	100.0%	—	契約相手方が土地所有者であること、その上物として設置されている庁舎は当事務所所管の国有財産であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると思慮されるため	5	
宿舍借上料(太郎丸第三宿舍)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	2,304,000	2,304,000	100.0%	—	近隣宿舍に空きが無く、民間のアパートの空き状況・家賃等についても照会を行ったが、既契約の方が安価であったため	5	
宿舍借上料(太郎丸第七宿舍)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,752,000	1,752,000	100.0%	—	近隣宿舍に空きが無く、民間のアパートの空き状況・家賃等についても照会を行ったが、既契約の方が安価であったため	5	
宿舍借上料(太郎丸第八宿舍)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成22年4月1日	(有)ジーエム商事 富山県砺波市太郎丸2丁目36番地	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	—	近隣宿舍に空きが無く、民間のアパートの空き状況・家賃等についても照会を行ったが、既契約の方が安価であったため	5	
宿舍及び倉庫敷地賃貸借	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成22年4月1日	砺波市水道事業者 砺波市長 上田信雅 富山県砺波市栄町7番3号	会計法第29条の3第4項	3,876,732	3,876,732	100.0%	—	契約相手方が土地所有者であること、その上物として設置されている宿舍は当事務所所管の国有財産であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると思慮されるため	5	
建物賃貸借契約(アクティ駅西)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 森本 励 金沢市西念4-23-5	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	996,000	996,000	100.0%	—	本件は、平成15年に独身寮の改築があり全体的に、宿舍事情が窮迫したため、借上宿舍として契約したものである。本年度も宿舍として必要なため、上記相手方と継続して随意契約を行うものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建物賃貸借契約(ぶち・ふあーすと)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 森本 励 金沢市西念4-23-5	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	—	本件は、金沢市内から勤務地への通勤が困難であり、借上宿舎として契約したものである。本年度も宿舎として必要なため、上記相手方と継続して随意契約を行うものである。	5	
建物賃貸借契約(ハイライズ山田)	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 森本 励 金沢市西念4-23-5	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	936,000	936,000	100.0%	—	本件は、金沢市内から勤務地への通勤が困難であり、借上宿舎として契約したものである。本年度も宿舎として必要なため、上記相手方と継続して随意契約を行うものである。	5	
宮川樋門外施設管理業務委託	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 安達 孝実 長野市鶴賀字峰村74	平成22年4月1日	千曲市長 長野県千曲市杭瀬下 84番地	会計法第29条の3第4項	1,039,862	1,039,862	100.0%	—	本業務は、千曲市内の一級河川更級川直轄管理区間に存する河川管理施設の宮川樋門、更級川排水機場及び一級河川沢山川直轄管理区間に存する河川管理施設の土口水門、一級河川荒砥沢川直轄管理区間に存する河川管理施設の荒砥沢排水樋門、八王子排水機場及び八王子救急内水排水機場について、千曲川の洪水時においてゲートの開閉操作及び排水機場操作を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする。こと、とされている。よって、本業務を遂行することが可能な唯一の機関である千曲市長と上記適用法令に基づき随意契約を締結するものである。適用法令:会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	4	
平成22年度替佐・柳沢遺跡発掘に係る整理作業	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 安達 孝実 長野市鶴賀字峰村74	平成22年4月1日	(財)長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センター 長野県千曲市屋代字清水260-6	会計法第29条の3第4項	38,724,000	38,724,000	100.0%	—	本調査は、長野県中野市替佐地先及び同市柳沢地先に施工する築堤工事において、同範囲内に遺跡の埋蔵が確認されたことから文化財保護法に基づき発掘調査を行うものであり、本年度は出土した遺物の整理作業を実施するものである。当該公益法人は長野県が委託する文化施設及びその他の施設の管理運営並びに埋蔵文化財調査及び研究その他必要な事業を行い、もって長野県民の文化の向上に寄与することを目的とした公益法人である。埋蔵文化財については、文化財保護法第99条により、埋蔵文化財が包蔵すると認められる土地の発掘は、地方公共団体が施行するとされている。本件に関する調査は、事前に長野県教育委員会と協議を行い、平成18年3月17日付けで締結した「替佐築堤及び柳沢築堤工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施に関する協定書」に基づき、(財)長野県文化振興事業団が行うこととなっている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、(財)長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センターと随意契約を行うものである。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
石川職能校実習棟末松廃寺出土品整理業務	分任支出負担行為担当 官北陸地方整備局 金沢営繕事務所長 田中 弘 金沢市西念3-4-1	平成22年4月1日	石川県知事 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	1,010,000	1,010,000	100.0%	—	本業務は、石川職能校の実習棟増築工事において、増築部分が末松廃寺の遺跡箇所該当するため、遺跡内容の記録及び保存を図ることを目的として行なうものであり、「石川職能校実習棟末松廃寺発掘調査業務」(受託者：石川県、履行期間平成21年4月1日から平成23年3月31日)で出土した遺物を記録整理する業務である。遺跡発掘調査は、文化財保護のひとつの行為であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、文化財の保護は教育委員会の職務権限とされている。発掘調査にあたっては、高度な学術上の知識を有するほか、地域・遺跡ごとに発掘調査の精度や保存方法等の扱いに差が生じないようにする必要がある。本発掘調査箇所は、石川県石川郡野々市町末松にあることから石川県教育委員会がその保存に関する職務権限を有している。また、石川県教育委員会は発掘調査及び整理に関し高度な知識を有する専門職員等の体制を整備している。よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、上記団体と随意契約を締結するものである。	1	
信濃川(小千谷市東小千谷地区)堤防除草作業委託	分任支出負担行為担当 官北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 澤野 久弥 長岡市信濃1-5-30	平成22年5月20日	小千谷市長 新潟県小千谷市城内 2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	2,965,888	2,965,888	100.0%	—	河川法99条を法令根拠とし、小千谷市に除草作業を委託するものである。	4	
電気料	分任支出負担行為担当 官中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 今井 一之 多治見市小田町4-8-6	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市中区東新町 1	会計法第29条の3第4項	75,000,000	75,000,000	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 今井 一之 多治見市小田町4-8-6	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	4,000,000	4,000,000	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度東加賀野井排水ひ管外6施設操作業務	分任支出負担行為担当 官中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目1番	平成22年4月1日	一宮市 一宮市本町2丁目5-6	会計法第29条の3第4項	1,586,788	1,586,788	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度大和排水ひ管外6施設操作業務	分任支出負担行為担当 官中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目1番	平成22年4月1日	揖斐川町 岐阜県揖斐郡揖斐川 町三輪133	会計法第29条の3第4項	1,406,286	1,406,286	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度横曽根排水ひ管外7施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目2番	平成22年4月1日	大垣市 大垣市丸の内2-29	会計法第29条の3第4項	1,053,913	1,053,913	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度新水門川排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目3番	平成22年4月1日	大垣輪中水防事務所 組合 大垣市丸の内2-29	会計法第29条の3第4項	2,698,281	2,698,281	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度花田川排水機場外2施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目4番	平成22年4月1日	大野町 岐阜県揖斐郡大野町 大字大野80	会計法第29条の3第4項	2,872,449	2,872,449	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度糸貫川天王川排水機場外7施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目5番	平成22年4月1日	岐阜県 岐阜市藪田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	15,036,678	15,036,678	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度新荒田川論田川排水機場外47施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目6番	平成22年4月1日	岐阜県 岐阜市藪田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	19,875,535	19,875,535	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度根尾川排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目7番	平成22年4月1日	岐阜市 岐阜市今沢町18	会計法第29条の3第4項	2,260,898	2,260,898	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度平野井川排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目8番	平成22年4月1日	神戸町 岐阜県安八郡神戸町 大字神戸1111	会計法第29条の3第4項	2,335,738	2,335,738	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度西谷川排水ひ管外14施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目9番	平成22年4月1日	坂祝町 岐阜県加茂郡坂祝町 取組46-18	会計法第29条の3第4項	3,275,106	3,275,106	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度新桑原川排水機場外3施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目10	平成22年4月1日	羽島市 羽島市竹鼻町55	会計法第29条の3第4項	8,123,377	8,123,377	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度加茂川排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目11	平成22年4月1日	美濃加茂市 美濃加茂市太田町 3431-1	会計法第29条の3第4項	2,447,419	2,447,419	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度金草川排水機場外5施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目12	平成22年4月1日	養老町 岐阜県養老郡養老町 高田798	会計法第29条の3第4項	3,560,233	3,560,233	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度福東排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目13	平成22年4月1日	輪之内町 岐阜県安八郡輪之内 町四郷2530-1	会計法第29条の3第4項	1,149,334	1,149,334	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度今渡ダム魚道維持管理業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 長 石橋 良啓 岐阜市忠節町5丁目14	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪府大阪市北区中 之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	4,504,500	4,504,500	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度東海環状自動車道(養老JCT~大垣西IC)に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所 長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成22年4月1日	岐阜県 岐阜市荻田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	525,000,000	525,000,000	100.0%	—	当該箇所においては埋蔵文化財が存在しているおり、本調査は遺跡の記録保存のために行うものであるため、特殊な専門技術を特に必要とすることから、岐阜県に委託し実施するものである。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度156号岐阜東バイパスに伴う埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-2	平成22年4月1日	岐阜県 岐阜市荻田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	50,735,000	50,735,000	100.0%	—	当該箇所においては埋蔵文化財が存在している。本調査は遺跡の記録保存のために行うものであるため、特殊な専門技術を特に必要とすることから、岐阜県に委託し実施するものである。	4	
一般国道475号東海環状自動車道事業に伴う東海道新幹線岐阜羽島・米原間378km010m付近(仮称)綾野こ線橋(暫定供用部分)新設工事(平成22年度)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-3	平成22年4月1日	東海旅客鉄道(株) 名古屋市中村区名駅1-3-4	会計法第29条の3第4項	560,490,000	560,490,000	100.0%	—	当該こ線橋の新設事業は、当該橋梁が東海道新幹線を跨ぐ箇所に位置することから、当該鉄道施設管理者である東海旅客鉄道(株)と、平成21年10月1日付「一般国道475号東海環状自動車道事業に伴う東海道新幹線岐阜羽島・米原間378km010m付近で交差する(仮称)綾野こ線橋(暫定供用部分)新設工事に関する協定」を締結し、本協定に基づき東海旅客鉄道(株)に委託契約をするものである。	19	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-4	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	—	1,200,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	9	
平成22年度ETCコーポレートカード利用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-5	平成22年4月1日	中日本高速道路(株) 名古屋市中区錦2-18-19	会計法第29条の3第4項	—	1,600,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	19	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-6	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市中区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	135,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-7	平成22年4月1日	北陸電力(株) 富山県富山市牛島町15-1	会計法第29条の3第4項	—	5,800,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-8	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,600,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-9	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	5,700,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-10	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	2,600,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話回線専用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-11	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	5,400,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度中部縦貫自動車道に伴う埋蔵文化財発掘調査(岐阜県)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局高山国道事務所長 鈴木 学 高山市上岡本町7-425	平成22年4月1日	岐阜県 岐阜市数田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	20,000,000	20,000,000	100.0%	—	当該箇所においては埋蔵文化財が存在している。本調査は遺跡の記録保存のために行うものであるため、特殊な専門技術を持つに必要とすることから、岐阜県に委託し実施するものである。	4	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局新丸山ダム工事事務所長 石原 篤 岐阜県加茂郡八百津町八百津3351	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	2,500,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度 安倍川静岡市内樋管操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡河川事務所長 岡田 昌之 静岡市葵区田町3-108	平成22年4月1日	静岡市 静岡市葵区追手町5-1	会計法第29条の3第4項	1,912,761	1,912,761	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 大井川島田市内樋管操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡河川事務所長 岡田 昌之 静岡市葵区田町3-109	平成22年4月1日	島田市 島田市中央町1-1	会計法第29条の3第4項	1,121,672	1,121,672	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡河川事務所長 岡田 昌之 静岡市葵区田町3-110	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	7,357,946	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡河川事務所長 岡田 昌之 静岡市葵区田町3-111	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	2,734,126	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡河川事務所長 岡田 昌之 静岡市葵区田町3-112	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,061,764	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡河川事務所長 岡田 昌之 静岡市葵区田町3-113	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	2,212,287	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8-1	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	108,648,101	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8-2	平成22年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の3第4項	—	57,999,428	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8-3	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	16,269,491	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料(携帯電話ドコモ)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国 道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8- 4	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市中区東桜1 -1-10	会計法第29条の3第 4項	-	1,844,293	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
水道料(事務所分他)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国 道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8- 5	平成22年4月1日	静岡市公営企業管理 者 静岡市葵区追手町5-1	会計法第29条の3第 4項	-	2,112,270	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
水道料(岡部町道の駅)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国 道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8- 6	平成22年4月1日	藤枝市水道事業管理 者 藤枝市岡出山1-11-1	会計法第29条の3第 4項	-	1,997,150	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
水道料(富士川PA)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国 道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8- 7	平成22年4月1日	富士市水道事業管理 者 富士市永田町1-100	会計法第29条の3第 4項	-	2,495,907	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国 道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8- 8	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関一丁目3番2号	会計法第29条の3第 4項	-	1,217,890	-	-	供給することが可能な業者が一である。	9	
ガス代	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局静岡国 道事務所長 畠中 秀人 静岡市葵区南安倍2-8- 9	平成22年4月1日	静岡ガス(株) 静岡県静岡市八幡1 -6-1	会計法第29条の3第 4項	-	4,562,882	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局沼津河 川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成22年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-3	会計法第29条の3第 4項	-	22,111,705	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-3	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	—	8,198,372	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-4	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 2-3-2	会計法第29条の3第4項	—	2,822,986	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-5	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1 -1-10	会計法第29条の3第4項	—	3,747,409	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
インターネット使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-6	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	4,149,811	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-7	平成22年4月1日	(株)ビック東海 静岡市葵区常盤町2 -6-8	会計法第29条の3第4項	—	1,086,624	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度 水閘門操作委託 (沼津市)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-8	平成22年4月1日	沼津市長 沼津市御幸町16-1	会計法第29条の3第4項	5,210,994	5,210,994	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 水閘門操作委託 (三島市)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-9	平成22年4月1日	三島市長 三島市北田町4-47	会計法第29条の3第4項	1,744,787	1,744,787	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 水閘門操作委託(清水町)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-10	平成22年4月1日	清水町 静岡県駿東郡清水町 堂庭210-1	会計法第29条の3第4項	1,407,345	1,407,345	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 水閘門操作委託(伊豆の国市)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-11	平成22年4月1日	伊豆の国市 伊豆の国市長岡340-1	会計法第29条の3第4項	5,625,854	5,625,854	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 水閘門操作委託(函南町)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 沼津市下香貫外原 3244-12	平成22年4月1日	函南町 静岡県田方郡函南町 平井717-13	会計法第29条の3第4項	3,538,984	3,538,984	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度菊川掛川市管内水閘門等操作管理業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町266	平成22年4月1日	掛川市 掛川市長谷1-1-1	会計法第29条の3第4項	5,999,431	5,999,431	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度菊川菊川市管内水閘門等操作管理業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町267	平成22年4月1日	菊川市 菊川市堀之内61	会計法第29条の3第4項	11,380,662	11,380,662	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度天竜川浜松市管内水閘門等操作管理業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町268	平成22年4月1日	浜松市 浜松市中区元城町 103-2	会計法第29条の3第4項	2,482,236	2,482,236	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
電話料(専用回線)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町269	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	—	7,249,368	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料(八坂)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町270	平成22年4月1日	掛川市 掛川市長谷1-1-1	会計法第29条の3第4項	—	3,979,665	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
水道料(白須賀)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町271	平成22年4月1日	湖西市 湖西市吉美3268	会計法第29条の3第4項	—	2,528,136	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 浜松市名塚町272	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	2,953,624	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志 富士宮市三園平1100	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,125,460	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志 富士宮市三園平1101	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	1,682,536	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志 富士宮市三園平1102	平成22年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の3第4項	—	6,847,346	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局庄内川河川事務所 高橋 裕輔 名古屋市北区福德町5-52	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	15,777,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局庄内川河川事務所 高橋 裕輔 名古屋市北区福德町5-53	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	1,915,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局庄内川河川事務所 高橋 裕輔 名古屋市北区福德町5-54	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	1,345,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度豊川古川排水機場外6箇所操作業務委託	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-6	平成22年4月1日	豊川市 豊川市諏訪1-1	会計法第29条の3第4項	3,414,148	3,414,148	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度矢作川小栗排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-7	平成22年4月1日	西尾市 西尾市寄住町下田22	会計法第29条の3第4項	1,345,452	1,345,452	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度寒狭川頭首工及び導水路管理委託	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-8	平成22年4月1日	(独)水資源機構 さいたま市中央区新都心11-2	会計法第29条の3第4項	28,000,000	28,000,000	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-9	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	13,828,328	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-10	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	2,136,968	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-11	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	1,417,786	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
通行料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局豊橋河川事務所長 畠山 慎一 豊橋市中野町字平西1-12	平成22年4月1日	中日本高速道路(株) 名古屋市中区錦2-18-19	会計法第29条の3第4項	—	1,082,527	—	—	供給することが可能な業者が一である。	19	
平成22年度 道路占用物件 情報提供業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	6,989,850	6,989,850	100.0%	—	本業務は、「道路管理システム」を活用し、占用許可申請・道路工事調整・その他道路管理に必要な道路に関する情報及び占用物件に関する情報を、的確かつ迅速に処理・提供させようとするものである。近年、都市部において、道路地下の埋設物の多様化、大量化が進んでおり、道路管理者及び公益事業者が行う道路占用物件の管理業務は煩雑化しているため、図面と書類を手作業で処理する従来の情報管理手法では限界となっている。そこで、財団法人道路管理センターは、道路・占用物件に関する各種情報をGISを利用して総合的に管理・提供する「道路管理システム」を構築・開発した。当該法人は、道路及び道路占用物件の現況データのシステム化について調査、研究及び技術開発を行うと共にシステムを活用してデータの収集・分析・加工及び提供等の事業を行うことを目的として、関係地方公共団体等からの資金拠出をもって設立された財団法人である。なお、「道路管理システム」に係る著作権は当該法人が有し、また、中部地方整備局と同法人の間では、「道路管理システム」の利用に関する協定を締結しており、その協定に基づき契約するものである。従って、本業務を適切に遂行することができる者は、業務執行上の条件を満たす道路管理センターの他にない。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 希少淡水魚増殖技術開発試験	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 堀 与志郎 新城市杉山字大東57	平成22年4月1日	愛知県 名古屋市中区三の丸 3-1-2	会計法第29条の3第4項	2,730,000	2,730,000	100.0%	—	本業務は、設楽ダム建設事業に伴う環境保全対策の一環である猫鱒養生環境の改善計画を策定するために、実際に豊川のネコギギの飼育を行い調査試験のための知見の習得を行うものである。 ネコギギは、国の天然記念物に指定されていると共に、環境省や伊勢湾周辺各県のレッドデータでは、絶滅が危惧される主として登録されている貴重な淡水魚であり、伊勢湾・三河湾に流れ込む河川にのみ生息する地域固有の種である。 県内外に、ネコギギの飼育を行っている施設は、五つか有るものの、遺伝子の攪乱を防ぐために、複数水系の個体を扱うことはしない。 又、ネコギギだけを扱う施設もなく、新たに豊川水系の個体を受け入れる施設はない。 さらに、移送に時間を要すれば個体へ与える影響が大きいことも考えられることから、近傍の施設において実施することが必要である。 以上のことより、本業務の実施にあたっては、天延記念物である気象魚類の飼育について、魚類飼育の知見と経歴を有していること。あわせて、遺伝子攪乱回避の観点からも豊川流域内の愛知県水産試験場内水面漁業研究所三河一宮指導所とすることが適切	19	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 堀 与志郎 新城市杉山字大東57	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第4項	—	3,496,106	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度 石原排水ひ管外2ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	四日市市 四日市市諏訪町1-5	会計法第29条の3第4項	1,102,992	1,102,992	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 河原田排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	四日市市上下水道事業管理者 四日市市諏訪町1-5	会計法第29条の3第4項	2,808,975	2,808,975	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 木田排水ひ管外4ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18-18	会計法第29条の3第4項	1,859,351	1,859,351	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 八幡排水ひ管外5ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	津市 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	1,914,142	1,914,142	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 中村排水ひ管外14ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	松阪市 松阪市殿町1340-1	会計法第29条の3第4項	5,455,963	5,455,963	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 上朝長排水ひ管外13ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	多気町 三重県多気郡多気町相可1600	会計法第29条の3第4項	4,913,378	4,913,378	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 大湊排水樋門外17ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	伊勢市 伊勢市岩渕1-7-29	会計法第29条の3第4項	17,962,362	17,962,362	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 名古屋市中区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	4,540,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,880,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話専用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,890,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	津市水道事業管理者 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	—	1,970,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市中区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	106,680,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	—	1,760,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	9	
ETCコーポレートカード利用	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一 津市広明町297	平成22年4月1日	中日本高速道路(株) 名古屋市中区錦2-18-19	会計法第29条の3第4項	—	1,708,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	19	
平成22年度 長良川長島排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局木曽川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	桑名市 桑名市中央町2-37	会計法第29条の3第4項	4,219,185	4,219,185	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 揖斐川大山田水門外9施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局木曽川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	桑名市 桑名市中央町2-37	会計法第29条の3第4項	5,342,631	5,342,531	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 揖斐川高須輪中排水機場外10施設操作業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局木曽川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	海津市 海津市海津町高須515	会計法第29条の3第4項	19,238,378	19,238,378	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 揖斐川沢北排水機場操作業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	桑名市 桑名市中央町2-37	会計法第29条の3第4項	1,178,188	1,178,188	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 長良川河口堰共同施設の管理に関する業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	(独)水資源機構 さいたま市中央区新都心11-2	会計法第29条の3第4項	14,120,150	14,120,150	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 直轄河川管理施設の管理に関する業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	(独)水資源機構 さいたま市中央区新都心11-2	会計法第29条の3第4項	7,018,000	7,018,000	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
電話料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	2,400,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,500,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	—	3,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
水道料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成22年4月1日	海津市 海津市海津町高須515	会計法第29条の3第4項	—	3,800,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	65,205,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪府大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	—	8,820,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,150,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	3,150,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
ガス料(四日市)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局北勢国道事務所長 水谷 和彦 四日市市南富田町4-6	平成22年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	—	2,021,387	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局北勢国道事務所長 水谷 和彦 四日市市南富田町4-6	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	24,966,002	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局北勢国道事務所長 水谷 和彦 四日市市南富田町4-6	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,728,118	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局北勢国道事務所長 水谷 和彦 四日市市南富田町4-6	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1 -1-10	会計法第29条の3第4項	-	1,247,167	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
電柱共架料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137 -5	会計法第29条の3第4項	-	1,288,980	-	-	代替性がないため。	5	
電柱共架料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第4項	-	5,098,292	-	-	代替性がないため。	5	
ETCコーポレートカード後納料金	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	中日本高速道路(株) 名古屋市中区錦2-1 8-19	会計法第29条の3第4項	-	2,177,499	-	-	供給することが可能な業者が一である。	19	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1 -1-10	会計法第29条の3第4項	-	1,745,756	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第4項	-	18,800,753	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137 -5	会計法第29条の3第4項	-	2,671,761	-	-	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 天竜川辰野地区排水ひ管操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	辰野町長 長野県上伊那郡辰野町中央1	会計法第29条の3第4項	1,317,489	1,317,489	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
平成22年度 天竜川伊那地区排水ひ管操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 草野 慎一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成22年4月1日	伊那市 伊那市新田3050	会計法第29条の3第4項	1,417,647	1,417,647	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	—	64,719,744	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話線専用料(飯田国道)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137-5	会計法第29条の3第4項	—	15,274,872	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料(飯田国道)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137-5	会計法第29条の3第4項	—	4,357,356	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
携帯電話使用料(飯田国道)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	—	1,040,136	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
水道料(飯田国道)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成22年4月1日	飯田市水道事業管理者 飯田市長	会計法第29条の3第4項	—	1,289,436	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気供給契約	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局三峰川 総合開発工事事務所長 鈴木 勝 長野県伊那市長谷溝口 1527	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第 4項	—	5,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局天竜川 ダム統括管理事務所長 大中 武易 長野県上伊那郡中川村 大草6884-19	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第 4項	—	12,800,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局丸山ダ ム管理所長 川本 正和 岐阜県加茂郡八百津町 鶯の巣1422-5	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第 4項	—	3,240,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度 長島ダム防災施 設運営業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長島ダ ム管理所長 山本 孝之 静岡県榛原郡本川根町 犬間541-3	平成22年4月1日	川根本町 静岡県榛原郡川根本 町上長尾627	会計法第29条の3第 4項	7,498,887	7,498,887	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	1	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長島ダ ム管理所長 山本 孝之 静岡県榛原郡本川根町 犬間541-4	平成22年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町 1	会計法第29条の3第 4項	—	6,135,172	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局中部技 術事務所長 中村 徹立 名古屋市東区大幸南1- 1-15	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第 4項	—	1,201,116	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料(携帯)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局中部技 術事務所長 中村 徹立 名古屋市東区大幸南1- 1-15	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1 -1-10	会計法第29条の3第 4項	—	1,099,716	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局中部技術事務所長 中村 徹立 名古屋市東区大幸南1-1-15	平成22年4月1日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	—	1,316,995	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局静岡営繕事務所長 波佐間 進 静岡市葵区春日2-4-25	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,052,000	—	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
平成22年度 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,457,061	1,457,014	100.0%	—	宅地建物取引業免許事務等処理システム(以下「システム」という。)は、宅地建物取引業免許等審査事務を全国オンラインネットワーク化して免許(大臣、知事・業者)、登録(知事、取引主任者)の厳正化、迅速化を図ろうとするものであり、具体的には、国土交通大臣免許については、総合政策局不動産課に設置する端末機から、個別の審査事項を入力し、NTTの通信回線で中央のコンピュータにつなぎ、効率的なデータ処理を行うとともに、入力情報の相互チェックにより免許審査を行うとするものである。財団法人不動産適正取引推進機構は、本システムの開発を行い、システムのハード・ソフトの両面に習熟しており、また、システムの運用・管理について、宅地建物取引業免許権者間(国土交通省及び都道府県)において同財団を「管理・運営機関」とする取り決めがされていることから、本業務を処理させることのできる唯一の団体である。	19	
平成22年度 建設業情報管理システム電算処理業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	3,380,370	3,380,370	100.0%	—	本業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することで、①建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する ②建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うこと等を目的とするものであり、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要がある。上記財団法人の建設業情報管理システムは、上記目的のために、国土交通省及び47都道府県が取り決めの上構築されたシステムであり、上記財団法人を唯一の契約先とせざるを得ない。	19	
平成22年度 企業情報提供業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	本業務は、優良な建設業者の選定のための一般競争(指名競争)競争参加資格審査の実施、契約内容の適正な履行のための契約建設業者の企業情報把握するための建設業者の財務・経営・工事実績・技術者データ・技術者の専任制確認等の情報提供を受けるものである。 公共工事発注者を支援する建設業者の企業情報提供サービス業務おこなっているのは、平成8年度より建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」との中央建設業審議会の建議を受けて実施している(財)建設業技術者センターだけである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 例規集データ管理運用業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	第一法規(株) 東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	本業務は、電子データ化した例規集を、第一法規(株)の例規システムを使い、イントラ画面より公開するものである。このシステム及び例規データは、第一法規(株)が自社で管理する専用サーバで管理されており、例規集検索時には、その都度インターネットで通信されるシステムとなっている。したがって、本業務の履行に必要なとされる諸条件を充足する者は、第一法規(株)の他にない。	19	
平成22年度 時事行財政情報提供業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	18,270,000	18,270,000	100.0%	—	本業務は、中央省庁や地方自治体の様々な動向について詳細な情報提供を受ける他、国内外の政治・経済のニュース及びデータを的確かつ迅速に受け、日々の業務に活用するものである。時事通信社の官庁速報は、専任の編集者を用いて、中央省庁、地方自治体に配置した取材記者から原稿を迅速に処理できる「時事通信社全国ネットワーク」を確立しているため、中央省庁から地方自治体まで幅広く、かつ有益な行財政情報をインターネットで迅速かつ効率的に入手することがができる。また、東京の他、ニューヨーク、ロンドンにも編集センターを設けており、日本国内及び海外における移り変わる政治・経済・社会等の各情勢についてリアルタイムに的確な情報を得ることが可能である。さらに、各種の統計、指標及びDBが整備されており、様々な行財政データの情報収集という点においても、業務の迅速化、効率化に資するものである。このような情報提供を受けるにあたって中央省庁、地方自治体はもちろん、新聞社、放送局、銀行、商社等の民間企業における実績を持ち、信頼性、情報収集力の面においても優れた組織体制を備えた業者は他になく、本業務における行財政ニュースや各分野の最新情報も(株)時事通信社のみが取り扱っているとともに、著作権を有していることから本業務を遂行できるものは(株)時事通信社しかないため(株)時事通信社と随意契約を締結するものである。	12	
平成22年度 単価契約新聞掲載業務その1	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	2,772,000	2,772,000	100.0%	—	本業務は、簡易公募型プロポーザル方式、簡易公募型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式に準じた方式に係る手続き開始について、日刊業界紙に参考掲載を行うものである。 本手続き開始の公示については、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省整建発第92号)及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)により、「地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする」とされ、「掲載する日刊業界紙は日刊建設工業新聞、建設通信新聞、日刊建設産業新聞のうち当該地方整備局管内において発行されているすべてのもの」とされている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予法令102条の4第3号により、日刊建設工業新聞と随意契約を締結するものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 単価契約新聞掲載業務その2	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株) 日刊建設通信新聞社 東京都千代田区神田錦町3-13-7	会計法第29条の3第4項	2,772,000	2,772,000	100.0%	—	本業務は、簡易公募型プロポーザル方式、簡易公募型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式に準じた方式に係る手続き開始について、日刊業界紙に参考掲載を行うものである。 本手続き開始の公示については、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省官建発第92号)及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)により、「地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする」とされ、「掲載する日刊業界紙は日刊建設工業新聞、建設通信新聞、日刊建設産業新聞のうち当該地方整備局管内において発行されているすべてのもの」とされている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、日刊建設通信新聞と随意契約を締結するものである。	19	
平成22年度 単価契約新聞掲載業務その3	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株) 日刊建設産業新聞社中部支局 三重県桑名市東方20-42	会計法第29条の3第4項	2,772,000	2,772,000	100.0%	—	本業務は、簡易公募型プロポーザル方式、簡易公募型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式に準じた方式に係る手続き開始について、日刊業界紙に参考掲載を行うものである。 本手続き開始の公示については、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省官建発第92号)及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)により、「地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする」とされ、「掲載する日刊業界紙は日刊建設工業新聞、建設通信新聞、日刊建設産業新聞のうち当該地方整備局管内において発行されているすべてのもの」とされている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、日刊建設産業新聞と随意契約を締結するものである。	19	
平成22年度 営繕積算システムRIBC賃貸借	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(財) 建設業技術者 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	2,283,750	2,283,750	100.0%	—	本業務は、優良な建設業者の選定のための一般競争(指名競争)競争参加資格審査の実施、契約内容の適正な履行のための契約建設業者の企業情報把握のための建設業者の財務・経営・工事実績・技術者データ・技術者の専任制確認等の情報提供を受けるものである。 公共工事発注者を支援する建設業者の企業情報提供サービス業務おこなっているのは、平成8年度より「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」との中央建設業審議会の建議を受けて実施している(財)建設業技術者センターだけである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	4,910,034	4,910,034	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市中区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	7,407,380	7,407,380	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項	3,708,382	3,708,382	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
回線使用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項	4,368,783	4,368,783	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	中部テレコミュニケー ション(株) 名古屋市中区栄2-2-5	会計法第29条の3第4項	1,360,800	1,360,800	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
回線使用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 2-3-2	会計法第29条の3第4項	1,330,932	1,330,932	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
衛星回線使用料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株)モバイルメディア ネット 横浜市港北区新横浜 3-6-12	会計法第29条の3第4項	5,837,125	5,837,125	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	5,989,946	5,989,946	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	9	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	5,613,284	5,613,284	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	5,237,813	5,237,813	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	8	
官報公告料	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,019,380	3,019,380	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	6	
法規類集追録購読料その1	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	会計法第29条の3第4項	4,871,310	4,871,310	100.0%	—	再販売価格が維持されている出版元であるため。	10	
法規類集追録購読料その2	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項	2,656,550	2,656,550	100.0%	—	再販売価格が維持されている出版元であるため。	10	
新聞購読料その1	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	(有)石垣新聞舗 名古屋市中区錦3-4-19	会計法第29条の3第4項	2,627,340	2,627,340	100.0%	—	再販売価格が維持されている出版物を取扱店から購入するため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建物等賃貸借	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	6,153,420	6,153,420	100.0%	—	代替性がないため。	5	
行政財産使用料(平成22年度分)	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	8,637,636	8,637,636	100.0%	—	代替性がないため。	5	
NHK放送受信料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	11,170,700	11,170,700	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	12	
平成22年度 月刊「積算資料」等電子データ購入	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月12日	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項	3,766,350	3,766,350	100.0%	—	再販売価格が維持されている出版元であるため。	10	
平成22年度 月刊「建設物価」等電子データ購入	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年4月12日	(財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項	4,741,800	4,741,800	100.0%	—	再販売価格が維持されている出版元であるため。	10	
毎日新聞 外3件	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区 大手前1-5-44	平成22年4月1日	(株)大毎上町 松屋町支店 大阪府中央区釣鐘町2-3-1	会計法第29条の3第4項	1,474,020	1,474,020	100.0%	—	新聞の価格は決定しており、競争の余地がないため	10	
日刊建設工業新聞	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区 大手前1-5-44	平成22年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 大阪支社 大阪府中央区天満橋京町2-13	会計法第29条の3第4項	1,606,500	1,606,500	100.0%	—	供給者が一なため	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日刊建設通信新聞	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	(株)日刊建設通信新聞社 関西支社 大阪市中央区本町1-3-5	会計法第29条の3第4項	1,713,600	1,713,600	100.0%	—	供給者が一なため	10	
朝日新聞 外1件	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	朝日新聞大阪中央販売(株) 大阪市北区西天満3-1-11	会計法第29条の3第4項	1,108,020	1,108,020	100.0%	—	新聞の価格は決定しており、競争の余地がないため	10	
近畿地方整備局新館(仮設建物)賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	郡リース(株)大阪支店 大阪市西区江戸堀3丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	4,452,000	4,452,000	100.0%	—	10年間のリース契約を前提とした契約の最終年であるため	1	
「iJAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年5月6日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	会計法第29条の3第4項	19,674,900	19,674,900	100.0%	—	国土交通省では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。 (株)時事通信社の「iJAMP」は上記情報の他、過去9～10年まで遡れるデータベース、中央官庁等の人事データベースなど、他のメディアには無い情報を有している。 「iJAMP」により配信される情報は全て同社が著作権を有するため、これらの情報をインターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう、情報サービスできるのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
共同溝監視業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区 大手前1-5-44	平成22年4月1日	日本ユーティリティサ プウェイ(株) 東京都 中央区日本橋小伝馬 町11-9	会計法第29条の3第 4項	293,853,000	290,850,000	98.0%	—	本業務は、近畿地方整備局が管理する共同溝(約4.1km)について、セキュリティの確保を目的に、共同溝内に設置された各種監視施設による常時監視、有事の際の関係機関への通報及び監視に必要な施設及び機器類の点検等を行う業務である。 本業務の対象となる共同溝には、都市の重要なライフラインが収容されており、テロ行為などの防止のため、共同溝施設の監視体制、センサー類の設備レベル・配置などの警備情報は、秘密にすべきであるなど、業務の遂行にあたっては、極めて高いセキュリティレベルが必要であるとともに、ライフラインの有事への対策が極めて重要である。 そのため共同溝を一元的に監視することができる統合的な設備を用いた監視や保安体制の強化が必要であり、近畿地方整備局と占有業者の間で、セキュリティの確保のために実施する常時監視については、警備業法による機械警備によることとしている。 日本ユーティリティサプウェイ株式会社は、共同溝の危機管理、安全管理を目的として占有業者が出資して設立された会社であり、共同溝監視の実施にあたり初期に必要な施設及び機器類を設置・所有しており、これにより共同溝監視を行ってきた。 本業務を適確に実施するためには、現在設置されている監視設備を用いた機械警備が必要であり、これらの監視設備の所有権を有する上記会社が本業務を適切に遂行できる唯一の業者である。	14	
営繕積算システムRIBCの賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区 大手前1-5-44	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理シ ステム研究所 東京都港区西新橋3 -25-33 NP御成 門ビル	会計法第29条の3第 4項	127,751	127,751	100.0%	8	本業務は、「営繕積算システムRIBC」を賃貸借しようとするものである。 当該システムは、公共建築工事に用いる積算用に開発された積算システムであり、営繕業務に於いて、その使用に耐える性能を有する積算システムは他に無いため。	12	
光ファイバーケーブル賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区 大手前1-5-44	平成22年4月1日	(株)ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島3 丁目3番23号	会計法第29条の3第 4項	122,500	122,500	100.0%	—	本業務は、情報通信基盤整備として、近畿地方整備局と保安指導・監督室において光ファイバーケーブルの賃貸借契約を行うものである。 近畿地方整備局においても大量の情報を高速に伝送可能にする情報通信の核となる光ファイバーネットワーク整備を実施しており、地方整備局内基盤整備の一環として、営繕部保安指導・監督室においては賃貸借により整備を行っている。大量の情報をやり取りするためにも情報通信は欠かすことのできないものとなっている。 もし、新たに敷設工事を整備するとなれば、多大な費用が発生することになるため、平成13年度より賃貸借契約を締結して同契約を支援なく履行している当該業者と引き続き随意契約を行うものである。	19	
平成22年度書類保管等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区 大手前1-5-44	平成22年4月1日	(株)住友倉庫 大阪支 店 大阪市西区川口 2丁目1番5号	会計法第29条の3第 4項	1,176,798	1,176,798	100.0%	—	当該業務を実施するにあたり、地理的には保安指導・監督室から10km以内の倉庫に保管容量を有していること、倉庫は施錠を行うと共に、当室職員以外が閲覧できないよう保管することなどが必要となる。 上記の条件を満たし、業者変更時に保管文書移動費用も発生しないことから、前年度に当業務を支援なく履行し、実績と信頼を有している(株)住友倉庫と引き続き随意契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建設関連業者登録システム機器賃借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	富士通リース(株) 東京都千代田区神田練塀町3番地	会計法第29条の3第4項	46,515	46,515	100.0%	—	建設関連業者登録システムは、平成22年度中に行政端末による処理に切り替えが予定されている。行政端末での処理が機動に乗るまでの間、随意契約により契約の更新をするものである。	12	非公表
平成22年度宅地建物取引業免許事務電算処理等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	1,496,125	1,496,124	99.0%	3	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4	
建設業許可等情報管理支援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11-24	会計法第29条の3第4項	6,929,685	6,929,685	100.0%	2	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	236,250	236,250	100.0%	4	(財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34(指定資格者証交付機関の指定)に基づき指定された唯一の機関である為。	1	
片川排水機場外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	坂井市長 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	会計法第29条の3第4項	—	1,651,104	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
中川水門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	若狭町長 福井県三方上中郡若狭町中央1-1	会計法第29条の3第4項	—	629,748	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
市ヶ渚樋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	小浜市長 福井県小浜市大手町6-3	会計法第29条の3第4項	—	629,748	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
志比堺樋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	永平寺町長 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	会計法第29条の3第4項	—	629,748	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
狐川樋門外2件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	—	1,024,002	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
五領排水門操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	五領川公共下水道事務組合 管理者 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊	会計法第29条の3第4項	—	314,874	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
底喰川樋門外4件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	福井市長 福井県福井市大手3-10-1	会計法第29条の3第4項	—	1,812,510	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
道の駅「河野」維持管理業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	南越前町長 福井県南条郡南越前町東大道29-1	会計法第29条の3第4項	—	6,174,000	—	—	維持管理協定(H9. 11. 19締結)に基づくもの(会計法29条の3第4項)	4	
中部縦貫自動車道建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	—	109,413,000	—	—	文化財発掘調査(会計法29条の3第4項)	4	
道の駅(河野)外1件浄化槽汲取業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年4月22日	(株)ダイエイ 越前市白崎町73-1-3	会計法第29条の3第4項	536,844	536,844	100.0%	—	場所が限定されることにより、当該地域で実施できる業者が他にいないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成22年4月1日	(株)ボラリス会館 福井県福井市順化1-16-9	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	事務所発足時より建物の一部を事務所庁舎として、(株)ボラリス会館から継続して賃借しており、電力料負担分についても、契約の性質が競争を許さないものであるため。	8	
電話専用料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	8	
足羽川ダム工事事務所池田町倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成22年4月1日	大和リース(株)福井営業所 福井県福井市成和1-1007	会計法第29条の3第4項	181,650	181,650	100.0%	—	3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
平成21年度池田町生活再建対策業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成22年5月28日	池田町長 福井県今立郡池田町稲荷35-4	会計法第29条の3第4項	—	3,948,000	—	—	水没者の生活再建対策については、事業及び関係住民と密接な立場にある池田町に委託して実施するのが適切であり、「生活再建対策業務委託基準運用申し合わせ」により、生活再建対策費で実施する場合の委託先は原則として当該地方公共団体とすることとなっているため。	19	
大戸川ダムコア倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 岡山公雄 滋賀県大津市大萱1-19-32	平成22年4月1日	西村建設(株) 滋賀県湖南市中央3-12	会計法第29条の3第4項	2,204,000	2,204,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所であれば行政事務を行うことが不可能なため。	5	
平成22年度由良川排水機場操作委託業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	福知山市長 京都府福知山市内記13-1	会計法第29条の3第4項	8,788,500	8,788,500	100.0%	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	4	
由良川地域防災力向上業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	福知山市長 京都府福知山市内記13-1	会計法第29条の3第4項	3,717,000	3,717,000	100.0%	—	協定書に基づき委託協定を締結	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
国道27号坂原地区簡易駐車場施設維持管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	京丹波町長 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6	会計法第29条の3第4項	3,374,160	3,374,160	100.0%	—	協定書に基づき委託契約を締結	4	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	19	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	19	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15NT T西日本 生野ビル3F	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	19	
郵便後納料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	郵便事業(株) 大阪府大阪市北区大淀中1-1-52	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	郵便に関する料金	9	
ガス料金外	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	福知山ガス水道事業管理者 京都府福知山字内記13番地の1	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	供給可能な者が一に特定されているため	8	
インターネット及びVPNサービス料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2丁目3-2KDDIビル	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ウィルス対策サービス料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2丁目3-2KDDIビル	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	19	
電気料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪府北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	19	
道路・占用物管理情報処理業務	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都国道事務所長 小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町12-10	会計法第29条の3第4項	4,842,600	4,842,600	100.0%	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12	
上下水道料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都国道事務所長 小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成22年4月1日	京都市公営企業管理者 上下水道局長 京都市南区東九条東山王町12	会計法第29条の3第4項	-	1,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都国道事務所長 小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	117,000,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都国道事務所長 小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	3,700,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都国道事務所長 小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	7,130,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都 国道事務所長 小林賢 太郎 京都市下京区西洞院 通塩小路下る南不動堂 町808	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都港区海岸1-2- 20	会計法第29条の3第 4項	—	4,150,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都 国道事務所長 小林賢 太郎 京都市下京区西洞院 通塩小路下る南不動堂 町808	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ 大阪市城東区森之宮 1-6-111	会計法第29条の3第 4項	—	2,150,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
機械警備業務	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局京都 国道事務所長 小林賢 太郎 京都市下京区西洞院 通塩小路下る南不動堂 町808	平成22年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前 1-5-1	会計法第29条の3第 4項	1,297,800	1,297,800	100.0%	—	平成21年一般競争において調達する時に「平成26年3月31日まで継続履行する。」ことを条件にしていることから、平成22年度も引き続き契約を行う。	19	
電力料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局 淀 川河川事務所長 森川 一郎 大阪府枚方市 新町2-2-10	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3 丁目6番16号	会計法第29条の3第 4項	—	—	—	—	電力供給者が一に限られる。	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局 淀 川河川事務所長 森川 一郎 大阪府枚方市 新町2-2-10	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町 4-1-2	会計法第29条の3第 4項	—	—	—	—	ガス供給者が一に限られる。	8	
神田川排水機場等操作業務	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局 猪 名川河川事務所長 米 津 仁司 大阪府池田市 上池田2丁目2番39号	平成22年4月1日	池田市長 池田市城南1丁目1番 1号	会計法第29条の3第 4項	—	1,025,325	—	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められている	1	
電気料	分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局 猪 名川河川事務所長 米 津 仁司 大阪府池田市 上池田2丁目2番39号	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3 -6-16	会計法第29条の3第 4項	—	—	—	—	供給者が一なため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ関西 大阪市北区梅田1-10-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区博労町2-5-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	柏原市水道事業管理者 柏原市安堂町1-55	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	9	
電力料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
斑鳩町職員宿舍土地賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	森信子他3名 奈良県北葛城郡王寺町久度3-5-16	会計法第29条の3第4項	-	2,979,179	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該箇所のでなければ行政事務を行うことが不可能なため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
大和川下流出張所建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成22年4月1日	合同会社STC 堺市堺区新町3-7STCビル4F	会計法第29条の3第4項	-	7,395,756	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所ではなければ行政事務を行うことが不可能なため。	5	
25号(御堂筋)街路樹維持作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	大阪市長 大阪市北区中之島1丁目3番20号	会計法第29条の3第4項	-	19,979,400	-	-	契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
1号大日地下横断通路昇降設備維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	守口市長 大阪府守口市京阪本通2丁目2番5号	会計法第29条の3第4項	-	1,429,050	-	-	契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
大阪市内自転車撤去他作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	大阪市建設局長 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号	会計法第29条の3第4項	-	24,209,850	-	-	契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
電気料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項		238,778,033	-	-	長期継続契約	8	
ガス料金 (NGVA)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区道修町3丁目5番11号	会計法第29条の3第4項		1,471,648	-	-	長期継続契約	8	
水道料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	大阪市水道局 大阪市住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項		2,631,401	-	-	長期継続契約	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項		14,344,507	-	-	長期継続契約	8	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項		9,590,944	-	-	長期継続契約	8	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計法第29条の3第4項		1,875,884	-	-	長期継続契約	8	
後納郵便料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号	会計法第29条の3第4項		2,049,240	-	-	長期継続契約	8	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田 勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町一丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	6,612,900	6,612,900	100.0%	4	契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 大住道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成22年4月1日	関西電力(株)大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 大住道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 大住道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	19	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 大住道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	8	
一般乗用旅客自動車供給業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 大住道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成22年4月1日	京都交通信販(株) 京都府京都市右京区西京極浜ノ本町70番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金は許可制であるため、価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が特定されるため	19	
第二阪和国道監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 大住道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成22年4月1日	南海電気鉄道(株) 大阪府大阪市中央区難波5-1-60	会計法第29条の3第4項	-	6,756,422	-	-	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため	5	
電話料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となり、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	14	長期継続契約
電話料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となり、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	14	長期継続契約
水道料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	8	長期継続契約

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	姫路市公営企業管理者 兵庫県姫路市安田4丁目1	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	8	長期継続契約
馬路川排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	817,614	817,614	100.0%	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
真砂排水樋門操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	312,228	312,228	100.0%	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
前川樋門他2操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	1,092,798	1,092,798	100.0%	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
高砂樋門操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	高砂市長 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1	会計法第29条の3第4項	468,342	468,342	100.0%	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
大西排水樋門他5操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	1,873,368	1,873,368	100.0%	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
一般旅客自動車供給業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	京都交通信販(株) 京都市右京区西京極 浜ノ本町70	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	タクシー料金は地域ごとの認可制料金となっており、価格による競争を行う余地が存在しない。 その前提の元では当該相手方が全国で使用可能なタクシー共通乗車券の取扱いを行っている上、共通乗車券の発行に手数料が不要となっている唯一の事業者であり、当該相手方以上に有利な条件で契約できる事業者は他に存在しないため。	14	単価契約

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	郵政民営化に伴い郵便事業には複数の事業者が参入したものの、全国どこへでも配達することが義務となっている一般信書便事業に関しては、現在のところ当該事業者のみとなっており競争の余地がないため。	9	単価契約
機械警備業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号	会計法第29条の3第4項	731,325	731,325	100.0%	—	本業務は、豊岡河川国道事務所、出張所及び当事務所管内の河川・道路管理施設16箇所の盗難・火災及びその他異常事態の発生を未然に防止するため機械警備を行うものである。機械警備の履行にあたっては、当該警備対象施設の警備目的、警備レベルに応じ、各種警報機器等(センサー)を警備履行場所に設置することで、夜間及び休日等当該職員不在時に当該施設を常時監視、盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止するとともに異常事態発生時には、現場の状況に応じて関係各署への通報を行っている。この警備業務を履行するにあたって使用する警報機器は、各警備業者が独自に開発したもので、その警備機器の選定、設置箇所等の警備計画の策定にはこれらの警備機器の償却費用が含まれている。(一般的に5ヶ年)当該警備業務は、平成18年度から上記業者と警備業務の契約を行い、4ヶ年が経過したところで当該警備対象施設の設置場所、警備特性に精通して、異常事態に的確に対処でき警備目的を十分達成できる警備業者は上記業者以外にはない。よって上記業者と随意契約を行うものである。	19	単価契約
道の駅但馬のまほろば管理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	朝来市長 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1	会計法第29条の3第4項	—	9,628,500	—	—	本業務は、「道の駅但馬のまほろば」についての維持管理を行う業務である。本道の駅については駐車場・トイレ等の施設及び、防災拠点としての設備・資材整備がされているため、その維持管理について平成18年10月2日、委託者豊岡河川国道事務所長 中村 文彦を甲とし、受託者朝来市長 井上 英俊を乙として、覚書を交わしている。(平成20年8月一部改定)以上のことから、本業務を履行できるのは、朝来市であるので随意契約を行うものである。	19	
簡易パーキング氷上管理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	丹波市長 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	会計法第29条の3第4項	—	32,502,500	—	—	本業務は、氷上ICに併設された簡易パーキング氷上の維持管理を行う業務である。本パーキング施設は、駐車場・トイレ等の施設管理があり、その維持管理について平成19年4月13日、委託者豊岡河川国道事務所長 中村 文彦を甲とし、受託者丹波市長 辻 重五郎を乙として、覚書を交わしている。(平成20年7月一部改定)以上のことから、本業務を履行できるのは、丹波市であるので随意契約を行うものである。	19	
道の駅ようか但馬蔵管理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	養父市長 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675	会計法第29条の3第4項	—	5,050,500	—	—	本業務は、「道の駅ようか但馬蔵」についての維持管理を行う業務である。本道の駅については駐車場・トイレ等の施設及び、防災拠点としての設備・資材整備がされているため、その維持管理について平成19年3月1日、委託者豊岡河川国道事務所長 中村 文彦を甲とし、受託者養父市長 梅谷 馨を乙として、覚書を交わしている。(平成20年7月一部改定)以上のことから、本業務を履行できるのは、養父市であるので随意契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
道の駅ハチ北管理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	香美町長 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1	会計法第29条の3第4項	-	3,738,000	-	-	本業務は、「道の駅ハチ北」についての維持管理を行う業務である。本道の駅については駐車場・トイレ等の施設及び、防災拠点としての設備・資材整備がされているため、その維持管理について平成20年8月8日、委託者豊岡河川国道事務所長 齋藤 博之を甲とし、受託者香美町長 藤原 久嗣を乙として、覚書を交わしている。以上のことから、本業務を履行できるのは、香美町であるので随意契約を行うものである。	19	
水上IC調整池出口ゲート外操作	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	丹波市長 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地	会計法第29条の3第4項	-	136,500	-	-	本業務は、水上ICに併設された調整池のゲート・排水ポンプ操作等を行い調整池内水位の上昇を抑えるために設置したゲート・排水ポンプ設備の操作を実施するものである。本ゲート・排水ポンプ設備は、北近畿道路を整備するに当たり地元要望を受け設置したもので、その操作に伴う影響が丹波市水上の区域に限られるため平成19年6月28日、委託者豊岡河川国道事務所長 中村 文彦を甲とし、受託者丹波市長 辻 重五郎を乙として、操作委託協定を締結している。(平成21年5月一部改定)以上のことから、本業務を履行できるのは、丹波市であるので随意契約を行うものである。	19	
新前川樋門外11件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	豊岡市長 兵庫県豊岡市中央町2番4号	会計法第29条の3第4項	-	27,415,500	-	-	本業務は、円山川水系円山川他の新前川樋門外11件における施設操作を実施するものである。河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。新前川樋門外11件は、その操作を行う影響が、豊岡市の区域に限られるため、平成21年4月1日、委託者豊岡河川国道事務所長 齋藤博之を甲とし、受託者豊岡市長 中貝 宗治を乙として、操作委託協定を締結している。以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、豊岡市であるので随意契約を行うものである。	19	
土砂仮置場仮設ポンプ設備操作	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年4月1日	豊岡市長 兵庫県豊岡市中央町2番4号	会計法第29条の3第4項	-	924,000	-	-	本業務は、豊岡市野上及び下鶴井地区に円山川激甚災害特別緊急事業に伴う河道掘削土砂を仮置きすることに伴う内水位の上昇を抑えるために設置した仮設ポンプ設備の操作を実施するものである。本仮設ポンプ設備は、地元要望を受け設置したもので、その操作に伴う影響が豊岡市の区域に限られるため平成19年1月1日、委託者豊岡河川国道事務所長 中村 文彦を甲とし、受託者豊岡市長 中貝 宗治を乙として、平成23年3月31日までの期限で操作委託協定を締結している。以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、豊岡市であるので随意契約を行うものである。	19	
電力料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 岡本敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	事業所で消費する電力について他に電力供給者がいないため	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 岡本敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 岡本敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成22年4月1日	神戸市水道事業管理者 神戸市東灘区田中町5-3-23	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	8	
ホームページ画像用回線提供業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 岡本敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成22年4月1日	(株)ケイ・オプティコム 大阪市北区西天満5-14-10	会計法第29条の3第4項	1,113,840	1,113,840	100.0%	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	19	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	4,686,150	4,686,150	100.0%	4	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関する地理情報等を提供可能な者である同法人から提供を受けるものであるため。	12	
電力料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	
上下水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成22年4月1日	神戸市水道事業管理者 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	
上下水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成22年4月1日	西宮市水道事業管理者 西宮市池田町8番11号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫 国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区 波止場町3-11	平成22年4月1日	尼崎市水道事業管理者 尼崎市東七松町2丁目 4番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫 国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区 波止場町3-11	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南 2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫 国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区 波止場町3-11	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 千代田区永田町2-1 1-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ関西 大阪市北区梅田1-1 0-1	会計法第29条の3第4項	-	633,658	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南 2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	131,326	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績
電話専用料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南 2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	794,465	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績
水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成22年4月1日	奈良市水道事業管理者 奈良市法連寺町 264-1	会計法第29条の3第4項	-	590,958	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	奈良市長 奈良市二 条大路南1-1-1	会計法第29条の3第 4項	-	1,894,425	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第 4項	-	342,385	-	-	郵便に関する料金 (会計法第29条の3第4号)	9	4~6月実 績
追録(建設法令総覧 他)	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場 1-18-11	会計法第29条の3第 4項	-	809,800	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入 であるため。	12	4~6月実 績
追録(建築関係JIS要覧)他	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	新日本法規出版(株) 大阪府中央区平野町 2-1-12	会計法第29条の3第 4項	-	648,000	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入 であるため。	12	4~6月実 績
道の駅「針TRS」維持管理作 業	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	奈良市長 奈良市二 条大路南1-1-1	会計法第29条の3第 4項	-	20,123,593	-	-		4	
電力料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪府北区中之島3 -6-16	会計法第29条の3第 4項	-	24,800,687	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績
ガス料金	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 奈良 国道事務所長 八尾 光洋 奈良市大宮町3- 5-11	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府中央区平野町 4-1-2	会計法第29条の3第 4項	-	285,954	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	長期継続 契約 4~ 6月実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
鮎田水門外12件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田 辺市中万呂142	平成22年4月1日	紀宝町長 三重県南 牟婁郡紀宝町鶴殿32 4	会計法第29条の3第 4項	—	4,312,238	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委 託(会計法29条の3第4項)	1	
市田川排水機場外件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田 辺市中万呂142	平成22年4月1日	新宮市長 和歌山県 新宮市春日1-1	会計法第29条の3第 4項	—	5,583,575	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委 託(会計法29条の3第4項)	1	
相筋第1樋門外6件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田 辺市中万呂142	平成22年4月1日	新宮市長 和歌山県 新宮市春日1-1	会計法第29条の3第 4項	—	2,222,640	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委 託(会計法29条の3第4項)	1	
近畿自動車道紀勢線事業に伴う立野遺跡発掘調査業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田 辺市中万呂142	平成22年6月21日	(財)和歌山県文化財 センター 和歌山市湊 字新堤内坪571-1	会計法第29条の3第 4項	—	104,613,600	—	—	文化財保護法第94条に基づく関係自治体 への委託(会計法29条の3第4項)	4	
近畿自動車道紀勢線事業に伴う八丁田園遺跡ほか発掘調査業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田 辺市中万呂142	平成22年6月21日	(財)和歌山県文化財 センター 和歌山市湊 字新堤内坪571-1	会計法第29条の3第 4項	—	25,355,400	—	—	文化財保護法第94条に基づく関係自治体 への委託(会計法29条の3第4項)	4	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局木 津川河川事務所 佐中 康起 三重県名張市木 屋町812-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティティ・ドコ モ関西 大阪市城東区 森ノ宮1-6-111	会計法第29条の3第 4項		1,177,663	—	—	長期継続して契約しているため、各種割引 サービスがあり他社より有利な料金となっ ているため。	14	
岩倉排水樋門外33件操作業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局木 津川河川事務所 佐中 康起 三重県名張市木 屋町812-1	平成22年4月1日	伊賀市長 三重県伊 賀市上野丸之内116番 地	会計法第29条の3第 4項		6,457,500	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委 託	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局木津川河川事務所 佐中康起 三重県名張市木屋町812-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項		767,261	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため。	14	
電力料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局木津川河川事務所 佐中康起 三重県名張市木屋町812-1	平成22年4月1日	中部電力(株) 愛知県名古屋市中区東新町1	会計法第29条の3第4項		18,170,379	-	-	供給可能なものが一に特定されるため。	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局木津川河川事務所 佐中康起 三重県名張市木屋町812-1	平成22年4月1日	名張市水道事業管理者 三重県名張市下比奈知2820番地	会計法第29条の3第4項		439,390	-	-	供給可能なものが一に特定されるため。	8	
名張砂防出張所他機械警備業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局木津川河川事務所 佐中康起 三重県名張市木屋町812-1	平成22年4月1日	セコム三重(株) 三重県津市寿町14番15号	会計法第29条の3第4項	88,200(月額)	88,200(月額)	100.0%	-	平成21年度において「平成26年3月31日まで継続履行」を条件に一般競争により調達したため。	19	単価契約
電気料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成22年4月1日	北陸電力(株) 福井県大野市弥生町1番5号	会計法第29条の3第4項	-	-	100.0%	-	電気の供給に係る役務契約で、供給可能な業者が他にないため	8	
電話料集中払	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	100.0%	-	電話に係る長期継続契約であり、役務提供が可能な業者が他にないため	8	
平成22年度九頭竜ダム共同施設維持管理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成22年4月1日	電源開発(株) 水力・送変電部 中部支店長 愛知県春日井市十三塚町十三塚3030	会計法第29条の3第4項	2,022,000	2,022,000	100.0%	-	ダム建設当時(昭和43年)に締結した「九頭竜川長野ダム等の管理に関する協定書」に基づく委託契約であるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電子複写機の賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成22年4月1日	リコー中部(株)福井支社 福井県福井市御幸3-7-15	会計法第29条の3第4項	164,946	164,946	100.0%	—	平成20年度途中で3年間のリース契約を前提した一般競争入札により契約を締結しているため	19	
パーソナルコンピュータ賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成22年4月1日	(株)マルツ電波 福井県福井市豊島2-7-4	会計法第29条の3第4項	91,759	65,520	71.0%	—	平成20年度途中で3年間のリース契約を前提した一般競争入札により契約を締結しているため	19	
電気料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 枚方市山田池北町10-1	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-5-16	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	供給可能な物が—に特定されるため	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 枚方市山田池北町10-1	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 高槻市藤の里39-6	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	供給可能な物が—に特定されるため	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 枚方市山田池北町10-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 大阪市城東区森の宮1-5-111	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	19	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 枚方市山田池北町10-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	供給可能な物が—に特定されるため	8	
平成22年度天辻分水施設の維持操作等業務委託	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在1681	平成22年4月1日	電源開発(株)水力・送変電部 西日本支店 大阪府大阪市北区中之島6-2-27	会計法第29条の3第4項	—	39,963,000	—	—	電源開発及び国交省の共有物である阪本取水口の施設において、管理・お維持に関して委託契約を電源開発と行っているため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 の川ダム統合管理事務 所長 牟禮 輝久 奈良県五 條市三在1681	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2丁目11-1	会計法第29条の3第 4項	-	-	-	-	長期継続契約を行っているため	8	月額
電話料(専用回線)	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 の川ダム統合管理事務 所長 牟禮 輝久 奈良県五 條市三在1681	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	-	-	-	-	長期継続契約を行っているため	8	月額
タクシー借り上げ料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 の川ダム統合管理事務 所長 牟禮 輝久 奈良県五 條市三在1681	平成22年4月1日	(株)野原タクシー 奈良県五條市野原西 1丁目7番13号	会計法第29条の3第 4項	-	-	-	-	タクシー料金が認可制のため、価格による競 争の余地がなく、当局が必要とするサービス を有する者が特定されるため	19	月額
タクシー借り上げ料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 の川ダム統合管理事務 所長 牟禮 輝久 奈良県五 條市三在1681	平成22年4月1日	吉野近鉄タクシー(株) 奈良県吉野郡大淀町 北六田136番地の1	会計法第29条の3第 4項	-	-	-	-	タクシー料金が認可制のため、価格による競 争の余地がなく、当局が必要とするサービス を有する者が特定されるため	19	月額
大型電子複写機保守	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 の川ダム統合管理事務 所長 牟禮 輝久 奈良県五 條市三在1681	平成22年4月1日	富士ゼロックス奈良 (株) 奈良県奈良市大宮町 1-1-15	会計法第29条の3第 4項	5,513	5,513	100.0%	-	供給可能な者が限定されているため	19	月額
ノート型パソコン賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局紀 の川ダム統合管理事務 所長 牟禮 輝久 奈良県五 條市三在1681	平成22年4月1日	東京センチュリーリー ス(株) 大阪支店 大阪府大阪市中央区 本町3丁目5番7号	会計法第29条の3第 4項	19,278	19,278	100.0%	-	3年間のリース契約を前提とした競争契約に より、上記業者と契約を締結しているため	19	月額
電力料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局近 畿技術事務所長 山本 剛 枚方市山田池北町1 1-1	平成22年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3 -6-16	会計法第29条の3第 4項	-	-	-	-	供給可能な物が一に特定されるため	8	長期継続 契約

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局近畿 技術事務所長 山本剛 枚方市山田池北町1 1-1	平成22年4月1日	大阪ガス(株) 高槻市藤の里町39- 6	会計法第29条の3第 4項	-	-	-	-	供給可能な物が一に特定されるため	8	長期継続 契約
国営飛鳥歴史公園事務所平 城分室賃貸借	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局国 営飛鳥歴史公園事務所 長 舟久保 敏 奈良県 高市郡明日香村大字平 田538番地	平成22年4月1日	東京海上日動フASHリ ティーズ(株) 大阪市 中央区城見2-2-5 3	会計法第29条の3第 4項	-	7,921,020	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に 特定される賃貸借契約等であって、該当箇 所でなければ行政事務を行うことが不可能な ため。	5	
営繕積算システムRIBC賃貸 借	支出負担行為担当 官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6 -30	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理シ ステム研究所 東京都港区西新橋3 -25-33	会計法第29条の3第 4項	-	1,422,750	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当該情報を提供することが可 能なものから提供を受けるもの	12	
建設業企業情報提供	支出負担行為担当 官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6 -30	平成22年4月1日	(財)建設業技術者セ ンター 東京都千代田区二番 町3	会計法第29条の3第 4項	-	2,835,000	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当該情報を提供することが可 能なものから提供を受けるもの	12	
宅地建物取引業免許事務処 理システム電算処理等業務	支出負担行為担当 官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6 -30	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引 推進機構 東京都港区虎ノ門3- 8-21	会計法第29条の3第 4項	-	1,367,523	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当該情報を提供することが可 能なものから提供を受けるもの	12	
建設業情報管理システム電算 処理業務	支出負担行為担当 官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6 -30	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理 センター 東京都中 央区築地2-11-24	会計法第29条の3第 4項	-	1,642,844	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当該情報を提供することが可 能なものから提供を受けるもの	12	
一般国道9号(鳥取西道路)の 改築事業に伴う埋蔵文化財発 掘調査(本高地区)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 重高 浩一 鳥取市田園町4丁目40 番地	平成22年4月1日	鳥取県埋蔵文化財セ ンター 鳥取市国府町宮下12 60	会計法第29条の3第 4項	-	297,654,000	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定め られているもの	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
一般国道9号(鳥取西道路)の改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査(高住地区)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 重高 浩一 鳥取市田園町4丁目40番地	平成22年4月1日	鳥取県埋蔵文化財センター 鳥取市国府町宮下1260	会計法第29条の3第4項	—	159,134,000	—	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
一般国道9号(鳥取西道路)の改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査(松原地区)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 重高 浩一 鳥取市田園町4丁目40番地	平成22年4月1日	鳥取県埋蔵文化財センター 鳥取市国府町宮下1260	会計法第29条の3第4項	—	82,757,000	—	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 重高 浩一 鳥取市田園町4丁目40番地	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-13	会計法第29条の3第4項	—	178,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
上水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 重高 浩一 鳥取市田園町4丁目40番地	平成22年4月1日	鳥取市水道事業管理者 鳥取市国安210番地3	会計法第29条の3第4項	—	3,200,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
揮発油外購入	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 重高 浩一 鳥取市田園町4丁目40番地	平成22年4月1日	鳥取県石油協同組合 米子市両三柳2778-4	会計法第29条の3第4項	—	2,254,137	—	—	本契約は、本事務所、出張所における揮発油外の購入契約である。当事務所の管理区間は鳥取県東部の広範囲に渡っているため燃料の給油においてもより広範囲で行える事が望ましい。本組合には鳥取県内にある給油所の大半が加入しており、当組合と契約することにより給油所が限定されることなく鳥取県内各所で給油ができるため。	14	
一般国道9号(中山名和道路)の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	鳥取県埋蔵文化財センター 鳥取市国府町宮下1260	会計法第29条の3第4項	—	283,345,000	—	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
一般国道9号(名和淀江道路)の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	鳥取県埋蔵文化財センター 鳥取市国府町宮下1260	会計法第29条の3第4項	—	157,695,000	—	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	3,554,494	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
回線専用料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,405,404	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
パケット通信料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 1-20-1	会計法第29条の3第4項	-	2,697,750	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第4項	-	1,694,586	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-3 3	会計法第29条の3第4項	-	57,519,600	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
赤碓道の駅浄化槽清掃	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月21日	(有)赤碓清掃 鳥取県東伯郡琴浦町 大字赤碓1986-2	会計法第29条の3第4項	-	1,360,800	-	-	本件は、赤碓道の駅において浄化槽の清掃を行うものである。当該施設の設置箇所である鳥取県東伯郡琴浦町には、(有)赤碓清掃以外に浄化槽法35条第1項の規定による浄化槽清掃の許可を受けている業者はいない。	1	
油脂類購入	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 江角忠也 倉吉市福庭1-18	平成22年4月1日	鳥取県石油協同組合 米子市両三柳2778 -4	会計法第29条の3第4項	-	2,101,723	-	-	本契約は、自動車の給油及び重油等の購入を行うものであるが、事業執行上、当事務所・出張所管内で容易かつ迅速な給油が可能でなくてはならないため、県下のガソリンスタンドが加入している鳥取県石油共同組合と随意契約を行う。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 日野川河川事務所長 藤原博明 米子市古豊千678	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-3 3	会計法第29条の3第4項	-	16,476,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 日野川河川事務所長 藤原博明 米子市古豊千678	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,700,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 殿ダム工事事務所長 山田啓一 鳥取市国府町宮下122 11	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-3 3	会計法第29条の3第4項	-	4,650,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 殿ダム工事事務所長 山田啓一 鳥取市国府町宮下122 1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
一般国道9号(浜田・三隅道路他)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年4月1日	島根県教育委員会 教育長 松江市殿町43	会計法第29条の3第4項	-	121,200,000	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-3 3	会計法第29条の3第4項	-	68,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年4月1日	浜田市企業出納員 浜田市殿町1	会計法第29条の3第4項	-	2,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
川本堤防外除草	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年6月1日	川本町 島根県邑智郡川本町 川本545-5	会計法第29条の3第4項	-	2,940,000	-	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に定められているもの	5	
邑智堤防外除草	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年6月1日	美郷町 島根県邑智郡美郷町 粕淵168	会計法第29条の3第4項	-	2,163,000	-	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に定められているもの	5	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	4,670,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
回線専用料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	3,030,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 長谷川幹夫 浜田市相生町3973-2	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第4項	-	1,110,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
事務所ガス代	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 平山大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成22年4月1日	出雲ガス(株) 出雲市上塩冶町238 8-1	会計法第29条の3第4項	-	3,020,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 平山大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第4項	-	1,520,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 出雲河川事務所長 平山大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	24,850,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 出雲河川事務所長 平山大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,110,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	
通行料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 出雲河川事務所長 平山大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成22年4月1日	西日本高速道路(株) 広島市安佐南区緑井 2-26-1	会計法第29条の3第4項	-	1,230,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 斐伊川・神戸川総合開発 工事事務所長 中川 哲志 出雲市大津朝倉3-5-1	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	6,501,987	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	
ガス代	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 斐伊川・神戸川総合開発 工事事務所長 中川 哲志 出雲市大津朝倉3-5-1	平成22年4月1日	出雲ガス(株) 出雲市上塩冶町238 8-1	会計法第29条の3第4項	-	1,190,895	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 斐伊川・神戸川総合開発 工事事務所長 中川 哲志 出雲市大津朝倉3-5-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,218,007	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 斐伊川・神戸川総合開発 工事事務所長 中川 哲志 出雲市大津朝倉3-5-1	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 1-20-1	会計法第29条の3第4項	-	1,648,777	-	-	提供を行うことが可能な業者が1である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(集中払)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	78,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電力料(松江)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	11,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電力料(出雲)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	1,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電力料(頼原)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	2,800,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電力料(道の駅 キララ多伎)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	(株)多伎振興 出雲市多伎町多岐135-1	会計法第29条の3第4項	-	1,300,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電力料(道の駅 頼原)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	(株)飯南トータルサポート 島根県飯石郡飯南町頼原2138番地6	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料及び上下水道料(木次道の駅)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	木次道の駅(株) 雲南市木次町山方1134-9	会計法第29条の3第4項	-	3,100,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料及び下水道料(道の駅湯の川)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	斐川宍道水道企業団 企業長 斐川町長 勝部勝明 島根県簸川郡斐川町大字上荘原1749番地1	会計法第29条の3第4項	-	2,800,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料及び下水道料(道の駅キララ多伎)	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	出雲市水道事業企業 出納員 出雲市姫原2丁目9-1	会計法第29条の3第4項	-	5,600,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
都市ガス代	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 松江国道事務所長 森下博之 松江市西津田町2-6-28	平成22年4月1日	松江市ガス事業管理者 松江市平成町182-42	会計法第29条の3第4項	-	6,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
上下水道料金	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 西澤賢太郎 岡山市北区鹿田町2-4-36	平成22年4月1日	岡山市水道事業管理者 岡山市北区鹿田町2-1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料金	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 西澤賢太郎 岡山市北区鹿田町2-4-36	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	42,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料金	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 西澤賢太郎 岡山市北区鹿田町2-4-36	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	4,300,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
携帯電話料金	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 西澤賢太郎 岡山市北区鹿田町2-4-36	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4丁目1番8号	会計法第29条の3第4項	-	2,100,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
旭川放水路改修に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 西澤賢太郎 岡山市北区鹿田町2-4-36	平成22年4月1日	岡山県知事 岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項	-	79,753,000	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
西粟倉連絡所建物借上	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 垣下禎裕 岡山市北区富町2-9-12	平成22年4月1日	富士産業(株) 大阪市住之江区南港北2-1-10	会計法第29条の3第4項	-	1,260,000	-	-	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 垣下禎裕 岡山市北区富町2-9-12	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	110,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 垣下禎裕 岡山市北区富町2-9-12	平成22年4月1日	岡山瓦斯(株) 岡山市中区桜橋2-1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,700,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 垣下禎裕 岡山市北区富町2-9-12	平成22年4月1日	岡山市水道事業管理者 岡山市北区鹿田町2-1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,700,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 垣下禎裕 岡山市北区富町2-9-12	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	14,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
回線専用料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 垣下禎裕 岡山市北区富町2-9-12	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	9,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
シラスウナギ遡上春季調査	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 綾木 修 福山市三吉町4-4-13	平成22年4月21日	福山市芦田川漁業協 同組合 福山市草戸町4-7-28	会計法第29条の3第 4項	1,386,000	1,344,000	97.0%	—	本件は、芦田川河口堰左右岸魚道設置後の効果検証の基礎資料の収集のため、芦田川河口堰にて春季のシラスウナギ遡上調査をおこなうものである。 芦田川漁業協同組合はシラスウナギ捕獲に精通しており漁業権も保有している。また、シラスウナギの生態に詳しく最適な調査日時 の決定が見込める団体である。	19	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 塩形幸雄 三次市十日市西6-2-1	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第 4項	—	65,500,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 塩形幸雄 三次市十日市西6-2-1	平成22年4月1日	三次市水道事業 企 業出納員 三次市三次町501	会計法第29条の3第 4項	—	4,463,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 塩形幸雄 三次市十日市西6-2-1	平成22年4月1日	庄原市水道事業管理 者 庄原市中本町1-10-1	会計法第29条の3第 4項	—	8,328,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 塩形幸雄 三次市十日市西6-2-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	—	7,500,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 塩形幸雄 三次市十日市西6-2-1	平成22年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 1-20-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,400,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 塩形幸雄 三次市十日市西6-2-1	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第 4項	—	1,100,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 太田川河川事務所長 阿部 徹 広島市中区八丁堀3-20	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	42,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 太田川河川事務所長 阿部 徹 広島市中区八丁堀3-20	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	6,400,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 太田川河川事務所長 阿部 徹 広島市中区八丁堀3-20	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第4項	-	2,100,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 広島国道事務所長 平出純一 広島市南区東雲2-13-28	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河 町1-2-10	会計法第29条の3第4項	-	5,099,850	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 広島国道事務所長 平出純一 広島市南区東雲2-13-28	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	180,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 広島国道事務所長 平出純一 広島市南区東雲2-13-28	平成22年4月1日	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	会計法第29条の3第4項	-	2,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 広島国道事務所長 平出純一 広島市南区東雲2-13-28	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	21,900,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 広島国道事務所長 平出純一 広島市南区東雲2-13-28	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第 4項	-	2,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 山口登美男 防府市国衛1-10-20	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-3 3	会計法第29条の3第 4項	-	169,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 山口登美男 防府市国衛1-10-20	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	-	4,120,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 山口登美男 防府市国衛1-10-20	平成22年4月1日	(株)NTTドコモ中国 広島市中区大手町4 丁目1番8号	会計法第29条の3第 4項	-	2,450,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
専用料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 山口登美男 防府市国衛1-10-20	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	-	5,300,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 中国技術事務所長 山本正司 広島市安芸区船越南2 -8-1	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-3 3	会計法第29条の3第 4項	-	10,800,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 中国技術事務所長 山本正司 広島市安芸区船越南2 -8-1	平成22年4月1日	広島市水道事業管理 者 広島市中区基町9-3 2	会計法第29条の3第 4項	-	4,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
都市ガス代	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 中国技術事務所長 山本正司 広島市安芸区船越南2-8-1	平成22年4月1日	広島ガス(株) 広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項	-	1,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 八田原ダム管理所長 嘉村孝幸 広島県世羅郡世羅町大字小谷字苦谷山1100	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	8,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 土師ダム管理所長 野津保之 安芸高田市八千代町土師369-24	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	5,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長 岸本芳雄 大竹市小方町小方813-1	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	6,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
温井ダム浄化槽維持管理	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 温井ダム管理所長 植田光明 広島県山県郡安芸太田町大字加計1956-2	平成22年4月1日	(株)クリンプロ 広島県山県郡安芸太田町大字土居310	会計法第29条の3第4項	-	2,433,270	-	-	本件は、温井ダム管内に設置してある浄化槽の保守点検及び汚泥採取を行う契約である。上記業者は、広島県山県郡西部において汚泥を処分場に搬入できる唯一の業者であり、本件を履行しうる唯一の業者である。	1	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 温井ダム管理所長 植田光明 広島県山県郡安芸太田町大字加計1956-2	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	12,800,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 苦田ダム管理所長 宮崎 貢 岡山県苦田郡鏡野町久田下原1592-4	平成22年4月1日	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	7,800,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局 大渡ダム管理所長 大澤敏之 高知県仁淀川町高瀬3815	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	14,744,403	14,744,403	100.0%	—	長期継続契約による	8	
熱料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	76,241,116	76,241,116	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	26,529,915	26,529,915	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	3,923,900	3,923,900	100.0%	—	長期継続契約による	8	
郵便料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	2,970,175	2,970,175	100.0%	—	長期継続契約による	9	
電話料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	7,291,531	7,291,531	100.0%	—	長期継続契約による	8	
通行料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	西日本高速道路(株) 高松市朝日町4-1-3	会計法第29条の3第4項	19,837,746	19,837,746	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	6,390,667	6,390,667	100.0%	—	長期継続契約による	8	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	日本放送協会高松放送局局長柏原道博 高松市錦町1-12-7	会計法第29条の3第4項	5,488,375	5,488,375	100.0%	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
官報公告料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
追録(判例 行政手続法外)	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	2,428,702	2,428,702	100.0%	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が—のため	10	
電波利用料	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	四国総合通信局 松山市宮田町8-5	会計法第29条の3第4項	1,290,900	1,290,900	100.0%	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
高速道路無料化社会実験新聞広告掲載	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知県高知市江陽町2-2	平成22年5月24日	(株)高知新聞社 高知県高知市本町3-2-15	会計法第29条の3第4項	2,484,300	2,484,300	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の機関であるため	14	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知県高知市江陽町2-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	8,000,000	8,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田 区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	4,000,000	4,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川 県高松市丸ノ内2-5	会計法第29条の3第4項	133,000,000	133,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	須崎市 高知県須崎 市山手町1-7	会計法第29条の3第4項	1,000,000	1,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
土地及び建物の賃貸借(高知建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,600,000	3,600,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地及び建物の賃貸借(須崎建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,447,584	1,447,584	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第 4項	2,750,880	2,750,880	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つ に特定される賃貸借契約	5	
土地賃借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局土 佐国道事務所長 三保 木 悦幸 高知県高知 市江陽町2-2	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第 4項	1,847,352	1,847,352	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つ に特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局山 鳥坂ダム工事事務所長 原田 昌直 愛媛県大 洲市肱川町予子林6番 地4	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川 県高松市丸ノ内2-5	会計法第29条の3第 4項	9,407,857	9,407,857	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTT)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局山 鳥坂ダム工事事務所長 原田 昌直 愛媛県大 洲市肱川町予子林6番 地4	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	1,000,000	1,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(ドコモ)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局山 鳥坂ダム工事事務所長 原田 昌直 愛媛県大 洲市肱川町予子林6番 地4	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田 区永田町2-11-1	会計法第29条の3第 4項	1,000,000	1,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
テレメータ外電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局吉 野川ダム統合管理事務 所長 横山 嘉夫 三 好市池田町西山谷尻42 35-1	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松 市丸の内2-5	会計法第29条の3第 4項	5,000,000	5,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
庁舎電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局吉 野川ダム統合管理事務 所長 横山 嘉夫 三 好市池田町西山谷尻42 35-1	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松 市丸の内2-5	会計法第29条の3第 4項	6,000,000	6,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長 横山 嘉夫 三好市池田町西山谷尻4235-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)福岡市博多区博多駅中央街	会計法第29条の3第4項	1,000,000	1,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長 横山 嘉夫 三好市池田町西山谷尻4235-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	1,000,000	1,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長 横山 嘉夫 三好市池田町西山谷尻4235-1	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局野村ダム管理所長 宮本 正司 愛媛県西予市野村町野村8-153-1	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2番5号	会計法第29条の3第4項	50,000,000	50,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	4,500,000	4,500,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	4,700,000	4,700,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,700,000	1,700,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	113,000,000	113,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
追録	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	2,600,000	2,600,000	100.0%	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
平成22年度河川防災ステーション管理業務委託	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	大洲市長 清水 裕 愛媛県大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	2,189,702	2,189,702	100.0%	—	肱川河川防災ステーション管理協定に基づく委託契約による	4	
平成22年度 要津寺谷川樋門外操作業務委託	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	大洲市長 清水 裕 愛媛県大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	3,502,170	3,502,170	100.0%	—	当該地において地形状況等に精通し、樋門操作が行える体制を確実に維持出来る必要があるため	4	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	1,300,000	1,300,000	100.0%	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
平成22年度 RIBC賃貸借	支出負担行為担当 官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項	1,158,150	1,158,150	100.0%	—	「営繕積算システムRIBC」は、各府省庁統一基準に基づく積算システムであり、また歩掛りの改正等にも的確に対応し、公共建築工事の積算において、その使用に耐えうる性能を有している。同システムに関しては、(財)建築コスト管理システム研究所が開発し、著作権及び著作者人格権を有しているが、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕システム等開発利用協議会」において、営繕業務の合理化・効率化を目的として、同協議会会員は同システムを利用することを決定しているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 高知法務総合庁舎新営埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	高知県教育長 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	会計法第29条の3第4項	10,405,500	10,405,500	100.0%	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4	
平成22年度波介川河口導流事業埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	高知県教育委員会 教育長 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	会計法第29条の3第4項	53,970,000	53,970,000	100.0%	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められている	4	
高速道路無料化社会実験周知広告掲載	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成22年6月14日	(株)愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町1-12-1	会計法第29条の3第4項	2,837,100	2,837,100	100.0%	—	本件は、本年6月より松山自動車道と高知自動車道の一部区間において実施する。高速道路無料化社会実験について、広く周知する必要があることから、実験開始前及び開始後の2回に渡り、新聞紙上を活用した広報を行うものである。(株)愛媛新聞社は明治9年の創設以降現在まで至り、その発行する愛媛新聞は発行部数が約31.5万部(県内における占有率は約60%)と他社に比べ圧倒的に多い愛媛県内唯一の地方新聞であり、メディアとしての十分な実績も有している。 本件では、できるだけ多くの方に周知を図る必要があり、上記会社は本件の目的を最も確実かつ効果的に達成することのできる唯一の機関である。	19	
電気料(四国電力)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	120,500,000	120,500,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
水道料(松山市・松山詰所分等)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成22年4月1日	松山市公営企業管理者 愛媛県松山市二番町4-4-6	会計法第29条の3第4項	2,500,000	2,500,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・コムモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	4,000,000	4,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	10,500,000	10,500,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,600,000	1,600,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	3,700,000	3,700,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	35,000,000	35,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
ガス代	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	四国ガス(株)高知支店 高知県高知市棧橋通5-1-51	会計法第29条の3第4項	1,900,000	1,900,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
平成22年度 借地(高知海岸出張所)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,431,492	1,431,492	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(波介川監督官詰所)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,038,580	3,038,580	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
港湾施設使用料(高知新港内ブロック製作ヤードその1)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	高知県高知土木事務所長 高知県高知市稲荷町11-26	会計法第29条の3第4項	1,869,743	1,869,743	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
追録	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	—	既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	いの町長 高知県吾川郡いの町1700-1	会計法第29条の3第4項	8,037,538	8,037,538	100.0%	—	当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	土佐市長 高知県土佐市高岡町甲2017-1	会計法第29条の3第4項	5,331,841	5,331,841	100.0%	—	当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	日高村長 高知県高岡郡日高村本郷61-1	会計法第29条の3第4項	1,494,459	1,494,459	100.0%	—	当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	香美市長 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-21	会計法第29条の3第4項	2,054,528	2,054,528	100.0%	—	当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成22年4月1日	高知市長 高知県高知市本町5-1-45	会計法第29条の3第4項	2,387,302	2,387,302	100.0%	—	当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 行政サーバ賃借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	2,760,660	2,760,660	100.0%	—	本件対象機器をH19年度に一般競争入札にて、賃貸借契約をしており、対象機器を継続して使用・賃貸借するため。	19	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,640,000	2,640,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,776,000	1,776,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,728,000	1,728,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	船越マンション船越幹夫 阿南市領家町船倉370	会計法第29条の3第4項	1,272,000	1,272,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,386,108	1,386,108	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
駐車場敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	全日本食品(株) 東京都足立区入谷6丁目2番2	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2番5号	会計法第29条の3第4項	18,277,156	18,277,156	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(西日本電信電話)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	982,361	982,361	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTTコミュニケーションズ)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,224,878	1,224,878	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(携帯電話)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	2,723,991	2,723,991	100.0%	—	長期継続契約による	8	
回線使用料(長安ロガム管理所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	(株)STNet 高松市春日町1735番地3	会計法第29条の3第4項	3,875,760	3,875,760	100.0%	—	長期継続契約による	8	
専用料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	1,948,095	1,948,095	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 村河川国道事務所長 後藤 茂久 高知県四 万十市右山2033の14	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京 都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第 4項	1,030,310	1,030,310	100.0%	—	法令等により契約の相手方が特定されるた め	9	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 村河川国道事務所長 後藤 茂久 高知県四 万十市右山2033の14	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田 区永田町2-11-1	会計法第29条の3第 4項	2,498,822	2,498,822	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 村河川国道事務所長 後藤 茂久 高知県四 万十市右山2033の14	平成22年4月1日	NTTコミュニケーション ズ(株) 東京都千代 田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第 4項	1,140,420	1,140,420	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 村河川国道事務所長 後藤 茂久 高知県四 万十市右山2033の14	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松 市丸ノ内2-5	会計法第29条の3第 4項	63,071,855	63,071,855	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 筋川総合開発工事事務 所長 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸 内1692-1	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川 県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第 4項	10,000,000	10,000,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 筋川総合開発工事事務 所長 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸 内1692-1	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第 4項	2,078,208	2,078,208	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つ に特定される賃貸借契約	5	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局中 筋川総合開発工事事務 所長 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸 内1692-1	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第 4項	1,968,144	1,968,144	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つ に特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第 4項	2,367,780	2,367,780	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つ に特定される賃貸借契約	5	
大豊監督官詰所建物借上料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第 4項	1,284,000	1,284,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つ に特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	四国電力(株) 徳島 県三好市池田町シマ9 30-3	会計法第29条の3第 4項	5,400,000	5,400,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTTその1)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 徳島県徳島市西大工 町2-5-1	会計法第29条の3第 4項	1,100,000	1,100,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTTその2)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 徳島県徳島市西大工 町2-5-1	会計法第29条の3第 4項	5,500,000	5,500,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTTコミュニケーションズ)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	NTTコミュニケーション ズ(株) 東京都千代田 区幸町1-1-6	会計法第29条の3第 4項	1,800,000	1,800,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTTドコモ)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局四 国山地砂防事務所長 桜井 亘 徳島県三好 市井川町西井川68-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田 区永田町2-11-1	会計法第29条の3第 4項	2,500,000	2,500,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 建物賃貸借(徳島建設監督官)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	大和リース(株)高松支店 香川県高松市今里町2-12-19	会計法第29条の3第4項	2,793,420	2,793,420	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成22年度 建物賃貸借(日和佐建設監督官)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	小松島市長 徳島県小松島市横須町1-1	会計法第29条の3第4項	2,166,000	2,166,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
ガス代	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	四国ガス(株)徳島支店 徳島県徳島市北出来島町1-26-2	会計法第29条の3第4項	2,932,304	2,932,304	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	170,813,955	170,813,955	100.0%	—	長期継続契約による	8	
回線専用料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	6,604,620	6,604,620	100.0%	—	長期継続契約による	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	4,566,206	4,566,206	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料(088)654-2211外	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	7,988,358	7,988,358	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,113,792	1,113,792	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,259,508	1,259,508	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,259,508	1,259,508	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,887,780	1,887,780	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,861,560	1,861,560	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	小松島市長 徳島県 小松島市横須町1-1	会計法第29条の3第4項	1,492,992	1,492,992	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,243,884	1,243,884	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	811,152	811,152	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,079,916	1,079,916	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	977,760	977,760	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,759,816	3,759,816	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	848,532	848,532	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成22年度 土地借料(徳島建設監督官)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,424,000	2,424,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成22年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	徳島県知事 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	10,499,034	10,499,034	100.0%	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	美馬市長 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5	会計法第29条の3第4項	9,149,868	9,149,868	100.0%	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成22年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	つるぎ町長 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	会計法第29条の3第4項	1,268,268	1,268,268	100.0%	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成22年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	阿波市長 徳島県阿波市阿波町東原173	会計法第29条の3第4項	4,181,268	4,181,268	100.0%	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成22年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	三好市長 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2	会計法第29条の3第4項	4,064,916	4,064,916	100.0%	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成22年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡泰裕 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成22年4月1日	東みよし町長 徳島県三好郡東みよし町加茂3360	会計法第29条の3第4項	1,233,984	1,233,984	100.0%	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成22年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成22年4月27日	(社)香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 香川県高松市丸の内9-29	会計法第29条の3第4項	6,166,167	6,165,936	100.0%	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
平成22年度 大内白鳥監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成22年4月1日	(株)NTT西日本アセットプランニング 愛媛県松山市山越3-15-15	会計法第29条の3第4項	2,577,312	2,577,312	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高速道路無料化社会実験に関する広告掲載	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年5月21日	(株)四国新聞社 香 川県高松市中野町15 -1	会計法第29条の3第 4項	2,528,400	2,528,400	100.0%	—	内容が特定されることにより、供給者が1者 に特定される役務契約	19	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田 区永田町2-11-1	会計法第29条の3第 4項	2,112,171	2,112,171	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 香川県高松市観光通 1-8-2	会計法第29条の3第 4項	6,495,043	6,495,043	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年4月1日	NTTコミュニケーション ズ(株) 東京都千代 田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第 4項	2,000,217	2,000,217	100.0%	—	長期継続契約による	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年4月1日	高松市 高松市番町 1-8-15	会計法第29条の3第 4項	1,763,290	1,763,290	100.0%	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年4月1日	四国電力(株) 高松 市丸の内2-5	会計法第29条の3第 4項	92,024,864	92,024,864	100.0%	—	長期継続契約による	8	
水道料	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局香 川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高 松市高松町2422-1	平成22年4月1日	まんのう町水道事業管 理者 香川県仲多度 郡まんのう町吉野430 0-11	会計法第29条の3第 4項	8,322,292	8,322,292	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
下水道料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成22年4月1日	まんのう町助役 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	3,034,028	3,034,028	100.0%	—	長期継続契約による	8	
追録「(株)ぎょうせい」	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	1,676,440	1,676,440	100.0%	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
平成22年度 丸亀地区水樋門総裁宅業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成22年4月1日	丸亀市長 丸亀市大手町2-3-1	会計法第29条の3第4項	2,691,504	2,691,504	100.0%	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	4	
平成22年度 まんのう地区樋門操作委託業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成22年4月1日	まんのう町長 仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	1,495,280	1,495,280	100.0%	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	4	
平成22年度四国横断自動車道(阿南-小松島)用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月7日	徳島県 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	40,036,500	40,036,500	100.0%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方がーに定められているため	4	
平成22年度一般国道33号松山外環状道路インター線工事所要用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月7日	愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	9,849,000	9,849,000	100.0%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方がーに定められているため	4	
平成22年度高知西バイパス工事所要用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月22日	高知県土地開発公社 高知県高知市九反田4-10-402	会計法第29条の3第4項	4,473,000	4,473,000	100.0%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方がーに定められているため	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度一般国道56号大 方改良工事所要用地取得事 務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年4月27日	黒潮町長 高知県黒 潮町入野2019-1	会計法第29条の3第 4項	3,370,500	3,370,500	100.0%	—	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているため	4	
平成22年度一般国道317号 大島道路の道路管理委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年4月1日	本州四国連絡高速道 路(株)しまなみ今治管 理センター所長 愛 媛県今治市山路751 -2	会計法第29条の3第 4項	11,374,650	11,374,650	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度一般国道33号松 山外環状道路水文調査(愛媛 県)	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年5月27日	愛媛県中予地方局長 愛媛県松山市北持田 町132	会計法第29条の3第 4項	5,748,750	5,748,750	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度一般国道33号松 山外環状道路水文調査(松山 市)	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年5月27日	松山市長 愛媛県松 山市二番町4-7-2	会計法第29条の3第 4項	2,995,650	2,995,650	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度 一般国道11号 徳島インター連結区間工事委 託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年6月21日	西日本高速道路(株)四 国支店長 香川県高 松市朝日町4-1-3	会計法第29条の3第 4項	155,710,800	155,710,800	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度 徳島管内道路 埋蔵文化財調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年4月1日	飯泉嘉門 徳島県徳 島市万代町1丁目1番 地	会計法第29条の3第 4項	112,644,000	112,644,000	100.0%	—	建設省道一発第93号(昭和46 年11月1日)において、『発 掘調査の実施は、原則として 当該教育委員会に委託して 行なうこと』としているため。	1	
平成22年度 香川埋蔵文化 財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足 立 敏之 高松市サン ポート3-33	平成22年4月1日	細松英正 香川県高 松市天神前6番1号	会計法第29条の3第 4項	31,375,000	31,375,000	100.0%	—	建設省道一発第93号(昭和46 年11月2日)において、『発 掘調査の実施は、原則として 当該教育委員会に委託して 行なうこと』としているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 松山管内埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	加戸守行 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2	会計法第29条の3第4項	269,587,500	269,587,500	100.0%	—	建設省道一発第93号(昭和46年11月3日)において、『発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行なうこと』としているため。	1	
平成22年度 大洲管内埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	加戸守行 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2	会計法第29条の3第4項	20,128,500	20,128,500	100.0%	—	建設省道一発第93号(昭和46年11月4日)において、『発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行なうこと』としているため。	1	
平成22年度 高知南国道路外埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	中澤卓史 高知県高知市丸の内1丁目7番52号	会計法第29条の3第4項	340,074,000	340,074,000	100.0%	—	建設省道一発第93号(昭和46年11月5日)において、『発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行なうこと』としているため。	1	
予讃線高光・北宇和島間申生田こ線橋上部工新設工事	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年6月29日	四国旅客鉄道(株) 高松市浜ノ町8版33号	会計法第29条の3第4項	452,880,000	452,880,000	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	財団法人不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,367,523	1,367,523	100.0%	—	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸	4	
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項	1,782,690	1,782,690	100.0%	—	全国50万社の建設業者情報を管理する業務であり、全国の行政庁(47都道府県など)との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているため	4	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国技術事務所長 川崎末和 香川県高松市牟礼町1545	平成22年4月1日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	7,800,000	7,800,000	100.0%	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム管理・運営等業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,367,523	1,367,523	100.0%	—	上記のとおり、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との取り決めにおいて、システムの管理、運営を委託する管理運営機関に特定している。	4	
平成22年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	(財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者に関する各種情報を網羅して有する唯一の法人である。	1	
福岡第二合同庁舎事業系一般廃棄物運搬業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(有)七福商会 福岡県福岡市東区二又瀬新町6-1	会計法第29条の3第4項	5,685,540	5,685,540	100.0%	—	福岡市では、事業系一般廃棄物の処理を行うには、福岡市の事業系一般廃棄物収集運搬についての許可を受けた業者であることが必要であり、(有)七福商会は当庁舎の所在地を収集区域として指定された唯一の業者である。	19	
簡易公募型競争等手続開始公示単価契約(その2)	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	14,962,500	14,962,500	100.0%	—	手続開始の公示については、平成20年1月18日国地契第51号、国官技第251号、国営整第141号「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における手続開始の公示に係る取扱について」によって、当該相手方への公示掲載を定められている。	1	
簡易公募型競争等手続開始公示単価契約(その3)	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(株)日刊建設産業新聞社 福岡県福岡市博多区住吉5-9-19	会計法第29条の3第4項	14,962,500	14,962,500	100.0%	—	手続開始の公示については、平成20年1月18日国地契第51号、国官技第251号、国営整第141号「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における手続開始の公示に係る取扱について」によって、当該相手方への公示掲載を定められている。	1	
簡易公募型競争等手続開始公示単価契約(その1)	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(株)日刊建設通信新聞社 福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-1	会計法第29条の3第4項	14,962,500	14,962,500	100.0%	—	手続開始の公示については、平成20年1月18日国地契第51号、国官技第251号、国営整第141号「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における手続開始の公示に係る取扱について」によって、当該相手方への公示掲載を定められている。	1	
時事行財政情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	1,155,000	1,155,000	100.0%	—	国土交通省では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向ニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。 (株)時事通信社の「JAMP」は上記情報のほか、過去9～10年前まで遡れるデータベース、中央省庁等の人事データベースなど、他のメディアには無い情報を有している。これらの情報を、インターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう、情報サービスを行っているのは、上記業者において他にはない。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
記者会見情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(株)衛星チャンネル 東京都渋谷区神宮前1-3-12	会計法第29条の3第4項	3,654,000	3,654,000	100.0%	—	本業務は、社会を取り巻く情勢が日々刻々と変わる中で、首相や国土交通大臣等の記者会見情報の全部を迅速かつ正確に把握することにより、九州地方整備局の所管事業を適正に遂行するために情報提供を受けるものである。 内閣総理大臣、国土交通大臣等の記者会見内容を、会見後直ちに内容を把握し、示された方針等を迅速に、かつ会見内容の全部を正確に配信するのは、「株式会社衛星チャンネル」のみであり、本業務を適切に遂行できるのは、上記業者において他にない。	12	
建設業情報管理システム管理・運営業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7F	会計法第29条の3第4項	1,687,000	1,687,000	100.0%	—	本システムについては、財団法人建設業情報管理センターが所有しているものであり、同センターは、建設業者の情報等について、全国を通じて一元的なデータ収集・管理を行い、不良・不適格業者の排除に寄与すること等を目的として、昭和62年に設立されたものである。 また、本システムは、一の許可行政庁が欠けても、これらの目的は達成することができないため、全ての許可行政庁が同一の本システムを使用する必要があることから、国土交通省及び47都道府県の合意に基づいて本システムを構築し、以後、本システムの改良・管理・運営を行ってきたところである。 加えて、本システムには、膨大なデータが蓄積されており、その稼働に当たっては、通常の維持管理への対応、さらには、蓄積される膨大なデータの集中的な管理をするために、専門的な知識を有する相当数の人員が必要であり、本システムに精通した人員が本業務に専属で配置され、管理、運営を行う体制が求められる。 以上の理由により、同センターは、本システムを唯一所有し、本業務を遂行できる唯一の団体である。	4	
営繕積算システムRIBC媒体購入	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,942,500	1,942,500	100.0%	—	「営繕積算システムRIBC」は昭和58年当時、建設省と都道府県及び政令市により発足した「営繕積算システム開発利用協議会」において、公共建築工事発注に用いる積算のためのシステムとして運用するため共同開発されたものである。営繕積算システム開発利用協議会の委託により(財)建築コスト管理システム研究所が営繕積算システムRIBCを開発・整備し提供しており、本システムは当該業者でしか販売を取り扱っていない。当該購入は「公共調達適正化」(平成18年8月財務大臣通知)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の「イ契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものとされ、国土交通省として引き続き随意契約をするものとして整理されている。	4	
九州管区警察学校生徒寮(2)埋蔵文化財発掘調査報告書作成委託	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成22年4月1日	福岡市長 吉田 宏 福岡市中央区天神1丁目8-1	会計法第29条の3第4項	—	7,632,374	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 福岡市は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまで埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、福岡市が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町一丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	5,346,600	5,092,000	95.0%	—	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関するシステムデータベースの著作権を唯一所有する業者であるため。	12	
道路占用物件管理用パソコン賃借及び保守	分任支出負担行為担当官福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成22年4月1日	西部ガス情報システム(株) 福岡市博多区千代1-15-27	会計法第29条の3第4項	199,395	199,395	100.0%	—	道路管理システムは、複雑・過密化する都市の道路の地下に埋設されている水道・通信・電力等の占用物件情報を総合的に管理するシステムである。このような地下埋設物件に関する情報は、道路管理者として災害や工事故に備え、24時間把握できる体制を整備しておく必要がある。道路管理システムには、コンピュータマッピング基本ソフトウェアであるTUMSY基本ライブラリが組み込まれており、常時占用物件情報の提供を受けるためには、パソコン端末側にこのソフトウェアが搭載されている必要がある。また、当該ソフトウェアの知的所有権は、著作権者である東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)が所有しているため、道路管理システムを利用するには上記業者の提供する機器を賃借する必要がある。しかしながら、東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)は、九州地区に支店・営業所等を有していないため、九州地区の総代理店は西部ガス情報システム(株)となっている。よって、本業務を履行するには西部ガス情報システム(株)が唯一の相手方となる。	19	
平成22年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	7,085,400	7,085,400	100.0%	—	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路工事調整の事務等の確かつ迅速に実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占用物件等の情報提供を受けるものである。 ①多種多様の公益占用物件が輻輳して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占用物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。②公益事業者の占用物件情報(管径・出幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。③福岡市内の占用物件等のデータベース情報を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。よって、本業務は、「公共通達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当し、随意契約を行うものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
浄土橋排水樋管外33件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	飯塚市 福岡県飯塚市新立岩5-5	会計法第29条の3第4項	—	5,835,808	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
山野排水樋管外53件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	嘉麻市 福岡県嘉麻市上臼井464-1	会計法第29条の3第4項	—	8,573,097	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
糶排水樋管外60件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	田川市 福岡県田川市中央町1-1	会計法第29条の3第4項	—	10,281,859	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
伊原排水樋管外43件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	添田町 福岡県田川郡添田町大字添田2151	会計法第29条の3第4項	—	6,991,555	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
下今任第1排水樋管外14件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	大任町 福岡県田川郡大任町大行事3042-1	会計法第29条の3第4項	—	2,442,194	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
大熊排水樋管外12件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	糸田町 福岡県田川郡糸田町2404	会計法第29条の3第4項	—	2,054,709	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
草場樋管外45件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	福智町 福岡県田川郡福智町金田937-2	会計法第29条の3第4項	—	7,712,004	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
長田排水樋管外34件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	直方市 福岡県直方市殿町7-1	会計法第29条の3第4項	-	6,114,320	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
赤地第2排水樋管外10件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	小竹町 福岡県鞍手郡小竹町勝野3349	会計法第29条の3第4項	-	1,846,561	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
篠振第1排水樋管外55件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	宮若市 福岡県宮若市宮田29-1	会計法第29条の3第4項	-	9,312,196	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
島津排水樋管外9件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	遠賀町 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513	会計法第29条の3第4項	-	1,554,417	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
芦屋第六号排水樋管外11件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	芦屋町 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2-20	会計法第29条の3第4項	-	2,009,966	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
洗越第1排水樋管外27件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	北九州市 福岡県北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	-	4,990,980	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
芦屋第1陸間外23件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	芦屋町 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2-20	会計法第29条の3第4項	-	2,015,486	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
菰田排水機場外4件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	飯塚市 福岡県飯塚市新立岩5-5	会計法第29条の3第4項	-	2,425,345	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
花ノ木堰操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	中間市外2ヶ町山田川水利組合 福岡県中間市大字中間1-2-31	会計法第29条の3第4項	-	3,710,609	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
岡森堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	直方市・北九州市岡森用水組合 福岡県直方市殿町7-1	会計法第29条の3第4項	-	3,127,241	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
高柳堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	福智町 福岡県田川郡福智町金田937-2	会計法第29条の3第4項	-	3,142,753	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
岩下堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	糸田町 福岡県田川郡糸田町2404	会計法第29条の3第4項	-	3,165,073	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
楠堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	田川市 福岡県田川市中央町1-1	会計法第29条の3第4項	-	3,394,907	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
宮若地区堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	宮若市 福岡県宮若市宮田29-1	会計法第29条の3第4項	-	10,866,148	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宮若地区河川パトロール委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	宮若市 福岡県宮若市宮田29-1	会計法第29条の3第4項	-	2,473,113	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
電力料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	54,371,988	-	-	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	
電話料集中払	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 九州支社 福岡県福岡市中央区渡辺通2-6-1	会計法第29条の3第4項	-	2,105,752	-	-	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28	会計法第29条の3第4項	-	5,181,527	-	-	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	1,025,980	-	-	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	
遠賀川地域防災施設(遠賀川水辺館)管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 近藤修 直方市溝堀1-1-1	平成22年4月1日	直方市 福岡県直方市殿町7-1	会計法第29条の3第4項	-	5,374,500	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	佐賀市栄町1番1号 佐賀市長	会計法第29条の3第4項	-	3,895,261	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	神崎市神崎町神崎410番地 神崎市長	会計法第29条の3第4項	-	6,217,662	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	佐賀市城内一丁目1-15 佐賀県知事	会計法第29条の3第4項	-	1,575,300	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	大川市大字酒見256番地1 大川市長	会計法第29条の3第4項	-	2,595,856	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町長	会計法第29条の3第4項	-	2,512,448	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	久留米市城南町15-3 久留米市長	会計法第29条の3第4項	-	14,093,901	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	鳥栖市宿町1118 鳥栖市長	会計法第29条の3第4項	-	2,200,738	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	うきは市吉井町新治316 うきは市長	会計法第29条の3第4項	-	2,272,398	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	朝倉市菩提寺412-2 朝倉市長	会計法第29条の3第4項	-	1,833,418	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	日田市市島2-6-1 日田市長	会計法第29条の3第4項	-	6,091,794	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	柳川市本町87-1 柳川市長	会計法第29条の3第4項	-	2,742,702	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	みやま市瀬高町小川5 みやま市長	会計法第29条の3第4項	-	5,101,055	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
電力料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	-	81,000,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-6-1 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	会計法第29条の3第4項	-	2,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	東京都港区東新橋1-9-1 ソフトバンクテレコム(株)	会計法第29条の3第4項	-	1,545,792	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長 松尾和巳 久留米市高野1-2-1	平成22年4月1日	大阪市中央区馬場町3-15 西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	—	2,004,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
松原ダム・下笠ダム情報収集支援委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所長 諫山立生 久留米市高野1丁目2-2	平成22年4月1日	日田市大分県日田市田島二丁目6番1号	会計法第29条の3第4項	—	2,320,500	—	—	河川法第99条の規定を根拠法令とし、河川管理に属する事項を地元自治体に委託するものであり、契約の相手方が一に定めらるため。	1	
水道料(上水道)	分任支出負担行為担当官代理九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所総務課長山方富子 福岡市東区西戸崎18-25	平成22年4月1日	福岡市水道事業管理者 福岡市博多区博多駅前1-28-15	会計法第29条の3第4項	—	25,000,000	—	—	水に係る役務について、供給を受けるものであるため。	8	
水道料(下水道)	分任支出負担行為担当官代理九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所総務課長山方富子 福岡市東区西戸崎18-25	平成22年4月1日	福岡市下水道事業企業出納員 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	—	17,000,000	—	—	水に係る役務について、供給を受けるものであるため。	8	
電話専用料	分任支出負担行為担当官代理九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所総務課長山方富子 福岡市東区西戸崎18-25	平成22年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	—	1,789,200	—	—	電話に係る役務について、提供を受けるものであるため。	8	
平成22年度西九州自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長 児玉敏幸 佐賀市新中町5番10号	平成22年4月1日	佐賀県知事 古川康 佐賀市城内1丁目1番56号	会計法第29条の3第4項	—	67,500,000	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の手続き業務であり、その委託を受けた佐賀県知事のみが唯一の相手方であるため	1	
佐賀国道追録代(ぎょうせい)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長 児玉敏幸 佐賀市新中町5番10号	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい代表取締役社長 澤田裕二郎 東京都江東区新木場1丁目18番11号	会計法第29条の3第4項	3,800,000	3,800,000	100.0%	—	供給する出版社が一に限られるため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度嘉瀬川ダム区域内埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 嘉瀬川ダム工事事務所長 後藤 信孝 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成22年4月1日	佐賀県知事 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項	—	135,000,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。佐賀県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、佐賀県が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
平成22年度嘉瀬川ダム建設に伴う須田地区残土処分手続資料作成	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 嘉瀬川ダム工事事務所長 後藤 信孝 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成22年4月6日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	18,041,000	—	—	本業務は、嘉瀬川ダム建設に伴い発生する残土の処分を行う処分地として農地等を借地し、須田地区の残土処分地において土砂処分が完了し、地権者へ土地を返還するにあたり、農地機能復旧完了後の換地処分登記資料作成を委託するものである。その業務にあたっては土地改良法等の関係法令を熟知・精通したうえ、地権者で構成する住民団体等との連携・協働した協力体制の確立が不可欠である。そのためには、関係機関、住民団体等との円滑な連携調整が必要であり、かつ公平性、中立性が強く求められる。以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、当該地区の地元自治体であり、地域住民、住民団体等と公平・中立な立場で連携し、住民参加のネットワークを構築できる佐賀市が唯一の契約相手である。	19	
平成22年度嘉瀬川ダム建設に伴う菖蒲地区残土処分手続資料作成	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 嘉瀬川ダム工事事務所長 後藤 信孝 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成22年4月19日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	4,876,000	—	—	本業務は、嘉瀬川ダム建設に伴い発生する残土の処分を行う処分場として農地等を借地し、菖蒲地区の残土処分場において土砂処分が完了し、地権者へ土地を返還するにあたり、農地機能復旧完了及び確定測量後の換地処分登記を委託するものである。の業務にあたっては土地改良法等の関係法令を熟知・精通したうえ、地権者で構成する住民団体等との連携・協働した協力体制の確立が不可欠である。そのためには、関係機関、住民団体等との円滑な連携調整が必要であり、かつ公平性、中立性が強く求められる。以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、当該地区の地元自治体であり、地域住民、住民団体等と公平・中立な立場で連携し、住民参加のネットワークを構築できる佐賀市が唯一の契約相手である。	19	
平成22年度嘉瀬川ダム残土処分業務(第1期)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 嘉瀬川ダム工事事務所長 後藤 信孝 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成22年4月27日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	97,342,200	—	—	佐賀市並残土処分場は、嘉瀬川ダムの工事区域の近傍で唯一の残土処分場であるため、佐賀市と契約するものである。	19	
平成22年度国営吉野ヶ里歴史公園区域内文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 井村 久行 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869	平成22年4月1日	佐賀県知事 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	会計法第29条の3第4項	—	13,000,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。佐賀県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整理その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、佐賀県が唯一の契約相手と判断するため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上・下水道料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 井村 久行 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869	平成22年4月1日	佐賀東部水道企業団 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4	会計法第29条の3第4項	—	2,674,614(概算)	—	—	当事務所において、上・下水道に係る役務についての提供を行うことが可能な業者が佐賀東部水道企業団のみであるため。	8	
雲仙復興事務所庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局雲仙復興事務所長 渡部 文人 崎県島原市南下川尻町7-4	平成22年4月1日	日成ビルド工業株式会社	会計法第29条の3第4項	月額 3,547,002	月額 3,547,002	100.0%	—	職員が円滑に事務を遂行するために可能な庁舎を選定したところ、現在の建物しかなく、平成22年度も引き続き現在の建物を賃貸するものである。	5	
平成22年度 白川新屋敷地先埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	熊本県知事 熊本市水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項	—	135,639,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	
犬淵三号排水樋管外6件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	嘉島町長 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地	会計法第29条の3第4項	—	1,254,587	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
田口樋管外6件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	甲佐町長 熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4	会計法第29条の3第4項	—	1,218,135	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
小坂樋管外9件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	御船町長 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1	会計法第29条の3第4項	—	1,599,282	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
追録(ぎょうせい)購入	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	会計法第29条の3第4項	—	2,700,200	—	—	供給することが可能な業者が一である。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
中島樋管外33件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	熊本市 熊本市手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項	—	4,877,949	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
直築樋門外22件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	宇土市長 熊本県宇土市浦田町51	会計法第29条の3第4項	—	3,557,955	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
平成22年度 熊本河川国道事務所管内埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	熊本県知事 熊本市水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項	—	159,716,000	—	—	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 熊本県は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
平成22年度 玉名バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	玉名市長 熊本県玉名市繁根木163	会計法第29条の3第4項	—	2,020,000	—	—	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 玉名市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、玉名市唯一の契約相手と判断するものである。	1	
平成22年度 植木バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	熊本市長 熊本市手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項	—	80,000,000	—	—	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 熊本市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本市が唯一の契約相手と判断するものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 熊本北バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局熊本 河川国道事務所長 喜 安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	合志市長 熊本県合志市竹迫 2140番地	会計法第29条の3第 4項	—	12,723,000	—	—	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 合志市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑かつ確に遂行するためには、合志市が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
平成22年度 九州横断自動車道延岡線埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局熊本 河川国道事務所長 喜 安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年4月1日	熊本県知事 熊本市水前寺6丁目18 番1号	会計法第29条の3第 4項	—	79,739,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
加勢川・嘉島町管内河川敷地除草委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局熊本 河川国道事務所長 喜 安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年5月13日	嘉島町長 熊本県上益城郡嘉島 町上島530番地	会計法第29条の3第 4項	—	5,307,425	—	—	本業務の遂行にあたっては、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定に基づき地方公共団体に委託するものであり、本業務を円滑且つ確に遂行するためには、嘉島町が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	
竜門ダム管理支所外浄化槽維持管理	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178 番地	平成22年4月1日	(有)旭総合メンテナ ンス 熊本県菊池市野間口 345番地	会計法第29条の3第 4項	2,108,460	2,108,460	100.0%	—	浄化槽清掃の許可業者(菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例により区域指定)	1	
竜門ダム防災情報施設管理委託	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178 番地	平成22年4月1日	菊池市長 熊本県菊池市隈府88 8番地	会計法第29条の3第 4項	—	3,916,500	—	—	本業務は、公共的、地域防災的なものであり、業務を円滑且つ確に実施するには、竜門ダムが位置し、地域特性を熟知している菊池市を唯一の契約の相手方とするものである。	4	
津江導水路還元施設保守点検委託	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178 番地	平成22年4月1日	日田市長 大分県日田市田島2 丁目6番1号	会計法第29条の3第 4項	—	17,923,500	—	—	当施設は、生活雑用水等、地域生活と密接な施設であり、平常時の的確な維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ確に遂行するため、河川法第99条に基づき、日田市を唯一の契約の相手方とするものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
竜門ダム周辺美化委託	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	菊池市長 熊本県菊池市隈府88番地	会計法第29条の3第4項	—	1,947,128	—	—	周辺美化を通し、沿川住民の河川への関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や河川愛護思想の普及啓蒙を目的とするものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、菊池市を唯一の契約の相手方とするものである。	1	
山鹿市管内堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	山鹿市長 熊本県山鹿市山鹿978番地	会計法第29条の3第4項	—	7,525,613	—	—	周辺美化を通し、沿川住民の河川への関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や河川愛護思想の普及啓蒙を目的とするものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、山鹿市を唯一の契約の相手方とするものである。	1	
菊池市管内堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	菊池市長 熊本県菊池市隈府88番地	会計法第29条の3第4項	—	18,445,928	—	—	周辺美化を通し、沿川住民の河川への関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や河川愛護思想の普及啓蒙を目的とするものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、菊池市を唯一の契約の相手方とするものである。	1	
大江田排水樋管外13件操作委託業務	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	和水町長 熊本県玉名郡和水町江田3886番地	会計法第29条の3第4項	—	2,176,807	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
龍頭排水樋管外22件操作委託業務	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	熊本市長 熊本県熊本市手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項	—	3,856,820	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
東屋敷排水樋管外41件操作委託業務	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	菊池市長 熊本県菊池市隈府88番地	会計法第29条の3第4項	—	7,012,895	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
椿井第1排水樋管外48件操作委託業務	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	山鹿市長 熊本県山鹿市山鹿978番地	会計法第29条の3第4項	—	8,319,130	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
塩永排水樋管外24件操作委託業務	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	玉名市長 熊本県玉名市繁根木 163番地	会計法第29条の3第4項	—	4,211,671	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
電話料金集中払(4月分・NTTドコモ)	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,622,916	—	—	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1(2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモを唯一の契約の相手方とするものである。	8	
通信料(4月分)	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	1,485,648	—	—	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1(2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、西日本電信電話(株)を唯一の契約の相手方とするものである。	8	
電話料及び通信料(4月分)	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	1,090,332	—	—	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1(2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、西日本電信電話(株)を唯一の契約の相手方とするものである。	8	
電力料(水位観測所外4月分)	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区 渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	—	1,396,632	—	—	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1(2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、九州電力(株)を唯一の契約の相手方とするものである。	8	
電力料(玉名出張所外4月分)	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区 渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	—	2,596,248	—	—	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1(2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、九州電力(株)を唯一の契約の相手方とするものである。	8	
山鹿出張所電力料(樋管4月分)	分任支出負担行為担当 官代理九州地方整備局 菊池川河川事務所 副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区 渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	—	2,635,404	—	—	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1(2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、九州電力(株)を唯一の契約の相手方とするものである。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料(水門等操作)4月分	分任支出負担行為担当官代理九州地方整備局菊池川河川事務所副所長 塚本 好孝 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	5,197,704	-	-	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)の記1 (2)随意契約による場合 ①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 ニその他(ロ)に基づき、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモを唯一の契約の相手方とするものである。	8	
風呂ノ前排水樋管外18件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成22年4月1日	あさぎり町長 愛甲 一典 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地	会計法第29条の3第4項	-	2,870,948	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
柳詰排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成22年4月1日	錦町長 森本 完一 熊本県球磨郡錦町大字一武1587	会計法第29条の3第4項	-	1,676,148	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
川村第四排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成22年4月1日	相良村長 徳田 正臣 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1	会計法第29条の3第4項	-	1,173,018	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
渡第二排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成22年4月1日	球磨村長 柳詰 恒雄 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	会計法第29条の3第4項	-	1,352,492	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
大柿排水樋管外16件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成22年4月1日	人吉市長 田中 信孝 熊本県人吉市麓町16	会計法第29条の3第4項	-	2,353,351	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
弥次排水樋管外38件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成22年4月1日	八代市長 福島 和敏 熊本県八代市松江城町1-25	会計法第29条の3第4項	-	5,277,623	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
牛島第二排水樋管外6件操作委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	多良木町長 松本 照 彦 熊本県球磨郡多良木 町大字多良木1648	会計法第29条の3第 4項	-	1,165,337	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
平成22年度 芦北IC埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	熊本県知事 蒲島 郁 夫 熊本県熊本市水前寺 6丁目18番1号	会計法第29条の3第 4項	-	51,406,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	4	
平成22年度 花岡木崎埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	芦北町長 竹崎 一成 熊本県葦北郡芦北町 大字芦北2015	会計法第29条の3第 4項	-	51,005,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	4	
人吉地区堤防等周辺美化(前期)委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	人吉市長 田中 信孝 熊本県人吉市麓町16	会計法第29条の3第 4項	-	5,260,500	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	4	
球磨地区堤防等周辺美化(前期)委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月28日	球磨村長 柳詰 恒雄 熊本県球磨郡球磨村 大字渡丙1730番地	会計法第29条の3第 4項	-	2,961,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	4	
電力料(本所庁舎除く)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 熊本県八代市塩屋町 4-38	会計法第29条の3第 4項	-	4,436,000	-	-	長期継続契約によるもの	8	
電力料(八代出張所分)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 熊本県八代市塩屋町 4-38	会計法第29条の3第 4項	-	3,837,000	-	-	長期継続契約によるもの	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(人吉出張所分)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 熊本県人吉市五日町 35	会計法第29条の3第 4項	-	2,442,000	-	-	長期継続契約によるもの	8	
電話料及び通信料(本所分)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 福岡県福岡市中央区 天神2-4-38	会計法第29条の3第 4項	-	2,702,000	-	-	長期継続契約によるもの	8	
通信料(専用回線)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 福岡県福岡市中央区 天神2-4-38	会計法第29条の3第 4項	-	2,303,000	-	-	長期継続契約によるもの	8	
電話料集中払	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局八代 河川国道事務所長 笠 井 雅広 熊本県八代市 萩原町1-708-2	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第 4項	-	1,474,000	-	-	長期継続契約によるもの	8	
通信料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局 熊 本営繕事務所長 菓子 野 富造 熊本市大江3丁目1-5 3	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 熊本市桜町3番1号	会計法第29条の3第 4項	-	1,108,800	-	-	電話専用線の提供を行うことが可能な業者 が西日本電信電話(株)のみであるため	8	
大分川ダムななせ館賃貸借	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局大 分川ダム工事事務所長 平松 信幸 大分市舞鶴 町1丁目3番30号	平成22年4月1日	コマツハウス(株) 福岡市博多区中呉服 町1番5号	会計法第29条の3第 4項	624,750	624,750	100.0%	-	平成26年3月までの10年リースであるため	19	
田吉樋管外46件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局 宮 崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2 丁目39番地	平成22年4月1日	宮崎市 宮崎橋通西一丁目1 番1号	会計法第29条の3第 4項	-	8,396,392	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであ り、契約の相手方が一に定められているた め。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
岩知野樋管外21件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	国富町 宮崎県東諸郡国富町大字本庄4800番地	会計法第29条の3第4項	—	4,042,044	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
元町排水樋管外8件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	綾町 宮崎県東諸郡綾町大字南俣515番地	会計法第29条の3第4項	—	1,741,858	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
宮田川水門外11件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	高鍋町 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437	会計法第29条の3第4項	—	2,310,298	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
樋渡樋管外59件操作管理委託	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	都城市 宮崎県都城市姫城町6街区21号	会計法第29条の3第4項	—	10,550,918	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
一般国道10号都北地区電線共同溝工事に伴う電力系引込管路及び連系管路工事	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月27日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	10,106,914	—	—	道路区域外の民地内管路位置は電線管理者が民地住民と協議の上決定することや、通電中の既設線へ接続するための管路を設置するため電線に直接影響することなどから、迅速且つ専門的な対応及び管理監督が必要である。 本工事を的確で円滑に履行するためには、施工に責任を有する電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断する。	19	
一般国道10号都北地区電線共同溝工事に伴う通信系引込管路及び連系管路工事	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月27日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 福岡市博多区東比恵2丁目3番7号	会計法第29条の3第4項	—	4,266,849	—	—	道路区域外の民地内管路位置は電線管理者が民地住民と協議の上決定することや、通電中の既設線へ接続するための管路を設置するため電線に直接影響することなどから、迅速且つ専門的な対応及び管理監督が必要である。 本工事を的確で円滑に履行するためには、施工に責任を有する電線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)が唯一の契約相手と判断する。	19	
平成22年度一般国道10号都城道路平峰遺跡埋蔵文化財整理作業委託業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年5月11日	宮崎県 宮崎市橋通東2丁目10番1号	会計法第29条の3第4項	—	13,902,075	—	—	宮崎県は、文化財保護法第99条に基づき、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行する事が出来る機関である。市町村等においても、文化財保護法第99条により調査は実施可能であるが、宮崎県との協議により国からの委託は受けていない。また、宮崎県においては、発掘調査全般が可能な民間調査機関は存在しない。 以上から、随意契約により、契約を実施するものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(鰐塚無線中継所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,173,876	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(青柳排水機場)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,430,904	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(都城出張所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,148,016	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(高岡トンネル)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	2,306,412	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(唐崎トンネル)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,758,696	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(高岡出張所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,061,592	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(青島トンネル)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,819,044	—	—	長期継続契約のため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(内海トンネル)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,015,488	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(生目トンネル)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,203,876	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(宮崎維持出張所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,063,272	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(宮崎維持出張所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,176,840	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(日南隧道)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,773,936	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(日南国道維持出張所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,076,832	—	—	長期継続契約のため	8	
電力料(日南国道維持出張所)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,245,864	—	—	長期継続契約のため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(宮浦トンネル)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	九州電力(株) 宮崎市橋通西4丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	—	1,951,524	—	—	長期継続契約のため	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	—	1,879,440	—	—	長期継続契約のため	9	
専有サーバホスティング利用	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高 宮崎市大工2丁目39番地	平成22年4月1日	アイコムティ(株) 宮崎市中央通4ー7	会計法第29条の3第4項	1,127,700	1,127,700	100.0%	—	当該契約相手方が専用サーバを保有しており、セキュリティ上及びシステム異常時の迅速な対応が唯一可能であることからH16年度に契約を締結し、以後契約を継続している。他社との契約に移行すると移設先サーバに合わせた改良費用が新たに発生するため引き続き契約締結するものである。	19	
水閘門操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局延岡河川国道事務所長横峯正二 延岡市大貫町1丁目2889	平成22年4月1日	延岡市 延岡市東本小路2ー1	会計法第29条の3第4項	—	9,007,320	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
東九州自動車道(西の城跡外2件)埋蔵文化財発掘資料整理委託業務	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局延岡河川国道事務所長横峯正二 延岡市大貫町1丁目2889	平成22年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2丁目10ー1	会計法第29条の3第4項	—	8,056,470	—	—	文化財保護法第99条に基づくものであるため。	1	
日豊本線南延岡・旭ヶ丘間261k465m付近塩浜高架橋塗替工事委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局延岡河川国道事務所長横峯正二 延岡市大貫町1丁目2889	平成22年5月11日	九州旅客鉄道(株)宮崎総合鉄道事業部 宮崎市東大淀二丁目60番地	会計法第29条の3第4項	—	29,147,000	—	—	計画協議に基づく協定による委託契約であるため。	19	
北方延岡道路(南久保山地区)埋蔵文化財発掘資料整理委託業務	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局延岡河川国道事務所長横峯正二 延岡市大貫町1丁目2889	平成22年6月16日	宮崎県 宮崎市橋通東2丁目10ー1	会計法第29条の3第4項	—	1,703,645	—	—	文化財保護法第99条に基づくものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
西回り道推進室用建物賃貸借(H18)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成22年4月1日	大和リース(株)鹿児島支店 鹿児島市与次郎一丁目12-20	会計法第29条の3第4項	2,482,200	2,482,200	100.0%	—	5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため。	19	
西回り道推進室用建物賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成22年4月1日	大和リース(株)鹿児島支店 鹿児島市与次郎一丁目12-20	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	—	5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため。	19	
監督官詰所用建物賃貸借(再)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成22年4月1日	東開リース(株)福岡支店 福岡市中央区天神4丁目1-7	会計法第29条の3第4項	3,187,800	3,187,800	100.0%	—	5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しており、5年経過後も、経済性等の理由により、上記業者が唯一の契約相手方と考えるため。	19	
13工区監督官詰所用建物賃貸借(再)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成22年4月1日	大和リース(株)鹿児島支店 鹿児島市与次郎一丁目12-20	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しており、5年経過後も、経済性等の理由により、上記業者が唯一の契約相手方と考えるため。	19	
南九州西回り自動車道埋蔵文化財発掘調査・整理・報告書作成委託業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成22年4月1日	鹿児島県知事 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	—	279,829,446	—	—	文化財保護法により、鹿児島県知事が唯一の契約相手方となるため。	1	
鹿児島国道事務所 電力料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成22年4月1日	九州電力(株) 鹿児島市与次郎2-6-18	会計法第29条の3第4項	—	80,000,000	—	—	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一のものであるため。	8	
川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(鹿児島県)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢 毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	鹿児島県知事 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	—	177,063,499	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(薩摩川内市)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	薩摩川内市長 鹿児島県薩摩川内市 神田町3番22号	会計法第29条の3第4項	-	31,352,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(さつま町)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	さつま町長 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2	会計法第29条の3第4項	-	32,000,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
薩摩川内市水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	薩摩川内市長 鹿児島県薩摩川内市 神田町3番22号	会計法第29条の3第4項	-	13,264,650	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
さつま町水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	さつま町長 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2	会計法第29条の3第4項	-	1,506,750	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
伊佐市水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	伊佐市長 鹿児島県伊佐市大口里1888番地	会計法第29条の3第4項	-	7,849,800	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
湧水町水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	湧水町長 鹿児島県始良郡湧水町木場222番地	会計法第29条の3第4項	-	8,418,900	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
えびの市水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	えびの市長 宮崎県えびの市大字栗下1292	会計法第29条の3第4項	-	8,701,350	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
電力料 本所外3件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,197,715	-	-	電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。	8	
電力料 (川内出張所)高江地震観測所外28件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	2,205,919	-	-	電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。	8	
電力料 (川内出張所)天大橋臨時分外17件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,741,956	-	-	電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。	8	
電力料 (宮之城出張所)宮之城出張所外7件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,141,554	-	-	電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。	8	
電力料 (菱刈出張所)下手CCTV設備外81件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,471,296	-	-	電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。	8	
電力料 京町出張所外65件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,217,145	-	-	電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
通信料 本所外8件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,528,592	-	-	電話に係る役務について供給可能な業者がないため。	8	
電話料 本所(川内川河川事務所)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,854,377	-	-	電話に係る役務について供給可能な業者がないため。	8	
道の駅たるみず浄化槽維持管理業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	(株)垂水衛生巡回社 鹿児島県垂水市田神2137	会計法第29条の3第4項	1,114,050	1,024,537	92.0%	-	垂水市を営業区域として鹿児島県から浄化槽保守点検業の許可をされ、また、垂水市から一般廃棄物処理業(し尿・汚泥)の許可をされている業者が他にない。	1	
電力料(鹿屋出張所)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,370,000	-	-	供給可能な業者が他にない。	8	
電力料(カノヤ140K36R外98件)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	4,600,000	-	-	供給可能な業者が他にない。	8	
電力料(タルミズ148K59L外201件)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	9,400,000	-	-	供給可能な業者が他にない。	8	
電力料(高山出張所外78件)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	3,200,000	-	-	供給可能な業者が他にない。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(事務所管理施設)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 武士 俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	2,850,000	-	-	供給可能な業者が他になし。	8	
電力料(フルエ141K06R外89件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 武士 俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	3,600,000	-	-	供給可能な業者が他になし。	8	
電話料(事務所専用料)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 武士 俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	5,200,000	-	-	供給可能な業者が他になし。	8	
電話料(桜島砂防出張所7件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 武士 俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,450,000	-	-	供給可能な業者が他になし。	8	
電話料(事務所65-2541外)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 武士 俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,920,000	-	-	供給可能な業者が他になし。	8	
企業情報提供業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麴町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	本業務は、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報及び同技術者等の専任配置確認結果情報、建設業許可情報等の提供を受けるものであり、これらの情報を集積し、提供できるシステムを保有している法人は他にないため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許システム電算処理等業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	1,367,523	1,367,523	100.0%	—	本業務は、非常時の対応等、専門的な知識を有する人員が確保できる相手と契約しなければならない。また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用することから、システムの管理・運営については、国土交通省と都道府県との間での取り決めにより管理運営機関として特定しているため。	12	
地震、津波、火山及び気象情報提供業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(財)日本気象協会 北海道札幌市中央区北4条西23丁目	会計法第29条の3第4項	1,008,000	945,000	93.8%	—	本業務は、気象庁が発表した情報を、防災用携帯電話へのメール配信による情報伝達(提供)を行うものであり、迅速な情報収集、災害応急対策に活用するためのものである。現在、地震・津波・火山及び気象情報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報を防災用携帯電話へのメール配信により情報伝達を行うことができるのは、(財)日本気象協会のみであるため。	12	
営繕積算システムRIBCの賃貸借	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,102,500	1,102,500	100.0%	8	本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発したものであり、同研究所がシステムの賃貸借及びサポートに係る業務履行できる唯一の者である。	19	
官報公告等掲載契約	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	4,200,000	4,200,000	100.0%	—	(独)国立印刷局が唯一の官報発行機関であるため。	6	
道路交通管理室借上げ賃貸料外一式	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝3-33-1	会計法第29条の3第4項	24,953,844	24,953,844	100.0%	—	道路交通管理室業務を行うための条件に合致する賃貸物件としては、当該物件しかなく、また、移転に要する費用や条件に見合う場所がないことから、本建物の所有者である中央三井信託銀行(株)以外これを満たすことができる者は認められないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
道路交通情報に関する業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	会計法第29条の3第4項	74,745,000	74,745,000	100.0%	3	警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し正確・詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立することを閣議報告された機関であり、必要となるシステムや全国ネットワークを有し、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の相手方であるため。	1	
平成22年度北海道開発局例規集データベース更新外業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	第一法規(株) 東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	9,135,000	9,135,000	100.0%	—	著作者に自然発生する著作者人格権(同一性の保持権)を有する唯一の相手方であるため。	12	
北海道新聞外4点購入	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(有)北海道新聞中田専売所 北海道札幌市東区北11条東3丁目	会計法第29条の3第4項	2,803,968	2,803,968	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元がーの場合における出版元からの購入のため。	10	
建設行政新聞購入	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(株)建設行政新聞社 北海道札幌市白石区平和通4丁目北3番12号	会計法第29条の3第4項	1,814,400	1,814,400	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元がーの場合における出版元からの購入のため。	10	
北海道通信購入	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元がーの場合における出版元からの購入のため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
農業基盤情報基礎調査	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成22年6月22日	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,870,000	1,870,000	100.0%	—	北海道が有している特定情報等を中心に調査を行うものであり、地方公共団体との取決めににより契約の相手方が一に定められているため	4	
じん芥処理業務	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(財)札幌市環境事業 公社 北海道札幌市中央区 北1条東1丁目	会計法第29条の3第4項	1,428,840	1,428,840	100.0%	—	事業系一般廃棄物収集運搬の唯一の許可業者であるため。	19	
官報公告等掲載契約	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	4,540,280	4,540,280	100.0%	—	(独)国立印刷局が唯一の官報発行機関であるため。	6	
登記情報提供業務	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(財)民事法務協会 東京都千代田区神田 淡路町2-8-5 第二 萬代家ビル	会計法第29条の3第4項	1,466,230	1,466,230	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することができる唯一の契約の相手方であるため。	12	
夕張シューパロダム堤体材料 用原石買受	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月13日	空知森林管理署 北海道岩見沢市3条 東17丁目34	会計法第29条の3第4項	73,856,160	73,856,160	100.0%	—	国有林野内における石狩川夕張シューパロダム建設事業に関する協定に基づき骨材原石の採取を行うため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
Web建設物価の利用	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項	2,222,640	2,222,640	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することができる唯一の契約の相手方であるため。	12	
樺戸(二期)地区 徳富ダム仮設備管理委託業務	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	西空知広域水道企業団 北海道樺戸郡新十津川町字大和232番地20	会計法第29条の3第4項	4,514,142	4,514,142	100.0%	—	西空知広域水道企業団は、雨竜町、新十津川町及び浦臼町にわたる上水道を運営管理しており、適切な漏水処理技術を有するとともに、既設上水道取水施設の管理者であり仮設漏水処理施設との一体的な維持管理体制をとることができる。	4	
芦別取水ダム等の管理業務	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	電源開発(株) 東京都中央区銀座6-15-1	会計法第29条の3第4項	69,363,000	69,363,000	100.0%	—	大臣協定に基づき施設の管理委託を行っているため。	19	
滝里ダム防災施設維持等委託業務	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月16日	芦別市 北海道芦別市北1条東1丁目3番地	会計法第29条の3第4項	15,545,000	15,528,000	99.9%	—	「滝里ダム資料館等維持管理委託協定書」に基づき施設の管理委託を行っているため。	4	
定期刊行物「積算資料」外5点購入(単価契約)	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項	—	1,707,080	—	6	再販売価格が維持され、供給元がーの場合における出版元からの購入のため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
定期刊行物「北海道通信日刊建設版」購入(単価契約)	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	6,048,000	—	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
定期刊行物「建設行政新聞」購入(単価契約)	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(株)建設行政新聞社 北海道札幌市白石区平和通4丁目北3番12号	会計法第29条の3第4項	—	2,646,000	—	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
定期刊行物「北海道建設新聞」購入(単価契約)	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	(株)北海道建設新聞社 北海道札幌市中央区北4条西19丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,670,400	—	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
平成22年度 道路・占用物件管理情報処理業務	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	平成22年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル3階	会計法第29条の3第4項	—	7,175,700	—	4	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することができる唯一の契約の相手方であるため。	12	
共同収容設備賃貸借	北村 匡 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	1,694,700	1,694,700	100.0%	—	光ファイバーケーブルを敷設する場所において、当該ケーブルを収容することのできる管路を所有している唯一の業者であるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
定期刊行物(北海道通信日刊建設版)購入	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
函館港中央ふ頭岸壁(正面5.5m)鋼管杭仮留材賃貸借	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成22年4月1日	北友興業(株) 北海道旭川市曙一条 6-1-7	会計法第29条の3第4項	1,335,681	1,335,600	100.0%	—	平成21年度函館港中央ふ頭地区岸壁改良工事において設置したもので、平成22年度も引き続き設置が必要なため。	19	
函館江差自動車道 北斗市渡島大橋工事(橋梁防護柵・覆工板)賃貸借	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成22年4月1日	三協機械建設(株) 北海道松前郡松前町 字月島188	会計法第29条の3第4項	958,125	958,125	100.0%	—	平成20~21年度施工の函館江差自動車道北斗市渡島大橋下部工事において工食用道路の一部として設置したもので、平成22年度も引き続き設置が必要なため。	19	
定期刊行物 北海道通信日刊建設版 購入	小町谷 信彦 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15番5号	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,024,000	3,024,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
単価契約 北海道通信	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上士別地区 換地計画委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成22年4月14日	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	21,220,442	21,220,442	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととされているが、土地改良法施行令第51条の5において、同条における土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約することとされているため。	1	
富良野盆地地区 換地計画委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成22年4月14日	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	22,383,155	22,383,155	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととされているが、土地改良法施行令第51条の5において、同条における土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約することとされているため。	1	
付替道路周辺環境調査及び有効活用計画に関する委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成22年4月20日	下川町 北海道上川郡下川町 幸町63	会計法第29条の3第4項	5,722,500	5,722,500	100.0%	—	円滑なサウルダム管理敷地及び管理敷地周辺の有効活用を進めるため、下川町と旭川開発建設部は、サウルダム周辺整備に関する委託協定を締結しており、下川町は本業務に必要な条件及び履行能力を有する唯一の者であるため。	4	
一般国道234号 安平町 早来橋仮橋賃貸借(苫小牧道路事務所)	上西 隆広 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	平成22年4月1日	(株)カナモト 北海道札幌市中央区 大通東3-1-19	会計法第29条の3第4項	3,469,322	3,417,452	98.5%	—	この仮橋は、二級河川安平川改修に伴う橋梁架け替えとして整備を進める早来橋の建設に伴い、新橋供用までの期間現道交通を確保するために必要な仮橋であることから、今年度の当該工事の契約成立するまでの間、所有者と契約する必要があるため。	5	
定期刊行物 北海道通信日刊建設版	上西 隆広 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,536,000	4,536,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
二風谷ダム防災施設等維持管理委託業務	上西 隆広 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	平成22年4月1日	平取町 北海道沙流郡平取町本町28番地	会計法第29条の3第4項	8,060,000	8,060,000	100.0%	—	「二風谷ダム記念館」の維持管理を適切に行うため、平取町と管理運営に関し、委託協定書を取り交わしているものであり、「地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため。	4	
沙流川総合開発事業の内平取ダム地域文化調査業務	上西 隆広 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	平成22年4月1日	平取町 北海道沙流郡平取町本町28番地	会計法第29条の3第4項	25,420,000	25,420,000	100.0%	—	本業務は、平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響を考慮し、その保全対策の施策等の検討のため必要な調査を行うものであり、地方自治体の平取町は、恒常的に関係地域住民の生活と深く関わり、地域文化にも精通しており、業務処理能力を有する唯一の機関であるため。	12	
沙流川総合開発事業の内道道宿志別振内停車場線付替工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務	上西 隆広 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	平成22年4月1日	平取町 北海道沙流郡平取町本町28番地	会計法第29条の3第4項	8,937,000	8,937,000	100.0%	—	文化財保護法第94条に基づき北海道教育委員会から通知を受けた機関と契約するため	1	
二風谷ダム防災施設周辺整備委託業務	上西 隆広 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	平成22年5月27日	平取町 北海道沙流郡平取町本町28番地	会計法第29条の3第4項	7,470,000	7,470,000	100.0%	—	本業務は、二風谷ダム防災施設周辺の維持管理を行うものであり、当該防災施設の機能の維持及び地域住民の安全な避難誘導を行うため、災害対策に責務を有する基礎的自治体である平取町が本業務を的確に履行できる唯一の機関であるため。	12	
北海道通信・日刊建設版購入	安田 修 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,024,000	3,024,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元がーの場合における出版元からの購入のため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
帯広開発建設部外北海道通信日刊建設版購入(単価契約)	鎌田 貢次 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,024,000	3,024,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
対策本部車外運転操作訓練	鎌田 貢次 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成22年5月26日	日通機工(株)帯広整備工場 北海道帯広市西20条 北1丁目17番地	会計法第29条の3第4項	3,555,279	3,520,165	99.0%	—	「北海道開発局帯広開発建設部災害対策用機械等に関する協定」に基づき操作訓練を実施できる唯一の相手方であるため。	19	
芽室地区 基礎諸元動向調査委託業務	鎌田 貢次 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成22年4月30日	芽室町農業協同組合 北海道河西郡芽室町 西4条南1-1-9	会計法第29条の3第4項	1,396,500	1,396,500	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12	
小清水歩道ヒーティング源泉管理	小笠原 章 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成22年4月1日	小清水町 北海道斜里郡小清水町 字小清水217番地	会計法第29条の3第4項	1,199,000	1,199,000	100.0%	—	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの	4	
北海道通信日刊建設版(日刊)購入(単価契約)	小笠原 章 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
定期刊行物(北海道通信日刊建設版)	井出 康郎 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目68	平成22年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	10	
東雲排水機場操作委託	井出 康郎 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目68	平成22年4月1日	留萌市 北海道留萌市幸町1 丁目11番地	会計法第29条の3第4項	2,030,833	2,030,833	100.0%	—	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
高砂排水機場操作委託	井出 康郎 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目68	平成22年4月1日	留萌市 北海道留萌市幸町1 丁目11番地	会計法第29条の3第4項	3,373,572	3,373,572	100.0%	—	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
行政情報提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5 -15-8	会計法第29条の3第4項	1,701,000	1,701,000	100.0%	—	業務を遂行するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが唯一可能な者から提供を受ける業務に該当するものであるため。	12	
JDream特約サービス提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成22年4月1日	(独)科学技術振興機構 東京都千代田区4 番町5-3	会計法第29条の3第4項	1,291,500	1,291,500	100.0%	—	業務を遂行するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが唯一可能な者から提供を受ける業務に該当するものであるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新聞購読料(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成22年4月1日	(有)ニュースセンター つくば 茨城県つくば市花畑3-22-8	会計法第29条の3第4項	1,920,984	1,920,984	100.0%	—	当該供給品は、再販売価格が維持されている物品であり、また当所所在地において、当該物品を供給する唯一の者であるため。	19	
サイエンスダイレクトの利用	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成22年4月1日	エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー オランダ王国アムステルダム市ラダーヴェヒ29	会計法第29条の3第4項	18,942,012	18,942,012	100.0%	—	出版物の著作権など排他的権利を有し、当該サービスを提供できる唯一の者であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため。	17	
郵便料	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	郵便事業(株) 茨城県つくば市吾妻1-32-1	会計法第29条の3第4項	—	8,932,000	—	—	長期継続契約による	9	契約金額は年間見込額を計上
ガス料	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	筑波学園ガス(株) 茨城県つくば市研究学園D35街区5	会計法第29条の3第4項	—	5,386,000	—	—	長期継続契約による	8	契約金額は年間見込額を計上
上下水道料	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	つくば市 茨城県つくば市苅間2530-2	会計法第29条の3第4項	—	10,250,000	—	—	長期継続契約による	8	契約金額は年間見込額を計上

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 茨城県水戸市北見町 8-8	会計法第29条の3第4項	-	3,320,000	-	-	長期継続契約による	8	契約金額は年間見込額を計上
ALOSデータ(磁気テープ)外14点	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	(財)リモートセンシング技術センター 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル12F	会計法第29条の3第4項	7,943,250	7,943,250	100.0%	-	販売を委託されている唯一の者	19	
資金前渡官吏システム(スタンダードアロン型)サポート業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	(株)NTTデータ・アイ 東京都千代田区一ツ橋1-1-1パレスサイドビル8F	会計法第29条の3第4項	1,058,400	1,058,400	100.0%	-	著作権を有する	1	
GPS連続観測システム(電子基準点管理制御ソフトウェア等)の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	会計法第29条の3第4項	39,542,500	39,375,000	99.6%	-	著作権人格権の同一性保持	1	
ソフトウェア(三次元数値図化システム「図化名人GE」(航空写真版)外1点)の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	アジア航測(株) 東京都新宿区西新宿6-14-1新宿グリーントワービル15F	会計法第29条の3第4項	2,494,800	2,494,800	100.0%	-	著作権人格権の同一性保持	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
オンデマンド出力装置レーザーユニット保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	ハイデルベルグ・ジャパン(株) 東京都品川区東品川3-31-8	会計法第29条の3第4項	4,095,000	4,095,000	100.0%	—	著作権人格権の同一性保持	1	
測量士・測量士補試験登録システムソフトウェアの賃貸借	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	日本電気(株) 茨城県水戸市三の丸1-1-25	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	著作権を有する	1	
旧版地図データ管理装置の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成22年4月1日	富士ゼロックス(株) 茨城県水戸市城南2-1-20	会計法第29条の3第4項	989,856	989,856	100.0%	—	著作権人格権の同一性保持	1	
時事ゼネラルニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	8,442,000	8,442,000	100.0%	—	従来より国土交通省広報課では、広報・報道業務において、様々な媒体からの情報入手の一環として、入手した情報をより迅速かつ的確に、そしてより容易に省内に伝達する目的から、時事ゼネラルニュース提供のための受信機を設置し、国内外のニュースの提供を受けている。 配信している通信社から直接入手する以外に手段がないため、提供手段を有している唯一の者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	12	
共同ニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	(社)共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	会計法第29条の3第4項	11,529,000	11,529,000	100.0%	—	従来より国土交通省広報課では、広報・報道業務において、様々な媒体からの情報入手の一環として、入手した情報をより迅速かつ的確に、そしてより容易に省内に伝達する目的から、共同通信ニュース提供のための受信機を設置し、国内外のニュースの提供を受けている。 本業務を実施するにあたり、情報を配信している通信社より直接入手する以外に手段がなく、当該法人は情報を配信している唯一の者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
「iJAMP」情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤 善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	25,200,000	25,200,000	100.0%	—	国土交通省では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。 (株)時事通信社の「iJAMP」は上記情報のほか、過去9～10年まで遡れるデータベース、中央省庁等の人事データベースなど、他のメディアには無い情報を有している。これらの情報を、インターネットを利用して、職員のクライアントパソコンで見られるよう、情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	12	
自動車検査登録印紙の製造	支出負担行為担当官 国土交通省自動車交通局長 榎野 龍二 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	44,233,385	44,233,385	100.0%	—	(独)国立印刷局は、印紙その他公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことが法令上規定されている唯一の機関であるため。	1	
NACCS(港湾サブシステム)利用	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 林田 博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	会計法第29条の3第4項	—	84,265,979	—	—	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)は、港湾法50条の2第6項第1号の規定により、国土交通大臣が管理する唯一の電子情報処理組織として指定されている港湾サブシステムを開発・運営する唯一の業者であるため。	1	
平成22年度空気調和需給	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 前田 隆平 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	5,872,933	5,872,933	100.0%	—	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	8	
官報公告掲載契約	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 前田 隆平 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	7,611,660	7,611,660	100.0%	—	官報掲載は実施可能な者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	6	
平成22年度飛行検査官庁舎冷温水受給	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 前田 隆平 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	3,028,201	3,028,201	100.0%	—	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	8	
賃貸借建物に係る管理費負担契約	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 前田 隆平 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	1,189,692	1,189,692	100.0%	—	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
AV-DATA購読(オンライン閲覧)	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 前田 隆平 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月28日	インフォメーション・ハンドリング・サービス・ジャパン(株) 東京都渋谷区恵比寿1-21-8	会計法第29条の3第4項	2,449,440	2,446,500	99.9%	—	航空機検査業務を実施するために必要不可欠な特定の情報を唯一提供可能な業者から受けるもの	12	
朝日新聞14式他7点の購入	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 前田 隆平 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成22年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,532,560	3,532,560	100.0%	—	本件は再販売価格が維持されており、地域専売制により当該地域の供給者が一に限定されているため	10	
塵芥等回収作業	分任支出負担行為担当官 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	(有)博東産業 福岡市東区松田3-10-37	会計法第29条の3第4項	1,644,048	1,644,048	100.0%	—	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は福岡市が指定しており、左記相手方が福岡航空交通管制部が所在する地区の唯一の業者であるため。	4	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	948,000	948,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	(有)フォーシーズン 福岡市城南区片江1-21-3	会計法第29条の3第4項	3,420,000	3,420,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,916,000	2,916,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,888,000	3,888,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	(株)不動産情報センター 福岡市東区千早4-11-11	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	(有)サカイビル 福岡市東区三苫6-4-1	会計法第29条の3第4項	2,064,000	2,064,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	積和不動産九州(株) 福岡市博多区博多駅前3-25-21	会計法第29条の3第4項	11,967,600	11,967,600	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,536,000	4,536,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,600,000	6,600,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,200,000	4,200,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
平成22年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(高良E住宅)	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(丸高住宅)	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,212,000	1,212,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
平成22年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(グランヒル上田住宅)	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,500,000	1,500,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
平成22年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(エナジー I 住宅)	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	(有)エナジー 沖縄県那覇市金城2-11-4	会計法第29条の3第4項	1,835,200	1,835,200	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
平成22年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(フェリースピレント住宅)	分任支出負担行為担当 福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成22年4月1日	(有)徳 沖縄県那覇市宇字栄原2-3-2	会計法第29条の3第4項	914,400	914,400	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	5	
テレビ放送の同時再送信サービスの提供	分任支出負担行為担当 航空保安大学校長 高岡 信 大阪府泉佐野市りんくう往来南3-11	平成22年4月1日	(株)ジェイコムエス りんくう局 大阪府泉佐野市りんくう往来南2-2	会計法第29条の3第4項	1,027,026	1,027,026	100.0%	—	当該共同受信施設を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	8	
企業情報提供業務	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所副所長 松本 清次 横須賀市長瀬3-1-1	平成22年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	本業務は、港湾・空港・海岸整備事業における業務執行の効率化を目的として、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾CALSシステムに監理技術者等有資格者情報及び建設業者情報を提供するものである。上記企業情報をデータベース化し一元的に管理、提供している法人は、建設業法施行規則第17条の34により、監理技術者資格者証の交付を行う国土交通大臣の指定資格者証交付機関と定められた財団法人 建設業技術者センターにおいて他にない。	12	
東北地方整備局庁舎借上1式	支出負担行為担当 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	三菱地所(株) 東北支店 仙台市青葉区国分町3-6-1	会計法第29条の3第4項	—	74,024,596	—	—	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した固有施設がないことから、民間所有の貸しビルにより対応しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、平成21年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、三菱地所(株)東北支店と随意契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所庁舎借上1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7-14-4	会計法第29条の3第4項	—	32,220,720	—	—	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸しビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、大和情報サービス(株)と随意契約を行うものとする。	19	
庁舎清掃1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	(株)三菱地所プロパティマネジメント 東京都千代田区丸の内3-3-1	会計法第29条の3第4項	—	4,662,000	—	—	当局が庁舎として借り上げている花京院スクエアの賃貸借室内の清掃については、管理の万全を期すため賃貸人三菱地所(株)の代理人である(株)三菱地所プロパティマネジメントに委託することを庁舎の賃貸借契約書で取り交わしている。従って、庁舎清掃については、会計法第29条の3第4項に基づき、当ビルの管理業務を行っている(株)三菱地所プロパティマネジメントと随意契約するものである。	19	
電気料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	(株)三菱プロパティマネジメント 東京都千代田区丸の内3-3-1	会計法第29条の3第4項	—	6,430,000	—	—	当局が庁舎として借り上げている民間所有の貸しビルの賃貸フロアに供給される照明等の使用料。賃貸借条件により、賃貸者指定の者の請求に対し支払うこととしているため。	19	
後納郵便料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	郵便事業(株)仙台支店 宮城県仙台市青葉区北目町1-7	会計法第29条の3第4項	—	2,302,000	—	—	唯一の供給機関であるため	9	
ETCカード使用料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	東日本高速道路(株)東北支社 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1	会計法第29条の3第4項	—	1,943,000	—	—	唯一の供給機関であるため	19	
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	愛宕産業(株)東北支店 仙台市青葉区国分町1-6-9	会計法第29条の3第4項	26,566,900	26,566,900	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	出花産業(有) 仙台市宮城野区出花3-8-2	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	みずほ信託銀行(株) 不動産カस्टディ部長 東京都中央区八重洲1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,528,000	3,528,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	管理人 仙台地方裁判所 仙台市青葉区片平1-6-1	会計法第29条の3第4項	5,961,000	5,961,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	松栄不動産(株) 仙台市宮城野区榴岡1-2-8	会計法第29条の3第4項	11,739,600	11,304,000	96.3%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	(株)ハウスメイトパートナーズ仙台支店 仙台市宮城野区名掛丁128	会計法第29条の3第4項	4,032,000	3,840,000	95.2%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	12,192,000	12,192,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森港湾事務所長 中本 隆 青森市本町3-6-34	平成22年4月1日	東青地域県民局長 青森市幸畑唐崎76-4	会計法第29条の3第4項	8,011,710	8,011,710	100.0%	—	本件は、事務所敷地及びケーンヤード敷地の使用料を支払うものである。事務所及びケーンヤードは、既に当該敷地に設置済みであり、当該敷地の所有者である青森県と随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地使用料(4,754.13㎡)	分任支出負担行為担当 東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所長 若崎 正光 八戸市沼館4-3-19	平成22年4月1日	三八地域県民局長 八戸市河原木北沼1-131	会計法第29条の3第4項	1,577,899	1,577,899	100.0%	—	本業務は、今年度の八戸港湾整備を実施する上で必要な、各種ブロックを仮置する用地を借り上げるものである。本業務の実施にあたっては、海上工事である防波堤整備に必要なブロックの仮置場として借り上げるものであり、条件として当該物品を海上搬送するため工用船舶を接岸する岸壁を要し、且つ、ブロックを借り置きする広さのあることが求められる。当該用地は、八戸港内の岸壁に隣接しており、当局の希望する条件に合致している。他にこのような条件の用地を探すことは難しい。当該用地は港湾施設用地であり、所有者は港湾管理者である青森県(三八地域県民局)であり、本件を履行できる唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、三八地域県民局と随意契約を行うものである。	5	
釜石港湾事務所久慈港管理棟用地借上 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年4月1日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	2,161,200	2,161,200	100.0%	—	本件は、釜石港湾事務所久慈港管理棟用地を借り上げるものである。当該土地は、当事務所久慈港出張所を設置するためのものであり、久慈港及び工事現場等に近隣した場所で行う必要がある。また、工事等で使用する機器類を仮置することもあり、仮置するための面積の確保及び運搬作業等の効率から当該用地を使用することが最良であると判断される。当該用地は、岩手県が所有するものであり代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾港湾施設占用料 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年4月1日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,035,909	1,035,909	100.0%	—	本件は、久慈港湾防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾防波堤ケーソン製作用地借上 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年4月1日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	11,550,000	11,550,000	100.0%	—	本件は、久慈港湾防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾港湾施設占用料 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年4月30日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,070,439	1,070,439	100.0%	—	本件は、久慈港湾防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾港湾施設占用料 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年5月31日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,035,909	1,035,909	100.0%	—	本件は、久慈港湾防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
久慈港湾港湾施設占用料1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年6月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,070,439	1,070,439	100.0%	—	本件は、久慈港湾口防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
石巻港出張所敷地及び資材置場借上 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 池田 秀文 宮城県多賀城市明月1-4-6	平成22年4月1日	(有)五本松 宮城県石巻市大街道東2丁目10-81	会計法第29条の3第4項	2,107,680	2,100,000	99.6%	—	本件は、石巻港出張所及び資材置場の借上を行うものである。石巻港出張所及び資材置場は平成3年8月1日より引き続き借上してきたものであり土地所有者は(有)五本松であり、本件を履行できる唯一の者である。競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に基づき(有)五本松と随意契約をするものである。	5	
塩釜港明月宿舎外借上 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 池田 秀文 宮城県多賀城市明月1-4-6	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,602,000	1,602,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
仙台空港現場詰所外賃貸借	分任支出負担行為担当 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 池田 秀文 宮城県多賀城市明月1-4-6	平成22年4月1日	仙台エアカーゴターミナル(株) 名取市下増田字南原無番地	会計法第29条の3第4項	1,035,468	1,035,468	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当 東北地方整備局秋田港湾事務所長 富田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成22年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4-1	会計法第29条の3第4項	10,144,025	10,144,025	100.0%	—	供給者が一に特定されるとしている賃貸借契約等であって当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
港湾施設用地使用料(その2)	分任支出負担行為担当 東北地方整備局秋田港湾事務所長 富田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成22年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4-1	会計法第29条の3第4項	1,508,760	1,508,760	100.0%	—	供給者が一に特定されるとしている賃貸借契約等であって当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
港湾施設用地使用料(その3)	分任支出負担行為担当 東北地方整備局秋田港湾事務所長 富田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成22年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4-1	会計法第29条の3第4項	3,780,227	3,780,227	100.0%	—	供給者が一に特定されるとしている賃貸借契約等であって当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
行政財産目的外使用料(その2)	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局秋田港湾事務所 長 富田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成22年4月1日	秋田市長 秋田市山王1丁目1-1	会計法第29条の3第4項	2,931,856	2,931,856	100.0%	—	供給者が一に特定されることとしている賃貸借契約等であって当該場所で行われれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
酒田港ケーソンヤード用地外借上	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局酒田港湾事務所 長 小路 泰広 酒田市光ヶ丘5-20-17	平成22年4月1日	山形県知事 山形市松波2-8-1	会計法第29条の3第4項	1,890,811	1,890,811	100.0%	—	当該土地は、酒田港整備のため工事作業用地として継続して借りており、場所が限定され供給者が山形県に特定されることから、平成22年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、山形県知事と随意契約を行うものである。	5	
相馬港港湾施設使用料 (16,626.96㎡)	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜港湾事務所 長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成22年4月1日	福島県知事佐藤雄平 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	2,563,329	2,563,329	100.0%	—	当該用地は、平成22年度相馬港本港地区工事において使用する各種ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、相馬港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
相馬港港湾施設使用料 (6,569.1㎡)	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜港湾事務所 長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成22年4月1日	福島県知事佐藤雄平 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	2,430,900	2,430,900	100.0%	—	当該用地は、相馬港整備において使用するケーソンヤード等の用地を借り上げるものである。工事現場や水進施設に隣接している当該用地は、作業効率及び経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、相馬港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料 (32,881.00㎡)	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜港湾事務所 長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成22年4月1日	福島県知事佐藤雄平 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	12,158,220	12,158,220	100.0%	—	当該用地は、平成22年度小名浜港東港地区工事において使用する根固及び被覆ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料 (7,459.34㎡)	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜港湾事務所 長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成22年4月1日	福島県知事佐藤雄平 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,821,172	1,821,172	100.0%	—	当該用地は、平成22年度小名浜港東港地区工事において使用する根固及び被覆ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
小名浜港港湾施設使用料 (2,589.97㎡)	分任支出負担行為担当 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町6 5	平成22年4月1日	福島県知事佐藤雄平 福島県福島市杉妻町 2-16	会計法第29条の3第 4項	1,429,170	1,429,170	100.0%	—	当該用地は、平成22年度小名浜港東港地区工事において使用する根固及び被覆ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
庁舎清掃業務 1式	分任支出負担行為担当 東北地方整備局仙台湾 湾空港技術調査事務所 長 佐藤 正勝 仙台市宮城野区榴岡5 -1-35	平成22年4月1日	大和情報サービス (株) 東京都台東区上野7 -14-4	会計法第29条の3第 4項	2,110,391	1,898,820	90.0%	—	当該契約は、仙台湾湾空港技術調査事務所が大和情報サービス株式会社から庁舎として賃貸借契約を締結しているロイメント仙台の清掃を行なうものである。大和情報サービス株式会社は、ロイメント仙台の所有者であるロイメント仙台事業組合から委任を受け、ビルの保守管理を含む総合的な運営業務を行っており、共用部分や他のテナントを含めビル全体の清掃業務を行なっている。本業務は、職員の勤務時間前に執務室の清掃を行なうものであり、保安面についても信頼できること、またビル全体の清掃業務の経験を有していることから、大和情報サービス株式会社が本業務を最も経済的かつ円滑に実行できる唯一の業者である。よって、会計法第29条の3第4項により同社と随意契約を行ったものである。	19	
横浜港南本牧地区灯浮標等 保守管理	支出負担行為担当 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5-5 7	平成22年4月1日	東亜建設工業(株)横浜 支店 横浜市中区太田町1 -15	会計法第29条の3第 4項	127,160,000	120,750,000	95.0%	—	本管理は、国及び横浜市が行う南本牧ふ頭建設工事の安全を確保するため、関連施設の保守管理及び工事作業に関する情報等を総合的に管理する体制を横浜市と共同事業として整え業務遂行するものである。東亜建設工業(株)横浜支店は、既に本管理を当局と共同で実施する横浜市と契約しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業(株)横浜支店と随意契約するものである。	4	
行財政情報サービス提供業務	支出負担行為担当 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5-5 7	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5 -15-8	会計法第29条の3第 4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	—	本業務は、インターネットを通じ行政情報サービスを閲覧することにより、中央省庁や地方自治体の動向についての詳細な情報及び国内外の政治・経済・社会の最新ニュース及びデータの提供を受け、日常業務に活用するものである。本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報は(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはないため随意契約するものである。	12	
東京国際空港整備事務所分 庁舎借上	支出負担行為担当 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5-5 7	平成22年4月1日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空 港1-6-5	会計法第29条の3第 4項	72,755,928	72,755,928	100.0%	—	本件は、東京空港整備事務所分庁舎の借上を行うものである。借上物件は羽田空港内に位置して、事務所との連絡に利便性がある場所であること、借上面積として適切な床面積を有していることが必須である。上記の条件をもとに分庁舎として適切な物件を調査したところ、空港施設(株)所有の当該物件以外に適切な物件は存在せず、平成15年度から借上してきたものであることから他社との競争を許さないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
茨城港常陸那珂港区施工管理カメラ制御ソフトウェア年間使用料	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所長 原田 達夫 茨城県鹿嶋市粟生2254	平成22年4月1日	特定非営利活動法人 港湾保安対策機構 東京都港区西新橋2-16-1	会計法第29条の3第4項	378,000	378,000	100.0%	—	本件は、茨城港常陸那珂港区に設置した施工管理用カメラシステムに、施工管理用カメラの監視装置制御ソフトウェアをインストールし、システムを操作するため、施工監視カメラ制御ソフトウェアを年間使用するものである。当該カメラシステムは国土交通省設置法第4条第101号「港湾の整備、利用、保安及び管理に関すること」に基づき、効率的な現場管理・監督等を行うため、工事の施工状況の把握や施工区域全般の監視等を行っているものである。当該カメラシステムにおける制御ソフトウェアは、特定非営利活動法人港湾保安対策機構所有のソフトウェアをインストールしている。平成22年度において、同ソフトウェアのライセンス更新が必要であり、更新ができる者は、ソフトウェアの所有者である特定非営利活動法人港湾保安対策機構のみである。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、特定非営利活動法人港湾保安対策機構と随意契約するものである。	19	
建物賃貸借料(中根宿舎)	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所長 原田 達夫 茨城県鹿嶋市粟生2254	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,704,000	1,704,000	100.0%	—	本件は、鹿島港湾・空港整備事務所沿岸防災対策室職員用の宿舎として使用している物件の賃貸借契約を行うものである。当該物件については、大蔵省(当時)より承認を受け、平成3年度以来職員用宿舎として賃借してきたものであり、ひたちなか地区の宿舎戸数の不足及び災害時に初動活動を行う必要性があることから、やむを得ず賃貸借契約により対応しているところである。 また、財務省からの宿舎設置計画で宿舎として承認を受けた物件以外は新たに認められないことから、従来より賃借している物件を継続して使用することが条件とされており、競争の余地がない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、〇〇〇〇と随意契約するものである。	5	
東京港直轄施工管理用カメラ設置に係る屋上駐車場借上 1式	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局東京港湾事務所長 川上 泰司 東京都江東区新木場1-6-25	平成22年4月1日	オリックス(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	3,580,500	2,520,000	70.4%	—	本件は、平成18年度案件の「東京港直轄施工管理用カメラ設置」において設置した施工管理用カメラの用地として建物の一部を引き続き借りあげたものである。施工管理用カメラの運用においては、東京港臨海道路Ⅱ期事業の現場を確認し、かつ、災害時における緊急物資輸送に対応した辰巳の耐震強化岸壁について把握することから、設置場所としては、一定の高さを有した建物屋上等の場所を使用する必要がある。上記の要件を満たす建物等について調査した結果、当該場所を除き施工管理用カメラの設置場所として使用可能な場所が他に所在しないことが判明したことから、当該借上場所を施工管理用カメラの設置場所として引き続き使用するものである。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、オリックス株式会社と随意契約するものである。	5	
東京港港湾業務艇棧橋使用料 1式	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局東京港湾事務所長 川上 泰司 東京都江東区新木場1-6-25	平成22年4月1日	新木場二丁目地区建設業協議会 東京都江東区新木場2-3-1	会計法第29条の3第4項	1,297,260	—	—	—	本件は、当所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するための棧橋を借上げるものである。当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区所有の棧橋以外に該当する施設がなかった。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約するものである。	5	※予定価格欄に記載の金額は、使用予定数量に基づいて算出した

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京湾口航路事務所庁舎敷地借り上げ	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局東京湾口航路事務所長 澤木 進 横須賀市新港町13番地	平成22年4月1日	横須賀市長 横須賀市小川町11	会計法第29条の3第4項	1,317,528	1,317,528	100.0%	—	本件は東京湾口航路事務所庁舎の敷地として、横須賀市所有の当該土地を借り上げるものである。借上物件は横須賀新港に位置しており、東京湾口への利便性が良いこと、借上面積として適切な面積を有していることが必須である。上記の条件を勘案すると、横須賀市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横須賀市と随意契約するものである。	5	
港湾施設占用料	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局東京湾口航路事務所長 澤木 進 横須賀市新港町13番地	平成22年4月1日	横須賀市長 横須賀市小川町11	会計法第29条の3第4項	2,437,770	2,437,770	100.0%	—	本件は浮標灯の仮置場として、横須賀市所有の久里浜荷さばき地を借り上げるものである。当該荷さばき地については平成20年より借り上げているところであり、浮標灯の移設に係る経費等を勘案すると横須賀市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横須賀市と随意契約をするものである。	5	
横浜技調海洋短波レーダー借上	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成22年4月1日	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	1,765,134	1,765,134	100.0%	—	本件は、東京湾沿岸における環境の基盤整備として海洋短波レーダーを用いた閉鎖性内湾域潮流モニタリングシステムを構築するため借上げるものである。借上機種は平成17年度一般競争により、芙蓉総合リース(株)との複数年契約によって設置され、以降継続して契約しており、今年度も引き続き借上契約を行うものである。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、芙蓉総合リース(株)と随意契約するものである。	14	
横浜市所有ふ頭用地借上	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成22年4月1日	横浜市長 横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第4項	2,149,240	2,149,240	100.0%	—	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2か所、神奈川県内に1か所の計3か所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、横浜市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横浜市と随意契約するものである。	5	
千葉県所有港湾施設用地借上	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成22年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	1,636,180	1,636,180	100.0%	—	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2か所、神奈川県内に1か所の計3か所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、千葉県所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により千葉県と随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
千葉県所有普通財産(土地)借上	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成22年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	902,260	902,260	100.0%	—	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2か所、神奈川県内に1か所の計3か所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、千葉県所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により千葉県と随意契約するものである。	5	
家屋賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	972,000	972,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
家屋賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月1日	(有)ハイウェイガード 糸魚川市大字徳合357-5	会計法第29条の3第4項	1,716,000	1,716,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月1日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,127,520	1,127,520	100.0%	—	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月1日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,147,965	1,147,965	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月1日	新潟県知事 新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	1,025,046	1,025,046	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月1日	新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所 上越市港町1-11-2	会計法第29条の3第4項	1,425,509	1,425,509	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月13日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,603,990	1,603,990	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年4月13日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,466,626	1,466,626	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年6月22日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,147,965	1,147,965	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 竹村 淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成22年6月22日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	854,775	854,775	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
建物賃貸借(新湊宿舍借上) 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局伏木富山港湾事務所 大釜 達夫 富山県富山市牛島新町11-3	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,392,000	1,392,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所 田中 知足 金沢市大野町4-2-1	平成22年4月1日	共和鉄工(株) 七尾市寿町111-2	会計法第29条の3第4項	1,219,294	1,142,529	93.7%	—	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所 田中 知足 金沢市大野町4-2-1	平成22年4月1日	(株)小松製作所 金沢市大野町新町1番-1	会計法第29条の3第4項	3,728,150	3,663,500	98.3%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 田中 知足 金沢市大野町4-2-1	平成22年4月1日	石川県土地開発公社 金沢市幸町12番1号	会計法第29条の3第4項	5,848,460	5,848,460	100.0%	—	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 田中 知足 金沢市大野町4-2-1	平成22年4月1日	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	1,240,510	1,240,510	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 田中 知足 金沢市大野町4-2-1	平成22年4月30日	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	2,522,370	2,522,370	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口 幸司 金沢市大野町4-2-1	平成22年6月16日	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	3,779,670	3,779,670	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口 幸司 金沢市大野町4-2-1	平成22年6月18日	(株)小松製作所 金沢市大野町新町1番-1	会計法第29条の3第4項	2,143,470	2,096,594	97.8%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地借上料 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局敦賀港湾事務所長 二瓶 章 敦賀市松栄町2-43	平成22年4月1日	福井県知事 福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	2,691,850	2,691,850	100.0%	—	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
平成22年度 本局・名古屋港湾事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当 官 中部地方整備局副局長 岩立 忠夫 名古屋港区築地町2番地	平成22年4月1日	名古屋港管理組合 名古屋港区入船1-8-21	会計法第29条の3第4項	14,911,452	14,911,452	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度 名古屋港事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立 忠夫 名古屋港区築地町2番地	平成22年4月1日	名古屋港管理組合 名古屋市中区三の丸3-1-21	会計法第29条の3第4項	5,365,836	5,365,836	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
平成22年度 名古屋港湾空港技術調査事務所用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立 忠夫 名古屋市中区三の丸3-1-2	平成22年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	10,074,411	10,074,411	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
田子の浦港湾合同庁舎建物使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立 忠夫 名古屋市中区三の丸3-1-2	平成22年4月1日	名古屋税関 名古屋市中区三の丸3-1-12	会計法第29条の3第4項	957,489	957,489	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
官報公告料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立 忠夫 名古屋市中区三の丸3-1-2	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	(予定金額) 3,123,750	(予定金額) 3,123,750	100.0%	—	官報公告を行なうことができるのは(独)国立印刷局のみであり、競争を許さないため。	6	単価契約
平成22年度 衣浦港の整備に伴い発生する浚渫土砂の投棄料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立 忠夫 名古屋市中区三の丸3-1-2	平成22年6月23日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	20,727,000	20,727,000	100.0%	—	衣浦港の整備に伴い発生する浚渫土砂を投棄することができるのは、愛知県知事が管理する衣浦港2号地区廃棄物処理場のみであり、競争を許さないため。	14	
平成22年度 港湾施設用地使用料(三河港湾事務所用地)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三河港湾事務所長 平井 洋次 豊橋市神野埠頭1番地1	平成22年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,815,000	4,815,000	100.0%	—	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
平成22年度 港湾施設用地使用料(衣浦港事務所用地)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三河港湾事務所長 平井 洋次 豊橋市神野埠頭1番地1	平成22年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,070,280	4,070,280	100.0%	—	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
四日市港湾事務所資材置場外土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局四日市港湾事務所長 佐藤 清 四日市市新正三丁目7番27号	平成22年4月1日	三交不動産(株) 津市丸之内9-18	会計法第29条の3第4項	1,992,000	1,992,000	100.0%	—	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
津松阪港建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局四日市港湾事務所長 佐藤 清 四日市市新正三丁目7番27号	平成22年4月1日	(有)市川貸ビル 津市万町津1671	会計法第29条の3第4項	4,800,000	4,800,000	100.0%	—	庁舎用地(土地及び建物)の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
建物賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野 憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成22年4月1日	弁天町駅前開発土地信託代表受託者(株)りそな銀行 不動産営業部 大阪市中央区備後町2-2-1	会計法第29条の3第4項	—	28,913,112	—	—	本件は、事務室及び書庫を借り入れるものである。 必要な条件を満たすのは当該物件しかなく、供給者が一に特定されるため	5	
堺泉北港堺2区岸壁(-7.5m)より発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野 憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成22年4月8日	財団法人大阪府都市整備推進センター 大阪市城東区蒲生2-10-28	会計法第29条の3第4項	—	16,380,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	4	単価契約
日高港塩屋地区泊地(-12m)浚渫工事(第3工区)の施工により発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野 憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成22年4月28日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	会計法第29条の3第4項	—	141,750,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	4	単価契約
庁舎等警備	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山港湾事務所長 長池 伸治 和歌山市湊薬種畑の坪1334	平成22年4月1日	総合警備保障(株)和歌山支社 和歌山市東鍛冶屋町49番地2	会計法第29条の3第4項	1,323,000	1,323,000	100.0%	—	当該庁舎は、機械警備は通常警備に当たる警備業者が独自に開発した機器を使用する。毎年度競争に付した場合は、機械の入替が発生し多額の設備費用がかかり非常に不経済である。当該機械は通常5年かけて減価償却するため、平成18年7月より5年の予定で契約をしており、来年度もその期間内である。	14	
事務所用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山港湾事務所長 長池 伸治 和歌山市湊薬種畑の坪1334	平成22年4月1日	和歌山県知事 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	—	1,096,640	—	—	本件は、庁舎敷地を借り入れるものである。 必要な条件を満たすのは当該物件しかなく、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
庁舎等警備	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 山縣 延文 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成22年4月1日	総合警備保障(株) 神戸市中央区磯上通4丁目1番44号	会計法第29条の3第4項	2,331,000	2,167,200 (内、当事務所分は、1,103,357)	93.0%	—	当該庁舎は、平成20年度に一般競争契約によって同社の警備機械が既設されており、同機械の耐用年数(5年)の範囲内であることから、同社と契約すれば撤去もしくは新設の必要がない。また、耐用年数の途中で警備機械を交換すると、新たな費用が発生することから、引き続き同社と契約を締結した方が安価であるため。	14	
船舶用陸上電力供給設備点検管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所長 中島 晋 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号	平成22年4月1日	(株)マイスターエンジニアリング 大阪市北区大淀南2-1-11-8	会計法第29条の3第4項	1,101,555	1,101,555	100.0%	—	本業務は、大阪南港フェリーターミナルにある船舶用陸上電力供給設備の点検・管理業務を行うものである。 当該設備は他者所有の既設変電設備と一体不可分の構造となっており、一つの自家用電気工作物と見なされるため、同者の「自家用電気工作物に係る保安規程」により保安監督される。さらに、同者が電気事業法第43条の定めにより選任した主任技術者以外業務を行えないため、契約の相手方が特定される。	19	
職員宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	有限会社 アウローラ 広島市安佐南区川内1-1-43	会計法第29条の3第4項	1,140,000	1,140,000	100.0%	—	本賃貸借は、職員用宿舍として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成23年度も同様に引き続き貸与するため。	5	
職員宿舍賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	清和エステート株式会社 広島市西区庚午中2丁目3-1	会計法第29条の3第4項	996,000	996,000	100.0%	—	本賃貸借は、職員用宿舍として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成23年度も同様に引き続き貸与するため。	5	
建物(事務室)賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	財団法人 玉野産業振興公社 岡山県玉野市築港1丁目1番3号	会計法第29条の3第4項	13,138,500	13,138,500	100.0%	—	本賃貸借は、宇野港湾事務所の事務室及び会議室として、平成13年6月25日より賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き事務室等として使用するため。	5	
庁舎清掃業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	テルウェル西日本(株) 中国支店 広島市中区小町5番30号	会計法第29条の3第4項	1,971,000	1,600,200	81.2%	—	本業務は、中国地方整備局本局庁舎の清掃業務を行うものである。当局は、NTT都市開発(株)からNTTクレド白島ビルを借上しており、当該ビル共用スペースを除く各テナント内の清掃業務については、ビル管理上の事由により、借上契約の相手方であるNTT都市開発(株)の指定業者以外には行えない旨が定められているため。	5	
庁舎賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社中国支店 広島市中区基町6番78号	会計法第29条の3第4項	75,290,000	74,587,512	99.1%	—	本賃貸借は、中国地方整備局本局の事務室及び会議室等として使用するために、平成13年1月6日よりエヌ・ティ・ティ都市開発(株)中国支店と賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き使用する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
庁舎賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号	会計法第29条の3第4項	26,889,000	26,485,881	98.5%	—	本賃貸借は、広島港湾空港技術調査事務所の事務室及び会議室として、平成13年1月6日より使用しているものであるが、平成23年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため。	5	
庁舎賃貸借(その3)	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 上野 進一郎 広島市中区東白島町14-15	平成22年4月1日	株式会社宇部兵衛閣堂 宇部市大字中野開作241番地の7	会計法第29条の3第4項	15,000,000	14,994,000	100.0%	—	本賃貸借は、宇部港湾事務所の庁舎として、平成21年10月1日より使用している者であるが、平成23年度も引き続き庁舎として使用する必要があるため。	5	
職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田 秀則 境港市昭和町9	平成22年4月1日	昭和産業(有) 浜田市黒川町97-10	会計法第29条の3第4項	907,500	907,500	100.0%	—	本賃貸借は、職員用宿舍として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成23年度も同様に引き続き貸与するため。	5	
土地賃貸借(境港事務所)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田 秀則 境港市昭和町9	平成22年4月1日	鳥取県 境港水産事務所 鳥取県鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項	2,757,502	2,757,502	100.0%	—	本賃貸借は、中国地方整備局境港湾・空港整備事務所において使用する庁舎用地を賃貸借契約するものである。鳥取県が所有する件名物件は、昭和44年から借り上げており、平成22年度も引き続き使用するため。	5	
浜田港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田 秀則 境港市昭和町9	平成22年4月1日	(株)三協商会 鳥取県米子市両三柳246	会計法第29条の3第4項	5,292,000	5,292,000	100.0%	—	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所浜田港事務所の事務室として使用するために、平成13年1月1日より(株)三協商会と賃貸借契約しているものであり、平成23年度も引き続き事務室等として使用するため。	5	
水島分室賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 岡 良 玉野市築港1-1-3	平成22年4月1日	玉島海運(株) 倉敷市玉島乙島8234番地の13	会計法第29条の3第4項	1,179,108	1,179,108	100.0%	—	本賃貸借は、宇野港湾事務所水島分室の事務室として、昭和58年4月より玉島海運(株)と賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き事務室等として使用するため。	5	
海洋環境課用地借入	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 文 広島市南区宇品海岸10-28	平成22年4月1日	呉市長 呉市中央4-1-6	会計法第29条の3第4項	2,644,740	2,644,740	100.0%	—	本借入は、広島港湾・空港整備事務所海洋環境課の敷地として使用する為に、呉市行政財産の使用許可を得て借上しているものであるが、平成23年度も引き続き使用するため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
呉港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 丈 広島市南区宇品海岸10-28	平成22年4月1日	大和リース株式会社 広島支店 広島市西区楠木町3丁目1番40号	会計法第29条の3第4項	3,276,000	3,276,000	100.0%	—	本賃貸借は、呉港出張所の事務室として使用する為に、平成13年12月より大和リース(株)広島支店と賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き事務室として使用するため。	5	
呉港出張所用地借入	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 丈 広島市南区宇品海岸10-28	平成22年4月1日	呉市長 呉市中央4-1-6	会計法第29条の3第4項	1,097,488	1,097,488	100.0%	—	本借入は、広島港湾・空港整備事務所呉港出張所の敷地として使用する為に、呉市と賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き出張所として使用するため。	5	
職員宿舍賃貸借 藤ビル1室	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 丈 広島市南区宇品海岸10-28	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,056,000	1,056,000	100.0%	—	本賃貸借は、職員用宿舍として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成23年度も同人に引き続き貸与するため。	5	
福山港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 丈 広島市南区宇品海岸10-28	平成22年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1丁目4番35号	会計法第29条の3第4項	5,022,732	5,022,732	100.0%	—	本賃貸借は、福山港出張所の事務室として使用する為に平成17年度より住友生命保険相互会社と賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き事務室として使用するため。	5	
ポートビュー広島用地借入	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 丈 広島市南区宇品海岸10-28	平成22年4月1日	広島市長 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号	会計法第29条の3第4項	5,070,636	5,070,636	100.0%	—	本借入は、広島港湾・空港整備事務所の職員用宿舍用地として使用する為に、広島市と賃貸借契約しているものであるが、平成23年度も引き続き使用するため。	5	
岩国港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局宇部港湾事務所長 安部 賢 宇部市大字沖宇部字沖の山5254-16	平成22年4月1日	広成建設(株) 広島市東区上大須賀町1-1	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	—	本賃貸借は、宇部港湾事務所第二建設管理官室として使用する為に、平成17年4月1日より広成建設株式会社と賃貸借契約をしているものであるが、平成23年度も引き続き事務室等として使用するため。	5	
茜町住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成22年4月1日	(株)穴吹ハウジング サービス 香川県高松市紺屋町3-6	会計法第29条の3第4項	912,286	912,286	100.0%	—	職員用宿舍として借りており、引き続き賃貸借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が不要となり安価になるため随意契約を行うものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
グランドステイツ太田住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	937,143	937,143	100.0%	—	職員用宿舎として借りており、引き続き賃貸借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が必要となり安価になるため随意契約を行うものである。	5	
サンセリテ21住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	1,120,000	1,120,000	100.0%	—	職員用宿舎として借りており、引き続き賃貸借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が必要となり安価になるため随意契約を行うものである。	5	
フォブール木太住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成22年4月1日	(株)穴吹コミュニティ 不動産事業本部 高松支店 香川県高松市瓦町1-3-12	会計法第29条の3第4項	765,715	765,715	100.0%	—	職員用宿舎として借りており、引き続き賃貸借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が必要となり安価になるため随意契約を行うものである。	5	
情報提供業務	支出負担行為担当 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成22年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	中央省庁や地方自治体の動向について、情報提供を受けるほか、内外の政治、経済、社会ニュースについても的確かつ迅速に提供を受けるものである。専門の「i-JAMP」を用いて中央省庁、自治体に配置した取材記者からの記事を迅速に校正、処理できるシステム「時事通信社-iJAMPセンター」は同社が独自に開発し、そこで配信される情報は全て同社が著作権を有することから随意契約を行うものである。	12	
住友生命高松ビル賃貸借	支出負担行為担当 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成22年4月1日	住友生命保険(相) 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	17,568,000	17,568,000	100.0%	—	四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所の庁舎として使用するものである。当方の希望する条件(敷地面積・執務室の面積・利便性)を満たす物件は当物件しかない。また、競争の都度、移転を行うことは移転準備や費用等が必要となり、行政事務に支障をきたすため随意契約を行うものである。	5	
宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成22年4月1日	(株)西川不動産 高松市新北町10番16-101号	会計法第29条の3第4項	868,572	868,572	100.0%	—	平成7年4月1日より賃貸借しており、引き続き必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	5	
宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成22年4月1日	(株)穴吹ハウジング サービス 高松市紺屋町3番地6	会計法第29条の3第4項	874,286	874,286	100.0%	—	平成12年4月1日より賃貸借しており、引き続き必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成22年4月1日	(株)穴吹コミュニティ 高松市中野町29番7号	会計法第29条の3第4項	857,143	857,143	100.0%	—	平成13年4月1日より賃貸借しており、引き続き必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	5	
庁舎土地賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成22年4月1日	香川県知事 高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	4,249,469	4,249,469	100.0%	—	庁舎用地としての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成22年4月1日	三菱化学(株)坂出事業所 坂出市番の州町1番地	会計法第29条の3第4項	5,010,000	4,104,000	81.9%	—	灯浮標保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が三菱化学(株)の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	5	
高松港港湾工事用地賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成22年4月1日	香川県知事 高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	8,006,872	8,006,872	100.0%	—	ケーソン保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	5	
事務所用地賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成22年4月1日	松山市長 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	会計法第29条の3第4項	2,751,456	2,751,456	100.0%	—	事務所敷地の賃貸借であり、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
三島川之江港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成22年4月1日	四国中央市長 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	会計法第29条の3第4項	1,746,160	1,745,284	99.9%	—	事務所の賃貸借であり、当該場所ではなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
庁舎敷地借入	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島	平成22年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	2,413,234	2,413,234	100.0%	—	事務所所在地が徳島県有地であるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
作業用地借入	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島 港湾・空港整備事務所 長 河西 博 徳島県小松島市小松島	平成22年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町 1-1	会計法第29条の3第 4項	841,610	841,610	100.0%	—	金磯詰所所在地が徳島県有地であるため	5	
金磯住宅賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島 港湾・空港整備事務所 長 河西 博 徳島県小松島市小松島	平成22年4月1日	個人情報保護法に基 づき非公表	会計法第29条の3第 4項	765,715	765,715	100.0%	—	本賃貸借は当所の職員宿舎(金磯住宅)とし て借入れを行うものであるが、周囲の環境や 交通手段の利便性、家族構成に伴う宿舎規 模、周囲の環境賃貸借料、賃貸借時期など に最も適合する宿舎が他にないため	5	
第二松茂住宅外1件賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島 港湾・空港整備事務所 長 河西 博 徳島県小松島市小松島	平成22年4月1日	個人情報保護法に基 づき非公表	会計法第29条の3第 4項	1,371,429	1,371,429	100.0%	—	本賃貸借は当所の職員宿舎(第二松茂住宅 並びに第五松茂住宅)として借入れを行うも のであるが、周囲の環境や交通手段の利便 性、家族構成に伴う宿舎規模、周囲の環境 賃貸借料、賃貸借時期などに最も適合する 宿舎が他にないため	5	
金磯現場詰所等賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島 港湾・空港整備事務所 長 河西 博 徳島県小松島市小松島	平成22年4月1日	郡ビルド(株) 東京都港区六本木6 -11-17	会計法第29条の3第 4項	1,620,000	1,620,000	100.0%	—	本賃貸借は平成18年3月31日に10年 リースの契約が完了したが、以降も同様の 物件を使用する必要があり、新規に別途契 約を締結した場合、現在の物件の解体及び 撤去を行わなくてはならないこと、新たな物 件の設置費等を負担しなければならないこと 等の理由から再リースを行う方が経済的で あるとの判断したため	5	
撫養港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島 港湾・空港整備事務所 長 河西 博 徳島県小松島市小松島	平成22年5月11日	個人情報保護法に基 づき非公表	会計法第29条の3第 4項	1,333,334	1,333,334	100.0%	—	本賃貸借は当所撫養港出張所として借入れ を行うものであるが、借入条件(執務室規 模、周囲の環境、賃貸借料、賃貸借開始時 期など)に最も適合する建物他にないため	5	
室津港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港 湾・空港整備事務所 長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	高知県信用漁業協同 組合連合会 高知県高知市本町1 丁目6番21号	会計法第29条の3第 4項	3,114,286	1,507,200	48.4%	—	室津港出張所の庁舎として賃貸借契約して おり、当方の希望する条件を満たす物件が 当該物件のみのため。	5	
須崎港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港 湾・空港整備事務所 長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	大和リース(株)高知営 業所 高知県高知市杉井流 8番27号	会計法第29条の3第 4項	3,590,000	3,000,000	83.6%	—	本賃貸借は平成22年3月31日に15年 リースの契約が完了したが、以降も同様の 物件を使用する必要があり、新規に別途契 約を締結した場合、現在の物件の解体及び 撤去を行わなくてはならないこと、新たな物 件の設置費等を負担しなければならないこと 等の理由から再リースを行う方が経済的で あるとの判断したため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
作業ヤード賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	18,250,992	18,250,992	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	3,685,191	3,685,191	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	1,316,011	1,316,011	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その5)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	2,916,610	2,916,610	100.0%	—	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その7)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	885,300	885,300	100.0%	—	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その7)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	住友大阪セメント(株) 四国支店 香川県高松市丸ノ内4番4号	会計法第29条の3第4項	2,580,000	2,577,745	99.9%	—	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その8)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	(株)大洋水工 高知県須崎市緑町7番12号	会計法第29条の3第4項	2,990,000	2,893,625	96.8%	—	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	1,360,000	799,470	58.8%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
施工監視カメラ修理	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年5月26日	西華産業(株)福岡支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号	会計法第29条の3第4項	4,340,000	4,230,000	97.5%	—	須崎港の施工監視カメラ設置時の設置作業業者であることから、施工監視カメラシステムを把握し、迅速、体系的に取り組むことができる唯一の者であるため。	14	
作業ヤード賃貸借(その9)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年5月27日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	3,801,484	3,801,484	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
事務所共益費	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所 長 藤野 正宏 高松市番町1-6-1	平成22年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	—	5,605,794	—	—	本業務は、当事務所賃借に対応する、電気、ガス、水道、保安警備その他維持管理に係る業務を履行するものである。それらは、ビル賃貸借契約上の付帯条件となっていることから、当ビルの貸主である住友生命保険相互会社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである	19	
アーバン茜住宅1戸賃貸借	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所 長 藤野 正宏 高松市番町1-6-1	平成22年4月1日	(株)穴吹ハウジングサービス 高松市紺屋町3-6	会計法第29条の3第4項	866,571	866,571	100.0%	—	本住宅は、平成13年1月より事務所職員宿舎として株式会社穴吹ハウジングサービス(平成19年7月1日付貸主変更)と継続して賃貸借契約を締結しているものである。引き続き当局の宿舎設置計画に必要な物件であることから、同社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
福岡空港埋蔵文化財調査委託	支出負担行為担当 官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年4月1日	福岡市 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	46,031,774	46,031,774	100.0%	—	文化財保護法及び関係法令の規定により、同市内の発掘調査は、同市教育委員会が実施することとなるため。	1	
会議室賃貸借	支出負担行為担当 官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年4月1日	(株)東福ビル 福岡市博多区博多駅東2-9-13	会計法第29条の3第4項	5,595,030	5,595,030	100.0%	—	当該場所、スペースでなければ、会議室としての利用が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放送受信料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	2,048,165	2,048,165	100.0%	—	放送法に基づき同協会との受信契約が義務づけられているため。	1	
博多港浚渫土砂等投棄料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年4月20日	福岡市 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	125,839,437	125,839,437	100.0%	—	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄り、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せざるを得ず、競争性が無いため。	14	
関門航路(六連島西側地区)航路(-15m)浚渫[暫定-14m]工事等により発生する土砂投棄料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年4月21日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	845,082,000	845,082,000	100.0%	—	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄り、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せざるを得ず、競争性が無いため。	14	単価契約 (契約金額欄は予定調達総額)
簡易公募型競争等手続開始 公示単価契約(その1)	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年5月10日	(株)日刊建設通信新聞社九州支社 福岡市博多区博多駅前3-9-1	会計法第29条の3第4項	1,575,000	1,575,000	100.0%	—	本業務は、簡易公募型競争入札方式及び簡易公募型プロポーザル方式で行う建設コンサルタント業務等について、入札手続の透明性・公平性をより一層向上する観点から、入札手続に関する情報を業界紙に掲載し、より幅広く周知することを目的としているが、この手続開始の公示については、「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式の実施等について」(平成8年11月21日官会第2410号)により、本相手方への掲載を定められているため。	19	単価契約 (契約金額欄は予定調達総額)
簡易公募型競争等手続開始 公示単価契約(その2)	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年5月10日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	1,575,000	1,575,000	100.0%	—	本業務は、簡易公募型競争入札方式及び簡易公募型プロポーザル方式で行う建設コンサルタント業務等について、入札手続の透明性・公平性をより一層向上する観点から、入札手続に関する情報を業界紙に掲載し、より幅広く周知することを目的としているが、この手続開始の公示については、「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式の実施等について」(平成8年11月21日官会第2410号)により、本相手方への掲載を定められているため。	19	単価契約 (契約金額欄は予定調達総額)
簡易公募型競争等手続開始 公示単価契約(その3)	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成22年5月10日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項	1,575,000	1,575,000	100.0%	—	本業務は、簡易公募型競争入札方式及び簡易公募型プロポーザル方式で行う建設コンサルタント業務等について、入札手続の透明性・公平性をより一層向上する観点から、入札手続に関する情報を業界紙に掲載し、より幅広く周知することを目的としているが、この手続開始の公示については、「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式の実施等について」(平成8年11月21日官会第2410号)により、本相手方への掲載を定められているため。	19	単価契約 (契約金額欄は予定調達総額)
建物465.85㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 宮地 豊 北九州市門司区西海岸	平成22年4月1日	第一警備保障(株) 北九州市戸畑区川代2-1-2	会計法第29条の3第4項	2,880,000	2,175,600	75.5%	—	当該場所で行うことが効率的・経済的に事業を執行することが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地3, 840㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局北九州 港湾・空港整備事務所 長 宮地 豊 北九州市門司区西海岸	平成22年4月1日	新日鉄エンジニアリング(株) 東京都千代田区大手町2-6-3	会計法第29条の3第4項	1,238,711	1,238,711	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地8, 418. 69㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局北九州 港湾・空港整備事務所 長 宮地 豊 北九州市門司区西海岸	平成22年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	42,099,100	42,099,100	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地3, 354. 39㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局北九州 港湾・空港整備事務所 長 宮地 豊 北九州市門司区西海岸	平成22年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	16,776,495	16,776,495	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地4, 789. 45㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局北九州 港湾・空港整備事務所 長 宮地 豊 北九州市門司区西海岸	平成22年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	2,527,991	2,527,991	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
建物93. 58㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局博多港 湾・空港整備事務所 長 稲田 雅裕 福岡市中央区大手門2-5-33	平成22年4月1日	日本コークス工業(株) 九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,317,680	3,317,680	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
倉庫2棟賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局博多港 湾・空港整備事務所 長 稲田 雅裕 福岡市中央区大手門2-5-33	平成22年4月1日	大和リース(株)福岡支店 福岡市博多区東比恵1-4-5	会計法第29条の3第4項	882,000	882,000	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地 97, 195㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局博多港 湾・空港整備事務所 長 稲田 雅裕 福岡市中央区大手門2-5-33	平成22年4月1日	日本コークス工業(株) 九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	34,010,000	11,906,000	35.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地2633.54㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局唐津港湾事務所長 長掛 哲弘 唐津市ニタ子3丁目216-1	平成22年4月1日	佐賀県 伊万里市新点長122-4	会計法第29条の3第4項	948,240	948,240	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地656.16賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局唐津港湾事務所長 長掛 哲弘 唐津市ニタ子3丁目216-1	平成22年4月1日	河原石油(株) 伊万里市新天町61番地	会計法第29条の3第4項	2,516,000	2,500,000	99.4%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地6,500㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成22年4月1日	三井造船(株)大分事業所 大分市日吉原3番地	会計法第29条の3第4項	1,982,500	1,982,500	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地3,209㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成22年4月1日	三井造船(株)大分事業所 大分市日吉原3番地	会計法第29条の3第4項	1,251,510	1,251,510	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
佐伯港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成22年4月1日	岡村産興(株) 佐伯市西浜2番41号	会計法第29条の3第4項	2,380,000	2,380,000	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
中津港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成22年4月1日	ランドマーク(有) 中津市大字中殿町563番地1	会計法第29条の3第4項	4,144,320	4,144,320	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地2,976.60平方米借受料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 中村 謙治 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成22年4月1日	長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所長 長崎市国分町3-30	会計法第29条の3第4項	8,988,158	8,988,158	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建物72平方メートル賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 中村 謙治 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成22年4月1日	(株)NTT西日本アセット・プランニング九州支店 福岡市博多区博多駅南1-3-6	会計法第29条の3第4項	1,826,496	1,826,496	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
土地2,768.47㎡貸付料	分任支出負担行為担当 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所長 野沢 良一 熊本市川尻2-8-61	平成22年4月1日	熊本県 熊本市水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	3,932,702	3,932,702	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	宿舎用地
土地1,845.82㎡貸付料	分任支出負担行為担当 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所長 野沢 良一 熊本市川尻2-8-61	平成22年4月1日	熊本県 熊本市水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	1,151,904	1,151,904	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	庁舎用地
熊本港荷さばき地・野積場使用料	分任支出負担行為担当 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所長 野沢 良一 熊本市川尻2-8-61	平成22年4月12日	熊本県 熊本市水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	1,054,903	1,054,903	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	工事用地
宿舎2戸賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
宿舎1戸賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成22年4月1日	(株)西村 日向市大字日知屋15837-2	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地6,107㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成22年4月1日	旭化成(株)延岡支社 延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4項	2,720,000	2,515,100	92.5%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地1,875.01㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成22年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,050,737	1,050,737	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地12,327.00㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成22年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	2,119,750	2,119,750	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地4,678.00㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 北出 徹也 鹿児島市城南町23-1	平成22年4月1日	鹿児島市 鹿児島市山下町11番1号	会計法第29条の3第4項	12,152,760	12,152,760	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港新若浜地区野積場3,376㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 石貫 國郎 志布志市志布志町帖6617-182	平成22年4月1日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,400,230	1,400,230	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地1576.74㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局関門航路事務所長 森木 亮 北九州市小倉北区浅野3丁目7-38	平成22年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	1,137,712	1,137,712	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
仙台第4合同庁舎上水道料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当 官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	他に水道供給を行うものがないため	8	
仙台第4合同庁舎下水道料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当 官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	他に水道供給を行うものがないため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宮城運輸支局他上水道料分担	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	自動車検査独立行政法人(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	共通管理経費支払い要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
郵便料金	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に郵便業務を行うものがないため	9	
電話料	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	8	
電話料	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	8	
携帯電話通話料	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社 宮城県仙台市青葉区上杉1-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	19	
高速道路別納料金	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	(株)ジェシービー 東京都港区南青山5-1-22	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため	14	
小名浜庁舎敷地県有財産賃借契約	支出負担行為担当官 東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成22年4月1日	福島県 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	857,988	857,988	100.0%	-	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
国土交通省行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守	支出負担行為担当官 中部運輸局長 伊藤 松博 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 東京都港区港南1丁目9-1	会計法第29条の3第4項	5,026,834	4,712,400	93.7%	—	国土交通本省と同一のシステムで運用を行っているネットワークシステムにおいて、当該システムに対し、複数の事業者が混在して運用管理等を行うことは、障害時等の迅速な対応及びセキュリティの確保の点から非常に危険性が高く、一体的に運用管理していく必要があるため	19	
岐阜運輸支局飛騨自動車検査登録事務所職員宿舍賃借	支出負担行為担当官 中部運輸局長 伊藤 松博 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成22年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	1,560,000	1,560,000	100.0%	—	本契約は、高山市内に公務員宿舍が確保できないために行うものである。前年度からの契約事業者であり、場所が限定されているため	19	
電気供給契約	支出負担行為担当官 中部運輸局長 伊藤 松博 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成22年4月1日	自動車検査(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	共通管理経費支払要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
ガス供給契約	支出負担行為担当官 中部運輸局長 伊藤 松博 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成22年4月1日	自動車検査(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	共通管理経費支払要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
水道供給契約	支出負担行為担当官 中部運輸局長 伊藤 松博 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成22年4月1日	自動車検査(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	共通管理経費支払要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
郵便料金後納	支出負担行為担当官 中部運輸局長 伊藤 松博 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成22年4月1日	郵便事業(株) 愛知県名古屋市中区大須3-1-10	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	郵便法に基づく郵便料金であるため	9	
郵便料金	支出負担行為担当官 近畿運輸局長 原 喜信 大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	郵便事業(株) 大阪市北区梅田3-2-4	会計法第29条の3第4項	—	2,574,218	—	—	長期継続契約によるため	9	契約金額についてはH22.6月までの支払金額を計上

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報公告等掲載	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	5,436,795	5,436,795	100.0%	—	官報の編集、印刷及びこれらに付帯する事務は、内閣府より標記業者に委任されており、競争を許さないため。	6	
函館空港エア・フロント・オアシス維持運用業務委託	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	函館市 函館市東雲町4-13	会計法第29条の3第4項	1,551,950	1,551,950	100.0%	—	エア・フロント・オアシス施設の運用・管理は、実施方針及び函館市との取り決めにより委託契約に基づき実施することとなっているため。	4	
職員宿舍借上げ (東京空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(独)都市再生機構 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	会計法第29条の3第4項	1,906,800	1,906,800	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (函館空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	816,000	816,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (釧路空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (釧路空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(有)明宝興産 北海道釧路市新橋大通1-1-12	会計法第29条の3第4項	1,776,000	1,776,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (仙台空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,762,000	3,762,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍借上げ (仙台空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,714,000	3,714,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (仙台空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,000,000	6,000,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (新潟空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(有)井村コーポ 新潟県新潟市東区太平3-29-11	会計法第29条の3第4項	1,476,000	1,476,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (新潟空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	816,000	816,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (新潟空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(株)廣瀬 新潟県新潟市西区善久823	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (百里空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	三栄建設(株) 東京都渋谷区神宮前6-23-2	会計法第29条の3第4項	3,624,000	3,624,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (女満別空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(有)フジヤ 北海道網走郡大空町女満別西1条4-1-25	会計法第29条の3第4項	1,362,000	1,362,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍借上げ (女満別空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第 4項	1,572,000	1,572,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第 4項	912,000	912,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第 4項	910,200	910,200	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第 4項	975,000	975,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第 4項	922,800	922,800	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (山形空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	(株)旭エステート 東京都日野市日野 1144-8	会計法第29条の3第 4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (山形空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第 4項	816,000	816,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍借上げ (松本空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	984,000	984,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,860,000	4,860,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,620,000	4,620,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (秋田空港・航空路監視レーダ一事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	948,000	948,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (秋田空港・航空路監視レーダ一事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍借上げ (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	(株)東産商 秋田県秋田市外旭川字三千刈133-3	会計法第29条の3第4項	852,000	852,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
職員宿舍借上げ (常陸太田航空衛星センター)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	852,000	852,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	5	
庁舎用地の借上げ (成田空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	43,948,913	43,948,913	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借上げ (成田空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	2,158,876	2,158,876	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借上げ (青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	青森県 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,080,000	1,080,000	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借上げ (福島空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	福島県 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21	会計法第29条の3第4項	837,000	837,000	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借上げ (八丈島空港・航空路監視レーダー事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	979,200	979,200	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
庁舎用地の借上げ (静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	1,363,170	1,363,170	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安施設用地の借上げ (東京国際空港C滑走路16L AGL NO. 1進入路指示灯等)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,522,968	1,522,968	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安施設用地の借上げ (東京国際空港C滑走路16L AGL NO. 7-1進入路指示灯等)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,087,016	2,087,016	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安施設用地の借上げ (東京国際空港C滑走路16L AGL NO. 4-1進入路指示灯等)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,296,180	1,296,180	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安施設用地の借上げ (東京国際空港B滑走路22AGL 進入路指示灯)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,098,860	2,098,860	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (青森空港SSR敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	青森県 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,050,000	1,050,000	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (青森空港GS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	青森県 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,474,887	1,474,887	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
航空保安無線施設用地の借上げ (花巻空港VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	岩手県 岩手県花巻市葛3-183-1	会計法第29条の3第4項	2,141,040	2,141,040	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (松本空港VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	長野県 長野県松本市大字空港東8909	会計法第29条の3第4項	2,365,846	2,365,846	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (福島空港ILS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	福島県 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21	会計法第29条の3第4項	1,782,520	1,782,520	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (低高度AEIS設備用敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都港区海岸1-2-20	会計法第29条の3第4項	7,560,000	7,560,000	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (帯広空港VOR/DME、ILS、APID敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	帯広市 北海道帯広市西5条南7-1	会計法第29条の3第4項	910,600	910,600	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (女満別空港ILS、VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6	会計法第29条の3第4項	1,952,884	1,952,884	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (台場VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	9,339,264	9,339,264	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
航空保安無線施設用地の借上げ (庄内空港ILS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	山形県 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	会計法第29条の3第4項	1,450,322	1,450,322	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (八丈島空港NDB敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	1,758,240	1,758,240	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (江東LDA敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	10,613,604	10,613,604	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (静岡空港VOR/DME、ILS、幹線ダクト敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	5,354,980	5,354,980	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (旭川空港VOR/DME、SSR、AEIS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	旭川市 北海道旭川市六条通9-46	会計法第29条の3第4項	3,115,560	3,115,560	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (東京国際空港船舶捕捉レーダー施設敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,225,556	2,225,556	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港第1受信所敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	17,662,823	17,662,823	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港第2ASR敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,661,977	1,661,977	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港非常用管制塔敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,135,501	1,135,501	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港非常用レーザー施設敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	2,095,423	2,095,423	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港第2ASDE、第3送信所施設敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,357,961	1,357,961	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港共同溝及び埋設管路施設使用料)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	2,521,128	2,521,128	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (成田国際空港マルチラレーション共同溝及び埋設管路施設使用料)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	10,175,676	10,175,676	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ (東京国際空港マルチラレーション設備設置敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成22年4月1日	日本空港ビルデング(株) 東京都大田区羽田空港3-3-2	会計法第29条の3第4項	3,683,433	3,683,433	100.0%	—	航空保安無線施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
塵芥処理作業	分任支出負担行為担当 官 東京航空局成田空港事務 所長 片岡 久志 千葉県成田市古込字込 前133	平成22年4月1日	(株)ナリコー 千葉県成田市三里塚 光ヶ丘1-1331	会計法第29条の3第 4項	1,436,400	1,436,400	100.0%	—	成田空港内において一般廃棄物の収集・運 搬・処分業を行うにあたり、成田市長から許 可されている唯一の事業者のため。	4	
平成22年度東京空港事務所 庁舎冷熱・温熱受給	分任支出負担行為担当 官 東京航空局東京空港事 務所長 倉富 隆 東京都大田区羽田空港 3-3-1	平成22年4月1日	東京空港冷暖房(株) 東京都大田区羽田空 港3-5-9	会計法第29条の3第 4項	55,549,544	55,549,544	100.0%	—	羽田空港内の事業者等に温熱・冷熱を供給 することが認められている唯一の業者である ため。	8	
平成22年度 塵芥排出処理	分任支出負担行為担当 官 東京航空局東京空港事 務所長 倉富 隆 東京都大田区羽田空港 3-3-1	平成22年4月1日	(株)櫻商会 東京都大田区京浜島 2-14-11	会計法第29条の3第 4項	6,488,034	6,488,034	100.0%	—	羽田空港内において塵芥の処理を認められ ている唯一の業者であるため。	4	
那覇空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年4月1日	沖縄防衛局 沖縄県中頭郡嘉手納 町字嘉手納290番地9	会計法第29条の3第 4項	2,419,147	2,419,147	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
富山空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年4月1日	富山県 富山市新総曲輪1番7 号	会計法第29条の3第 4項	12,051,648	12,051,648	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
岡山空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年4月1日	岡山県 岡山市北区内山下2丁 目4番6号	会計法第29条の3第 4項	1,289,610	1,289,610	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
鳥取空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番 地	会計法第29条の3第 4項	3,873,161	3,873,161	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
隠岐空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	1,122,070	1,122,070	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
出雲空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	1,423,280	1,423,280	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
石見空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	1,703,840	1,703,840	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
佐賀空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	佐賀県 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59	会計法第29条の3第4項	2,418,600	2,418,600	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
山口宇部空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	山口県 山口県山口市滝町1番1号	会計法第29条の3第4項	4,619,870	4,619,870	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
長崎空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	8,100,274	8,100,274	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
対馬空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	長崎県 長崎県対馬市厳原町宮谷224	会計法第29条の3第4項	5,730,840	5,730,840	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上五島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	長崎県 長崎県五島市福江町7-1	会計法第29条の3第4項	1,406,880	1,406,880	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福江空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	長崎県 長崎県五島市福江町7-1	会計法第29条の3第4項	7,429,500	7,429,500	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
種子島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	鹿児島県 鹿児島県西之表市西之表7590	会計法第29条の3第4項	999,635	999,635	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
屋久島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	鹿児島県 鹿児島県西之表市西之表7590	会計法第29条の3第4項	3,519,699	3,519,699	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
奄美空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	鹿児島県 鹿児島県名瀬市永田町17-3	会計法第29条の3第4項	2,506,531	2,506,531	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
徳之島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	鹿児島県 鹿児島県名瀬市永田町17-3	会計法第29条の3第4項	1,292,823	1,292,823	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
但馬空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	兵庫県 兵庫県豊岡市幸町7-11	会計法第29条の3第4項	1,188,000	1,188,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
南紀白浜空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	1,796,750	1,796,750	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
神戸空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	神戸市 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	27,640,407	27,640,407	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
中部国際空港用地賃貸借(庁舎・管制塔等用地)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	211,766,384	211,766,384	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
中部国際空港内共同溝	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	6,838,592	6,838,592	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
中部国際空港内埋設管路	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	29,176,758	29,176,758	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	1,857,422	1,857,422	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	335,764,593	335,764,593	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	2,528,778	2,528,778	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	6,125,888	6,125,888	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	16,287,332	16,287,332	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	10,861,831	10,861,831	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	3,586,683	3,586,683	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	12,758,822	12,758,822	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	10,947,653	10,947,653	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	2,724,936	2,724,936	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	6,386,906	6,386,906	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港進入灯ケーブル維持管理に係るマンホール使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	3,715,554	3,715,554	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港B共同溝等使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	21,900,719	21,900,719	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港2期島共同溝使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	42,164,390	42,164,390	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
広島西飛行場RAG局舎用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	広島県 広島県広島市西区観音新町4丁目	会計法第29条の3第4項	2,982,030	2,982,030	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
大阪国際空港灯火施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,511,364	1,511,364	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
名古屋飛行場ARTS庁舎敷地等賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	2,674,380	2,674,380	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
茜屋山航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	873,000	873,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
三郡山航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	福岡森林管理署 福岡県福岡市早良区百道1丁目-16-29	会計法第29条の3第4項	2,614,800	2,614,800	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
嘉手納航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	沖縄防衛局 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9	会計法第29条の3第4項	954,283	954,283	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
久米島航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,258,560	1,258,560	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
出雲空港航空保安施設工事用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	821,110	821,110	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,989,643,755	5,989,643,755	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,242,690,112	1,242,690,112	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	262,967,468	262,967,468	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,074,341	1,074,341	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,444,185	5,444,185	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,333,221	2,333,221	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	11,067,388	11,067,388	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,592,080	5,592,080	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,112,584	6,112,584	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	15,322,691	15,322,691	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,532,358	6,532,358	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,251,919	5,251,919	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	14,568,840	14,568,840	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	9,291,682	9,291,682	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,968,338	1,968,338	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,153,937	6,153,937	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,076,968	3,076,968	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,076,968	3,076,968	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,359,324	7,359,324	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,358,000	7,358,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,358,000	7,358,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	14,893,536	14,893,536	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,237,056	5,237,056	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,671,642	3,671,642	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,671,642	3,671,642	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,358,000	7,358,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	9,956,109	9,956,109	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,653,173	3,653,173	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,867,559	2,867,559	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,207,915	2,207,915	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	8,246,772	8,246,772	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,416,176	6,416,176	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,343,284	7,343,284	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,321,283	7,321,283	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	15,348,420	15,348,420	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	8,086,442	8,086,442	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	24,259,326	24,259,326	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,272,934	1,272,934	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,272,934	1,272,934	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	39,668,154	39,668,154	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,943,200	2,943,200	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	29,942,718	29,942,718	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	29,577,908	29,577,908	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	364,654,923	364,654,923	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	2,136,788	2,136,788	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	6,971,711	6,971,711	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	99,577,969	99,577,969	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	15,834,999	15,834,999	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	41,869,937	41,869,937	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	104,090,980	104,090,980	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	20,044,378	20,044,378	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	44,852,502	44,852,502	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	60,827,188	60,827,188	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,442,611,947	1,442,611,947	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,828,347,784	1,828,347,784	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	45,096,474	45,096,474	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,052,009	7,052,009	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	984,634	984,634	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,347,946	1,347,946	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,863,346	5,863,346	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	10,477,377	10,477,377	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,555,006	2,555,006	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	18,056,366	18,056,366	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,580,938	1,580,938	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,846,174	1,846,174	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,901,164	3,901,164	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,804,785	2,804,785	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,705,364	1,705,364	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,429,961	2,429,961	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,252,431	4,252,431	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,437,280	2,437,280	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,667,095	7,667,095	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,359,941	3,359,941	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,752,003	2,752,003	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,211,320	1,211,320	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,680,539	5,680,539	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,725,137	4,725,137	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,999,920	3,999,920	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,433,620	2,433,620	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,028,298	4,028,298	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,278,049	4,278,049	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,563,150	5,563,150	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,334,672	1,334,672	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	12,738,997	12,738,997	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,250,562	6,250,562	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	7,758,392	7,758,392	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,720,118	6,720,118	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,650,863	3,650,863	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	11,377,634	11,377,634	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,770,180	4,770,180	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,250,641	2,250,641	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,642,216	2,642,216	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,648,601	3,648,601	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,322,898	3,322,898	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,504,087	1,504,087	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,986,217	2,986,217	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,531,493	3,531,493	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,849,877	3,849,877	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,052,089	3,052,089	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,405,278	1,405,278	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,644,941	3,644,941	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,644,941	3,644,941	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,668,687	5,668,687	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	5,050,220	5,050,220	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,038,778	1,038,778	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,219,699	3,219,699	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	14,920,107	14,920,107	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,518,166	1,518,166	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,254,210	2,254,210	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,254,208	2,254,208	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,277,193	1,277,193	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	10,312,695	10,312,695	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,477,535	2,477,535	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	11,377,634	11,377,634	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,398,236	2,398,236	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,398,231	2,398,231	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,398,231	2,398,231	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,398,231	2,398,231	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,351,253	1,351,253	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,351,253	1,351,253	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,351,253	1,351,253	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,351,253	1,351,253	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,351,253	1,351,253	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	847,862	847,862	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,080,455	1,080,455	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	11,377,634	11,377,634	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	43,584,839	43,584,839	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	20,042,994	20,042,994	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,062,303	4,062,303	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
名城航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,373,300	2,373,300	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福岡中継所用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,814,277	1,814,277	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
名古屋飛行場管理庁舎等賃貸借	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	857,304	857,304	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
八尾空港航空機検査官室借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	大阪国際空港ターミナル(株) 大阪府豊中市蛍池西町3-555	会計法第29条の3第4項	4,514,268	4,514,268	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
下地島厚生施設借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,556,000	2,556,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
中部職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,040,000	2,040,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
美保職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
美保職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	812,400	812,400	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
美保職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	844,800	844,800	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
広島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,738,700	2,738,700	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
長崎職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,250,000	4,250,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
長崎職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
鹿児島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	3,552,000	3,552,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
鹿児島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,750,000	1,750,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
鹿児島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	888,000	888,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	8,995,200	8,995,200	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	936,000	936,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,116,000	1,116,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
下地島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	65,868,000	65,868,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
富山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,676,400	1,676,400	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
鳥取職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
鳥取職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,236,000	1,236,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
岡山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	876,000	876,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
岡山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,044,000	1,044,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
岡山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	961,200	961,200	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
対馬職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
種子島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,272,000	1,272,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
石垣職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,632,000	1,632,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
石垣職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	1,872,000	1,872,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
移転補償事務等委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	1,621,697,000	1,621,697,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めに委託契約をするため	1	
緩衝緑地帯等整備事務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	1,981,839,000	1,981,839,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めに委託契約をするため	1	
緩衝緑地帯等整備事務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	1,770,841,000	1,770,841,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めに委託契約をするため	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
移転補償事務等委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	574,000,000	574,000,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	
大阪国際空港エアフロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	伊丹市 兵庫県伊丹市千僧1-1	会計法第29条の3第4項	1,532,000	1,532,000	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
松山空港エアフロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	松山市 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	会計法第29条の3第4項	1,198,700	1,198,700	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
旧名古屋空港エアフロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	小牧市 愛知県小牧市堀の内一丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,276,900	1,276,900	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
関西空港事務所庁舎 冷熱・温熱 熱供給	分任支出負担行為担当官 大阪航空局関西空港事務所長 富田 博明 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	平成22年4月1日	関西国際空港熱供給(株) 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	40,556,513	40,556,513	100.0%	—	当所に冷水及び蒸気を供給できるのは、関西国際空港内のエネルギー供給システムの整備・管理を行う当該者のみであるため。	8	
給排水施設利用契約	分任支出負担行為担当官 大阪航空局中部空港事務所長 鈴木 正則 愛知県常滑市セントレア1-1	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	4,771,725	4,771,725	100.0%	—	当所に上下水道を供給できるのは、中部国際空港内の給排水施設の整備・管理を行う当該者のみであるため。	8	
熱供給契約	分任支出負担行為担当官 大阪航空局中部空港事務所長 鈴木 正則 愛知県常滑市セントレア1-1	平成22年4月1日	中部国際空港エネルギー供給(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	23,341,195	23,341,195	100.0%	—	当所に冷水及び蒸気を供給できるのは、中部国際空港内のエネルギー供給システムの整備・管理を行う当該者のみであるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
車両借上契約(土佐清水航空路監視レーダー事務所)	分任支出負担行為担当 大阪航空局高知空港事務所長 平塚 省二 高知県南国市物部	平成22年4月1日	(有)足摺交通 高知県土佐清水市元町7-11	会計法第29条の3第4項	2,917,000	2,917,000	100.0%	—	車両借上契約の価格は、運輸局長の認可により決定しており一般競争での価格競争にはそぐわない。そこで、安全面や車両台数等の価格以外の項目を採点する企画競争を行い上位2社を選定した。	19	
車両借上契約(土佐清水航空路監視レーダー事務所)	分任支出負担行為担当 大阪航空局高知空港事務所長 平塚 省二 高知県南国市物部	平成22年4月1日	(株)足摺ハイヤー 高知県土佐清水市汐見町4-23	会計法第29条の3第4項	2,917,000	2,917,000	100.0%	—	車両借上契約の価格は、運輸局長の認可により決定しており一般競争での価格競争にはそぐわない。そこで、安全面や車両台数等の価格以外の項目を採点する企画競争を行い上位2社を選定した。	19	
上牟田川水系の治水対策施設の維持管理業務委託	分任支出負担行為担当 大阪航空局福岡空港事務所長 宍戸 文雄 福岡市博多区上臼井字屋敷295	平成22年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	4,524,450	4,524,450	100.0%	—	上牟田川水系の治水対策で整備した調節池と、福岡市で管理している上牟田川とで一体的に流水管理を行う必要があり、契約の性質が競争を許さないため随意契約を締結したものである。	4	
平成22年度 軽油購入	分任支出負担行為担当 大阪航空局那覇空港事務所長 大塚 憲郎 沖縄県那覇市安次嶺531-3	平成22年4月1日	(株)りゅうせきエネルギー 沖縄県浦添市西洲2-2-3	会計法第29条の3第4項	2,170,000	2,160,000	99.5%	—	当該案件は、化学消防車及び医療作業車の燃料用として使用するものである。上記の車両は、車両制限令により夜間走行、先導車随従の義務等、通行制限を受けている。以上の理由から空港からなるべく近隣で、公道を使用せず給油できる給油所は、左記事業者しかいないため、契約相手方とした。	19	
埋設型高感度地震計の修理(精密地震観測室)	支出負担行為担当 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年4月16日	極東貿易株式会社 東京都千代田区大手町2-2-1	会計法第29条の3第4項	—	4,830,000	—	—	本件は平成18年の北朝鮮核実験を受け、平成19年度に急速整備された英国Güralp Systems社製の埋設型高感度地震計OMG-3TB/5TB(以下「本装置」という)を地表下約700mの観測井から引き上げ修理および調整を速やかに行うものである。本装置は自然地震の観測ばかりでなく北朝鮮核実験監視の役割も担っている非常に重要な地震計であり、業務の性質上、緊急に修理を行う必要がある。修理を行うには本装置の仕様や規格等に精通し、高度な技術が必要不可欠であり、極東貿易株式会社は、英国Güralp Systems社の日本国内唯一の代理店である。よって、会計法29条の3第4項に基づき極東貿易株式会社と随意契約を締結するものである。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
凌風丸船内データ通信ネットワーク(船内LAN)の修理	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年6月28日	情報事務資材株式会社 東京都中央区京橋3-9-9	会計法第29条の3第4項	1,995,000	1,959,300	98.2%	—	凌風丸船内データ通信ネットワーク(船内LAN)は、凌風丸の航海計器、観測装置、表示端末等を接続している総合情報器機であり、平成16年度から17年度にかけて情報事務資材株式会社が開発・整備した。 本件は、経年使用により障害が頻発し、また、10-04次航海(6/5土~7/1木)において3台の船内LAN通信端末が故障したことから、早急にネットワークの機能を復旧させるものである。 業務の性質上、緊急に交換修理を行う必要があるため、それができるのは本ネットワークを開発・整備し、接続されているシステム・ソフトウェアを把握している情報事務資材株式会社以外ない。 以上のことから、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項の規定により情報事務資材株式会社と契約を締結するものである。	13	
利尻航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 中井 公太 札幌市中央区北2条西18丁目	平成22年4月1日	北海道宗谷総合振興局長(北海道) 稚内市末広4-2-27	会計法第29条の3第4項	3,385,000	3,385,000	100.0%	—	北海道宗谷総合振興局長との間で締結している本業務については、航空気象観測業務の実施に関する協定により委託観測を行っているもので、航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行なっている北海道以外に委託可能な者はいないため。	4	
奥尻航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 中井 公太 札幌市中央区北2条西18丁目	平成22年4月1日	北海道渡島総合振興局長(北海道) 北海道函館市市原4-6-16	会計法第29条の3第4項	3,144,000	3,144,000	100.0%	—	北海道渡島総合振興局長との間で締結している本業務については、航空気象観測業務の実施に関する協定により委託観測を行っているもので、航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行なっている北海道以外に委託可能な者はいないため。	4	
中部航空地方気象台映像配信設備の使用 1式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島 隆 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	1,132,488	1,132,488	100.0%	—	空港ターミナルビルにより観測室からの視程が一部困難となるため、中部国際空港株式会社が設置した空港内監視カメラの映像の分岐をうけることとしている。当該カメラの映像配信設備は上記会社のみしか提供していないため。	12	
静岡空港出張所職員用宿舎の借上 1式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島 隆 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年4月1日	東建コーポレーション(株) 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-33	会計法第29条の3第4項	2,952,000	2,952,000	100.0%	—	職員用宿舎の性質上、同一箇所を継続的に借り上げる必要があるため。	5	
石見・隠岐航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 佐々木 秀行 大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年4月1日	島根県知事 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	11,375,816	11,375,816	100.0%	—	島根県との間で締結している本業務については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締結しているため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡航空測候所宿舍借上 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	独立行政法人 都市再生機構九州支社 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	会計法第29条の3第4項	7,831,200	7,831,200	100.0%	—	独立行政法人都市再生機構と締結している福岡航空測候所宿舍借上契約については、職員宿舍として、平成18年度から職員が入居しており、毎年度入札を行った場合、入居者の移転経費負担が発生する恐れがあるため、引き続き借上げを継続する必要があるため。	19	
福岡航空測候所種子島空港出張所宿舍借上 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	陸建設(株) 鹿児島県西之表市東町151	会計法第29条の3第4項	2,494,800	2,494,800	100.0%	—	陸建設(株)と締結している種子島空港出張所宿舍借上契約については、職員宿舍として、前年度から職員が入居しており、毎年度入札を行った場合、入居者の移転経費負担が発生する恐れがあるため、引き続き借上げを継続する必要があるため。	19	
平成22年度喜界航空気象観測所観測業務に係る請負 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	喜界町長 鹿児島県大島郡喜界町大字湾1746	会計法第29条の3第4項	—	6,210,000	—	—	喜界町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を、同町と締結しているため。	4	
平成22年度徳之島航空気象観測所観測業務に係る請負 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	天城町長 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1	会計法第29条の3第4項	—	6,260,000	—	—	天城町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
平成22年度屋久島航空気象観測所観測業務に係る請負 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	屋久島町長 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469-45	会計法第29条の3第4項	—	6,620,000	—	—	屋久島町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
平成22年度奄岐航空気象観測所観測業務に係る請負 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	長崎県知事 長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	—	4,260,000	—	—	長崎県との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締結しているため。	4	
平成22年度上五島航空気象観測所観測業務に係る請負 1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	新上五島町長 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	会計法第29条の3第4項	—	1,880,000	—	—	新上五島町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度与論航空気象観測所観測業務に係る請負1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	与論町長 鹿児島県大島郡与論町茶花32-1	会計法第29条の3第4項	-	5,830,000	-	-	与論町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
平成22年度沖永良部航空気象観測所観測業務研修に係る請負1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	和泊町長 鹿児島県大島郡和泊町和泊10	会計法第29条の3第4項	-	6,470,000	-	-	和泊町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
平成22年度小値賀航空気象観測所観測業務に係る請負1式	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 宇平 幸一 福岡市中央区大濠1-2-36	平成22年4月1日	小値賀町長 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	会計法第29条の3第4項	-	1,890,000	-	-	小値賀町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
粟国航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	粟国村 沖縄県島尻郡粟国村字東367	会計法第29条の3第4項	4,334,000	4,334,000	100.0%	-	粟国村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
多良間航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	会計法第29条の3第4項	4,290,000	4,290,000	100.0%	-	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
南大東航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	南大東村 沖縄県島尻郡南大東村字南144-1	会計法第29条の3第4項	4,622,000	4,622,000	100.0%	-	南大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
慶良間航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	座間味村 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109	会計法第29条の3第4項	1,619,000	1,619,000	100.0%	-	座間味村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
北大東航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	会計法第29条の3第4項	3,405,000	3,405,000	100.0%	—	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
波照間航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	竹富町 沖縄県石垣市美崎町11	会計法第29条の3第4項	2,195,000	2,195,000	100.0%	—	竹富町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
与那国航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	与那国町 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129	会計法第29条の3第4項	4,489,000	4,489,000	100.0%	—	与那国町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
久米島航空気象観測所業務委託 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 栗原 弘一 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成22年4月1日	久米島町 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870	会計法第29条の3第4項	7,856,000	7,856,000	100.0%	—	久米島町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
モニタリングニュース情報提供サービス	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 久保 成人 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(財)ラヂオプレス 東京都新宿区若松町33-8	会計法第29条の3第4項	1,191,960	1,191,960	100.0%	—	国外のラジオ、テレビをモニタリングした情報提供については、唯一(財)ラヂオプレスが提供しているため。	19	
船舶動静情報提供サービス	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 久保 成人 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	(株)フェアフィールド ジャパン 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	2,578,537	2,578,537	100.0%	—	船舶情報、船主情報、各船舶の過去3年以上の動静履歴については、唯一フェアフィールドジャパン(株)が24時間体制で情報提供しているため。	19	
定期刊行物(朝日新聞)60部ほか6点買入	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 久保 成人 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	1,821,420	1,821,420	100.0%	—	朝日新聞他の購入については、海上保安庁の所在地において、丸の内新聞事業協同組合が唯一販売を行っている業者である。よって唯一の相手方である上記組合と随意契約を行うものである。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
海上保安学校訓練場敷地借上	支出負担行為担当官 海上保安学校長 眞嶋 洋 京都府舞鶴市長浜200 1	平成22年4月1日	新日本石油(株) 東京都港区西新橋1 -3-12	会計法第29条の3第 4項	2,550,196	2,550,196	100.0%	—	海上保安学校の管理地内にある民有地であり、同土地の所有者であるため。	5	
木地挽中継所及び大野送信所敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 井下田 廣明 北海道小樽市港町5-3	平成22年4月1日	北斗市 北海道北斗市中央1 -3-10	会計法第29条の3第 4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	—	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	5	
十勝太朗ランC局敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 井下田 廣明 北海道小樽市港町5-3	平成22年4月1日	個人情報保護法により 非公開	会計法第29条の3第 4項	1,465,715	1,465,715	100.0%	—	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	5	
網走無線方位信号所局舎敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 井下田 廣明 北海道小樽市港町5-3	平成22年4月1日	網走市 北海道網走市南6条 東4	会計法第29条の3第 4項	3,893,399	3,893,399	100.0%	—	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	5	
平成22年度NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 井下田 廣明 北海道小樽市港町5-3	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2 -2-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,872,120	—	—	放送法に基づき、テレビを設置した者は、協会と契約をしなければならないため。	1	
平成22年度NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 塩釜市真山通3-4-1	平成22年5月28日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2 -2-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,260,225	—	—	NHK放送受信料(法令による)	1	
平成22年度小名浜港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 塩釜市真山通3-4-1	平成22年4月1日	福島県 福島県福島市杉妻町 2-16	会計法第29条の3第 4項	1,977,268	1,977,268	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度青森港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 塩釜市真山通3-4-1	平成22年4月1日	青森市 青森県青森市中央1-22-5	会計法第29条の3第4項	1,093,239	1,093,239	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
有償借上(大井信号所借料3060)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	966,312	966,312	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(10号地信号所敷地借料3036、3079)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,960,308	1,960,308	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(東京船艇基地敷地借料3017-18)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	3,417,324	3,417,324	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(晴海信号所敷地及びケーブル埋設3035)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,120,560	1,120,560	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(湘南海上保安署庁舎借料3020)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	神奈川県藤沢土木事務所 神奈川県茅ヶ崎市汐見台1-7	会計法第29条の3第4項	832,615	832,615	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(ラフェーリア宇佐美宿舍借料3076)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	株式会社アナザーワン 東京都港区六本木5-13-19	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行なうことが不可能なため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
有償借上(ブランドール宿舍ほか1件借料3094-2)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	東建コーポレーション株式会社 茨城県ひたちなか市笹野町1-15-41	会計法第29条の3第4項	3,432,000	3,432,000	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(ウイスタリア宿舍借料3094)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(潜在事犯建物借料3075)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	有限会社アベックスプランニング 東京都品川区東五反田2-4-4	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(伊東MPS係留施設借料3073-3)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	伊東マリンタウン株式会社 静岡県伊東市湯川571-19	会計法第29条の3第4項	906,150	906,150	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(伊東MPS事務室借料3073)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	伊東マリンタウン株式会社 静岡県伊東市湯川571-19	会計法第29条の3第4項	3,483,912	3,483,912	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(15号地信号所埋設管B-D借料3061-3)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	2,262,384	2,262,384	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(新島ロラン局敷地借料3056)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年4月1日	新島村会計管理者 東京都新島村本村1-1-1	会計法第29条の3第4項	13,494,400	13,494,400	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
有償借上(川崎及び塩浜信号所敷地等借料3037, 3038)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	平成22年4月1日	川崎市長 神奈川県川崎市川崎区宮本町1	会計法第29条の3第4項	1,029,852	1,029,852	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(袖ヶ浦浮標基地敷地借料3033)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	平成22年4月1日	千葉県千葉港湾事務所長 千葉県千葉市中央区中央港1-6-1	会計法第29条の3第4項	1,985,920	1,985,920	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(本牧レーダ局舎敷地借料3029)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	平成22年4月1日	横浜市長 神奈川県横浜市中央区港町1-1	会計法第29条の3第4項	1,572,612	1,572,612	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(13号地信号所借料3065ほか1件)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	平成22年4月1日	財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区東八潮3-1	会計法第29条の3第4項	4,743,192	4,743,192	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
有償借上(潜在事犯対策建物借料3022)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	平成22年4月1日	東急リパブル株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-9-5	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能なため。	5	
冷房供給	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部 牛島 清 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	平成22年6月30日	空港施設株式会社 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,451,645	2,451,645	100.0%	—	取扱い業者が特定されているため	16	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一 藁 勝 愛知県名古屋市中区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,029,235	1,029,235	100.0%	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍料(常滑)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉 勝 愛知県名古屋港区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	常滑市 愛知県常滑市新開町4-1	会計法第29条の3第4項	9,660,000	9,660,000	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
借上宿舍料(常滑)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉 勝 愛知県名古屋港区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	エステイタス(株) 愛知県刈谷市一ツ木町8-6-15	会計法第29条の3第4項	816,000	816,000	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
借上宿舍料(伊勢湾センター)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉 勝 愛知県名古屋港区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	(有)建物管理ウイング 愛知県豊橋市向山台町13-10	会計法第29条の3第4項	5,880,000	5,880,000	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
ICカードリーダー等使用	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉 勝 愛知県名古屋港区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	2,679,600	2,679,600	100.0%	—	中部空港海上保安航空基地において同基地格納庫は当本部の施設であると同時に、中部国際空港の滑走路等空港施設への出入りが可能である空港施設の一部をなしている。中部国際空港への出入りは中部国際空港(株)のセキュリティを同社からカードリーダー、ICカードを借受け使用しなければ、同基地格納庫への出入りが不可となるため。	5	
中部空港基地庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉 勝 愛知県名古屋港区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	17,510,454	17,510,454	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
名古屋港海上交通センター土地ほか借料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉 勝 愛知県名古屋港区入船二丁目3番12号	平成22年4月1日	名古屋港管理組合 愛知県名古屋港区入船1-8-21	会計法第29条の3第4項	27,540,093	27,540,093	100.0%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
公務員宿舎(日和佐地区)賃貸借	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	日和佐不動産(株) 徳島県海部郡美波町奥河内字寺前198-4	会計法第29条の3第4項	1,128,000	1,128,000	100.0%	—	要求する内容に合致した契約を履行できる者であり、他に履行できる者が存じないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
神戸大型巡視船陸上施設用地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	神戸市 兵庫県神戸市中央区 加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	916,536	916,536	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
関西空港海上保安航空基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	100,414,849	100,414,849	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
関西空港海上保安航空基地分庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	13,623,660	13,623,660	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
大阪特殊警備基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区 大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	8,105,446	8,105,446	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
大阪特殊警備基地訓練所敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区 大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	3,014,762	3,014,762	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
高知港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	高知県 高知県高知市丸ノ内1 -2-20	会計法第29条の3第4項	13,913,895	13,913,895	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
宿毛運輸総合庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	高知県 高知県高知市丸ノ内1 -2-20	会計法第29条の3第4項	876,720	876,720	100.0%	—	当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
和歌山海上保安部敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	814,200	814,200	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
浮標基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中ノ島1-3-20	会計法第29条の3第4項	21,583,672	21,583,672	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
大阪浮標基地クレーン及び船着場敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中ノ島1-3-20	会計法第29条の3第4項	1,341,360	1,341,360	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
関西空港海上保安航空基地水道料ほか	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	—	6,498,327	—	—	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が負担するよう協定により決定されており、供給者が一に特定されるため。	8	単価契約
熱供給料(関空基地)	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	関西国際空港熱供給(株) 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	会計法第29条の3第4項	—	1,881,025	—	—	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が負担するよう協定により決定されており、他に履行できる者は存在しないため。	8	単価契約
平成22年度放送受信料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,043,560	1,043,560	100.0%	—	法令により契約の相手方が一に限られているため	1	
電気料(西浜コンテナヤード)	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 大島 啓太郎 神戸市中央区波止場町1-1	平成22年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	—	493,734	—	—	当該場所で行えば行政事務を行うことができないことから、供給者が一に特定されるため競争を許さないもの。	8	単価契約

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
NHK放送受信料(前金払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林 敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成22年4月1日	日本放送協会 広島県広島市中区大手町2-11-10	会計法第29条の3第4項	—	1,302,055	—	—	法令により契約の相手方が一に限られるため。	1	
今治海上保安部 庁舎借料(前金払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林 敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成22年4月1日	今治市 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項	9,852,334	9,852,334	100.0%	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	5	
今治海上保安部 事務室等借料	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林 敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成22年4月1日	越智今治農業協同組合 愛媛県今治市北宝来町1-1-5	会計法第29条の3第4項	3,886,692	3,886,692	100.0%	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	5	
小豆島地区宿舍借上(前払金)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林 敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成22年4月1日	金両株式会社 香川県小豆郡小豆島町馬木甲842-1	会計法第29条の3第4項	3,729,600	3,729,600	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、供給者が一に特定されるため。	5	
宿舍借上げ(メゾンドール・ケント)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島 伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成22年4月1日	シゲマツ不動産(有) 佐賀県伊万里市立花町3997-5	会計法第29条の3第4項	816,000	816,000	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
杵岐(署)庁舎敷地等借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島 伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成22年4月1日	杵岐市 長崎県杵岐市郷ノ浦町本村触562番地	会計法第29条の3第4項	936,146	936,146	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
平戸(署)庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島 伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成22年4月1日	平戸市 長崎県平戸市岩の上町1508番地3	会計法第29条の3第4項	896,400	896,400	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
厳原地方合同庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島 伸至 福岡県北九州市門司区 西海岸1-3-10	平成22年4月1日	対馬市 長崎県対馬市厳原町 大字宮谷224	会計法第29条の3第4項	1,597,400	1,597,400	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
放送受信料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島 伸至 福岡県北九州市門司区 西海岸1-3-10	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	2,028,345	2,028,345	100.0%	—	当該放送受信料は、法令の規定により契約の相手方が一に特定されるため	1	
鳥取海上保安署庁舎敷地借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生 晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成22年4月1日	鳥取県知事 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	会計法第29条の3第4項	1,165,441	1,165,441	100.0%	—	鳥取県知事との間に締結している鳥取海上保安署庁舎敷地借上は当該場所で行なわれれば行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
公務員宿舍借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生 晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成22年4月1日	(株)日章土地 福井県敦賀市本町二丁目8番17号	会計法第29条の3第4項	5,136,000	5,136,000	100.0%	—	(株)日章土地との間に締結している公務員宿舍借上は平成20年4月1日から宿舍として借上しているものであり、継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
公務員宿舍借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生 晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成22年4月1日	大和リビング(株) 名古屋市中区大須4丁目10番32号	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	—	大和リビング(株)との間に締結している公務員宿舍借上は平成20年1月1日から宿舍として借上しているものであり、継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
香住地区公務員宿舍借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生 晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成22年4月1日	(有)アシスト 兵庫県美方郡香美町 香住区香住82番地の1	会計法第29条の3第4項	3,204,000	3,204,000	100.0%	—	(有)アシストとの間に締結している公務員宿舍借上は平成20年10月1日から宿舍として借上しているものであり、継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
海上保安庁公務員宿舍借上 (伏木海上保安部その2)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男 雅之 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	平成22年4月1日	東栄ホーム(株) 富山県高岡市旭ヶ丘46-30	会計法第29条の3第4項	1,896,000	1,896,000	100.0%	—	本契約は、平成18年4月から東栄ホーム(株)との間に締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
海上保安庁公務員宿舍借上(七尾海上保安部)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男 雅之 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	平成22年4月1日	(株)マグラ 石川県七尾市小丸山台2-51	会計法第29条の3第4項	2,196,000	2,196,000	100.0%	—	本契約は、平成20年2月から榊マグラとの間で締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	5	
海上保安庁公務員宿舍借上(佐渡海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男 雅之 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	平成22年4月1日	(株)中村工業 新潟県佐渡市畑野399	会計法第29条の3第4項	2,424,000	2,424,000	100.0%	—	本契約は、平成19年12月から榊中村工業との間で締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	5	
海上保安庁公務員宿舍借上(能登海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男 雅之 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	平成22年4月1日	能登不動産 石川県鳳珠郡能登町宇字出津夕字38-4	会計法第29条の3第4項	5,706,000	5,706,000	100.0%	—	本契約は、平成19年6月から能登不動産との間で締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	5	
八代航標庁舎及び浮標置場敷地借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	熊本県八代港管理事務所 熊本県八代市港町249番地	会計法第29条の3第4項	1,518,168	1,518,168	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行えないことから、供給者が一に特定される賃貸借契約であり競争を許さないものであるため。	5	
吉見山送信所敷地借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	九州森林管理局 熊本県熊本市京町本丁2-7	会計法第29条の3第4項	836,400	836,400	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行えないことから、供給者が一に特定される賃貸借契約であり競争を許さないものであるため。	5	
宿舍借上げ	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	2,131,200	2,131,200	100.0%	—	建物の賃貸借契約の性質上代替性がないことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	5	
天草地区宿舍借上げ	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	—	建物の賃貸借契約の性質上代替性がないことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
天草地区宿舎借上げ	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	—	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	5	
放送受信料	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	日本放送協会 鹿児島市本港新町4-6	会計法第29条の3第4項	—	1,342,065	—	—	法令の規定により、供給することが可能な業者が一であるため。	1	
ナビゲーションデータベース更新	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成22年4月1日	マイナミ空港サービス(株) 東京都港区元赤坂一丁目7番8号	会計法第29条の3第4項	1,314,180	1,314,180	100.0%	—	行政目的を達成するために、不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	12	
慶佐次ロランC局用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	慶佐次区長 沖縄県国頭郡東村字慶佐次19	会計法第29条の3第4項	52,326,446	52,326,446	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	5	
慶佐次ロランC局用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	東村軍用地等地主会 沖縄県国頭郡東村字慶佐次19	会計法第29条の3第4項	24,685,210	24,685,210	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	5	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	(学)嘉数学園 沖縄県那覇市宇国場555	会計法第29条の3第4項	2,440,306	2,440,306	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	5	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	(学)尚学学園 沖縄県那覇市宇国場747	会計法第29条の3第4項	1,626,870	1,626,870	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
国家公務員宿舎用民間アパート借上げ(クレメントハウス102ほか8戸)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	(有)ひまわり住宅 沖縄県沖縄市高原7-23-2	会計法第29条の3第4項	5,933,268	5,933,268	100.0%	—	平成21年6月に一般公告を行い、9戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	5	
国家公務員宿舎用民間アパート借上げ(テラス久富ほか4戸)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	中部興産株式会社 沖縄県沖縄市仲宗根24-9	会計法第29条の3第4項	3,134,040	3,134,040	100.0%	—	平成21年3月に一般公告を行い、5戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	5	
電気料(JTA)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 那須 秀雄 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成22年4月1日	日本トランスオーシャン航空(株) 沖縄県那覇市山下町3-24	会計法第29条の3第4項	—	893,358	—	—	那覇空港敷地内において電気の供給を行うことができるのが契約の相手方のみであるため。	8	

「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄の番号は以下に該当する番号である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの「1」

(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの「2」

(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの「3」

(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの「4」

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
「5」

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等「6」

ニ その他

(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等「7」

(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
「8」

(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
「9」

(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入「10」

(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入「11」

(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの「12」

・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」

・競争に付することが不利と認められる場合「14」

・秘密の保持が必要とされている場合「15」

・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」

・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」

・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」

・その他、類型区分に分類できないものについては「19」